

平成 27 年度厚生労働省委託事業

「家内労働者の危険有害業務に関する周知啓発事業」

危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査

報 告 書

平成 28 年 3 月

はじめに

この報告書は、平成 27 年 9 月に実施した「危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」の結果をとりまとめたものである。

家内労働者はいまなお、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っており、このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生に関する措置などを「家内労働法」で規定している。

一方、平成 26 年度家内労働等実態調査によると、災害発生のおそれのある機械・原材料を使用している家内労働者の半数以上が、危害を防止するための措置を講じていない現状にあり、危険有害業務に係る家内労働の実態等を把握した上で、様々な角度から今後の安全衛生措置を検討することが重要である。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて安全及び衛生の確保などの様々な施策を推進してきたが、さらなる施策の充実と家内労働法の周知啓発の徹底に向けた基礎資料を得るため、このたび「危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」を実施したものである。

本調査では、委託者の作業委託状況や家内労働者の危険有害業務の実態と、両者の安全衛生措置への意識を把握するための質問項目を設け、調査結果を参考に、危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者向けの災害防止対策等に関するガイドブックを作成することとしている。

この調査結果が、関係各位において有効に活用されれば幸いである。

平成 28 年 3 月

目 次

I 調査概要	1
1. 調査目的	2
2. 調査対象	2
3. 調査方法	3
4. 調査地域	3
5. 調査実施期間及び調査の基準となる期日	3
6. 調査実施機関	3
7. 本報告書の見方	3
8. 委託者調査結果要約	4
9. 家内労働者調査結果要約	5
10. 平成 27 年度調査結果における、周知啓発に向けての主な課題	7
11. まとめ	9
II 委託者調査 調査結果	10
1. 事業者プロフィール	11
(1) 地域	11
(2) 業種	13
(3) 雇用者数	15
(4) 常時委託している家内労働者数	17
2. 周知啓発情報について	19
(1) 「家内労働法」の認識状況	19
(2) 「家内労働のしおり」 閲読経験	21
(3) 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報	23
(4) 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報	25
(5) 「家内労働のしおり」の読みやすさ	28
(6) 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由	30
(7) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体	31
3. 委託内容などについて	34
(1) 家内労働者が使用している機械・器具・資材	34
(2) 危険有害業務に使用中の機械・器具・資材の譲渡・貸与の有無	39
4. 危険有害業務に対する危険度認識について	40
(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況	40
(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況	41
(3) 危険有害業務中の家内労働者の傷病の有無	42
(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況	43
(5) 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況	43
(6) 家内労働者への労災保険特別加入制度の推奨の有無	45

5. 安全・衛生措置の実施状況について	46
(1) 委託者による安全・衛生措置の実施状況	46
(2) 安全・衛生措置を講じていない理由	49
(3) 実施した安全・衛生措置	50
III 家内労働者調査 調査結果	55
1. 家内労働者プロフィール	56
(1) 性年代別構成	56
(2) 地域	58
(3) 世帯主との続柄／家内労働の種類	60
2. 周知啓発情報について	62
(1) 「家内労働法」の認識状況	62
(2) 「家内労働のしおり」閲読経験	63
(3) 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報	64
(4) 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報	66
(5) 「家内労働のしおり」の読みやすさ	68
(6) 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由	69
(7) より多くの家内労働関連情報への期待	70
(8) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体	72
3. 具体的な作業内容について	75
(1) 主な取り扱い製品	75
(2) 使用している機械・器具・資材	79
4. 危険有害業務に対する危険度認識について	84
(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況	84
(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況	85
(3) 危険有害業務中の傷病の有無	86
(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況	87
(5) 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況	88
(6) 労災保険特別加入制度の認識・加入状況	89
5. 安全・衛生措置の実施状況について	90
(1) 安全・衛生措置の実施状況	90
(2) 安全・衛生措置を講じていない理由	92
(3) 実施した安全・衛生措置	93
IV 参考資料「平成 25 年度調査・平成 26 年度調査 調査結果概要」	97
1. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査について	98
2. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査より～家内労働者の災害防止に係る問題点等～	98
3. 家内労働者の災害防止に係る課題	98
4. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査と平成 27 年度調査の考え方	99
V 調査票	100

I 調 査 概 要

1. 調査目的

家内労働者の災害等の予防を目的として、「平成 25 年度 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」及び「平成 26 年度 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」の結果等を踏まえ、家内労働者の危険有害業務の実態と、安全衛生措置対策への意識を把握、同時に委託者における作業委託状況の実態と、安全衛生措置への意識を把握し、危険有害業務に従事する家内労働者及び家内労働の委託者向けの災害防止対策等に関するガイドブック作成の参考資料、及び今後の災害等の予防施策立案の基礎資料とする。

(※平成 25 年度調査から平成 27 年度調査に至る経緯については、IV 章 平成 25 年度・平成 26 年度 調査結果概要を参照。)

2. 調査対象

① 委託者調査

■ 平成 26 年度家内労働等実態調査実施前の委託者に係る母集団名簿から一定の方法で抽出され、危険有害業務を委託していると推察される委託者 1,512 サンプル

■ 有効回収数 755 サンプル(回収率 49.9%)

内訳 危険有害業務委託者 150 サンプル / 非危険有害業務委託者 604 サンプル

危険有害業務委託有無の該当質問 無回答 1 サンプル

(参考)

・宛所不明 39 サンプル

・廃業 10 サンプル

・対象外(委託先が事業者) 3 サンプル

宛所不明・廃業・対象外を除いた実質的な到達数(1,512-52=1,460 サンプル)を母数とした場合の

回収率 $755/1,460=51.7\%$

② 家内労働者調査

■ 委託者経由で一定の方法で抽出され、危険有害業務に従事する家内労働者 5,036 サンプル

■ 有効回収数 1,656 サンプル(回収率 32.9%)

内訳 危険有害業務従事者 413 サンプル / 非危険有害業務従事者 1,242 サンプル

危険有害業務従事有無の該当質問 無回答 1 サンプル

(参考)

・委託者宛所不明 134 サンプル

・家内労働者数不足 3 サンプル

(委託者に託した部数よりも家内労働者が少なく、配布しきれなかった数)

・家内労働者不在・不能 23 サンプル

(家内労働者がいない、または高齢で回答困難と委託者が判断)

・委託先が対象外(委託者が委託している相手が会社組織等) 11 サンプル

・委託者が廃業 31 サンプル

・委託者段階で拒否 10 サンプル

以上 家内労働者への未到達分 計 212 サンプル

家内労働者への到達数(5,036-212=4,824 サンプル)を母数とした場合の

回収率 $1,656/4,824=34.3\%$

3. 調査方法

自記式アンケートによる通信調査

4. 調査地域

全国

5. 調査実施期間及び調査の基準となる期日

平成 27 年 9 月 9 日(水)～9 月 28 日(月) なお、調査の基準となる期日は平成 27 年 8 月 31 日とする。

6. 調査実施機関

株式会社 中外

なお、今回の事業を実施するにあたり、下記委員構成による事業運営委員会を設置し、調査結果、ガイドブックの方向性等について討議・研究を行った。

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
後藤博俊 (座長)	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問
石田さとし	全国中小企業団体中央会 労働・人材政策本部 人材育成部長
石田 亨	労働衛生コンサルタント (保健衛生・労働衛生工学)
岩本充史	弁護士 (安西法律事務所)
久保啓子	日本労働組合総連合会 労働条件・中小労働対策局次長

7. 本報告書の見方

- (1) 本報告書は調査結果をとりまとめたもので、回答はすべて回答者数を基数とした百分率(%)で示してある。
- (2) 結果数値(%)は表記単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合もある。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してある。
- (4) 本調査における危険有害業務委託者とは、委託者票問 10 において、選択肢「1」～「24」までのいずれかの機械等を使用していると回答した者(246 名)のうち、当該機械等を家内労働者へ譲渡、貸与または提供していると回答した者(150 名)を指している。また、危険有害業務従事者とは、家内労働者票問 14 において、選択肢「1」～「24」までのいずれかの機械等を使用していると回答した者(413 名)を指している。
- (5) 各図表において、委託者篇は有効回収数 755 サンプルを母数としたもの、家内労働者篇は有効回収数 1,656 サンプルを母数としたものを【回収数ベース】と表記し、(4)で示した、危険有害業務委託者または危険有害業務従事者に限定した母数のものを【危険有害業務委託者ベース】又は【危険有害業務従事者ベース】と表記している。ただし、回収数ベース、危険有害業務委託者ベース、危険有害業務従事者ベースの図表でも、枝質問(例えば、家内労働のしおり閱讀経験者に限定した質問等)では、その母数は他の質問の母数より少ない母数となる。

8. 委託者調査結果要約（危険有害業務委託者ベース）

【事業者プロフィール】

(1) 地域

「関東」(20.7%)が最も多く、「北海道・東北」(16.0%)、「近畿」・「中国」(14.0%)と続いている。

(2) 業種

「繊維工業」が42.0%で突出して多くなっている。

(3) 雇用者数

「1～29 人」(42.7%)、「30～99 人」(40.0%)と続き、100 人未満の事業所が全体の84.0%を占める。

(4) 常時委託している家内労働者数

「10～19 人」(26.0%)が最も多く、「10～29 人 計」が42.7%で半数近くを占める。

【周知啓発情報について】

(1) 「家内労働法」の認識状況

「内容を知っている」は38.7%。少なくとも“聞いたことはある”委託者まで含めると93.4%に達する。

(2) 「家内労働のしおり」閲読経験

「読んだことがある」が39.3%、「読んだことはない」が50.0%となっている。

(3) 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報

「家内労働法の概要説明」が67.8%で最も多く、「安全・衛生措置の説明」(44.1%)が続く。

(4) 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報

「危険有害業務による災害事故・事例」(25.4%)、「安全・衛生措置の取組事例」(23.7%)などが多い。

(5) 「家内労働のしおり」の読みやすさ

「読みやすかった」は13.6%となっている。

(6) 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由

「項目ごとに書いてあり読みやすい」「図や字の大きさ、色の使い方などが良かった」等の意見がみられた。

(7) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体

「パンフレット・リーフレット」(66.0%)、「厚生労働省のホームページ」(38.0%)などが多い。

【委託内容などについて】

(1) 家内労働者が使用している機械・器具・資材

「動力ミシン」が52.7%で突出して多くなっている。

【危険有害業務に対する危険度認識について】

(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況

「措置の内容を知っている」は45.3%となっている。

(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況

「内容を知っている」は26.0%となっている。

(3) 危険有害業務中の家内労働者の傷病の有無

けがは90.7%の事業所が「ない」と回答、病気も92.0%の事業所が「ない」と回答している。

(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況

「知っている」が84.0%、「知らない」は10.0%となっている。

(5) 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況

「知らない」が 70.0%、「知っている」は 25.3%にとどまった。

(6) 家内労働者への労災保険特別加入制度の推奨の有無

「制度を知らない」が 62.0%、家内労働者に「知らせている」は 1.3%にとどまった。

【安全・衛生措置の実施状況について】

(1) 委託者による安全・衛生措置の実施状況

「原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械等に、覆い、囲いやスリーブを取り付け」が 27.3%の実施率。

(2) 安全・衛生措置を講じていない理由

「家内労働者からの要望がない」(48.5%)、「法令を知らない」(30.3%)となっている。

(3) 実施した安全・衛生措置

“ガード、カバー、覆いの取付け等ハード面での施策”、“集塵機、マスク、手袋等、安全・衛生器具・備品の提供”、及び“口頭、書面での説明、説明書の配布”等の内容の措置がほとんどである。

9. 家内労働者調査結果要約（危険有害業務従事者ベース）

【家内労働者プロフィール】

(1) 性年代別構成

「女性」75.8%、「男性」24.2%、年齢は「60代」が 36.6%で最も多く、平均年齢は 60.5 歳だった。

(2) 地域

「関東」(22.3%)、「近畿」(15.5%)、「北海道・東北」(14.8%)が多くなっている。

(3) 世帯主との続柄／家内労働の類型

「世帯主の配偶者」が 58.8%で突出して多くなっている。

【周知啓発情報について】

(1) 「家内労働法」の認識状況

「聞いたことがない」が 50.6%で最も多く、「内容を知っている」は 4.8%であった。

(2) 「家内労働のしおり」閲読経験

「読んだことがある」は 4.1%、「読んだことはない」は 83.3%で、回答した家内労働者全体での「読んだことはない」の 77.6%より多い。

(3) 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報

「家内労働法の概要説明」(52.9%)、「家内労働(者)に関する統計情報」(41.2%)などが多くなっている。

(4) 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報

「家内労働(者)に関する統計情報」(41.2%)が最も多い。

(5) 「家内労働のしおり」の読みやすさ

「読みやすかった」は 29.4%であった。

(6) 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由

「大きな字でわかりやすく書いてあった」などの意見がみられた。

(7) より多くの家内労働関連情報への期待

「そう思う」は 25.7%となっている。

(8) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体

「パンフレット・リーフレット」(61.3%)、「行政の広報誌」(40.6%)が多い。

【具体的な作業内容について】

(1) 主な取り扱い製品

「繊維製品」が 53.0% で突出して多くなっている。

(2) 使用している機械・器具・資材

「動力ミシン」(54.5%)、「有機溶剤又は有機溶剤の混合物」(9.9%)、「ハンドプレス機」(8.0%)などが多い。

【危険有害業務に対する危険度認識について】

(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況

「措置の内容を知っている」は 13.1% であった。

(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況

「内容を知っている」は 4.4% であった。

(3) 危険有害業務中の傷病の有無

けがは「ない」が 82.8%、「ある」は 5.6%、病気は「ない」が 79.9%、「ある」が 0.5%となっている。

(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況

「知っている」が 52.3%、「知らない」が 36.8%となっている。

(5) 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況

「知っている」は 20.3% であった。

(6) 労災保険特別加入制度の認識・加入状況

「加入している」は 3.6% であった。

【安全・衛生措置の実施状況について】

(1) 安全・衛生措置の実施状況

委託者が実施したものでは「原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械等に、覆い、囲いやスリーブを取り付け」が 15.0%、家内労働者が実施したものでは「健康診断を受診」が 20.6%。

(2) 安全・衛生措置を講じていない理由

「法令を知らない」(37.8%)、「措置を講じるほどの仕事量がない」(33.3%)などが多い。

(3) 実施した安全・衛生措置

“換気・排気”、“マスク着用”、“注意・心がけ・配慮等意識をしっかりと持つ”などの回答が多い。

10. 平成27年度調査結果における、周知啓発に向けての主な課題

家内労働法の内容認識促進の必要性

家内労働法の認識状況をみると、危険有害業務委託者、危険有害業務従事者ともに低い数値(危険有害業務委託者:38.7%/危険有害業務従事者:4.8%)にとどまっている。

一方で、安全・衛生措置を講じない理由をみると「法令を知らない」という回答が上位にきており、平成25年度調査・26年度調査の結果が示すように、安全・衛生措置対策不足の背景には法令知識不足があるということが今回の調査からも確認できる。

委託者においては、「家内労働のしおり」で興味を持った情報として「家内労働法の概要説明」が大きな比率を占め、法令への情報ニーズには高いものがあると言えます、積極的な情報提供を受容する素地は相応に大きいと思われる。

上記より、基本認識としての家内労働法関連の情報提供は積極的に行うべきであり、同時に以下に述べる事項も含め、委託者・家内労働者が情報に対して興味を持てるよう工夫を講じていくことが必要である。

災害事例の周知の重要性

「家内労働のしおり」への情報ニーズ等をみると「危険有害業務による災害事故・事例」情報への期待は高い。(委託者 1位:25.4%/家内労働者 2位:35.3%)

また、委託者では、災害事故・事例を知っている者は法令や安全・衛生措置への興味関心が高くなるという結果もみられた。(下図参照)家内労働関係法令や安全・衛生措置に関する認識を高めるために、周知する際には、実際にどのような災害事例があるのかについても周知することが効果的と考えられる。

※「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(「家内労働のしおり」閲読者限定質問 単位%)

	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省の各種施策	家内労働(者)に関する統計情報
委託者全体(N=312)	57.1	35.6	14.1	14.7
危険有害業務委託者全体(N=59)	67.8	44.1	6.8	20.3
危険有害業務委託者で災害事例認識者(N=18)	72.2	55.6	16.7	33.3

以上より、情報コンテンツとして、災害事故・事例を紹介することは、安全・衛生措置の実施を促す上で重要なポイントであると言える。

自らの立場の理解促進に向けた情報提供

「家内労働のしおり」で興味を持った情報及び掲載・充実してほしい情報として、危険有害業務従事者では、いずれも「家内労働法の概要説明」に次いで、「家内労働(者)に関する統計情報」が2位に入っていることが注目される。平成25年度調査・26年度調査の結果では「自らが家内労働者であると認識していない場合がある」という問題点が指摘されているが、その一方で、業界の統計情報など全容への俯瞰ニーズがあるとも言え、自らの立ち位置を理解するきっかけのひとつとして、業界情報、統計的情報を提供することの有用性も検討に値すると思われる。

紙媒体としてのガイドブックの有用性

情報媒体としては、紙媒体である「パンフレット・リーフレット」へのニーズは高い(表1参照)。また、「家内労働のしおり」閲読経験者における安全・衛生措置必要性認識状況は高い値となっている(表2参照)ことから、今後の周知啓発情報の発信媒体としての紙媒体(ガイドブック等)の有用性は高いと考えられる。

(表1) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(単位%)

	パンフレット・ リーフレット	厚生労働省 ホームページ	都道府県・ 市町村ホームページ	行政の広報誌
危険有害業務委託者全体(N=150)	66.0	38.0	14.0	15.3
危険有害業務従事者(N=106)	61.3	14.2	17.0	40.6

(表2) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況(単位%)

	措置の内容を知っている
危険有害業務委託者全体(N=150)	45.3
危険有害業務委託者のうち「家内労働のしおり」閲読経験者(N=59)	67.8
危険有害業務従事者全体(N=413)	13.1
危険有害業務従事者のうち「家内労働のしおり」閲読経験者(N=17)	52.9

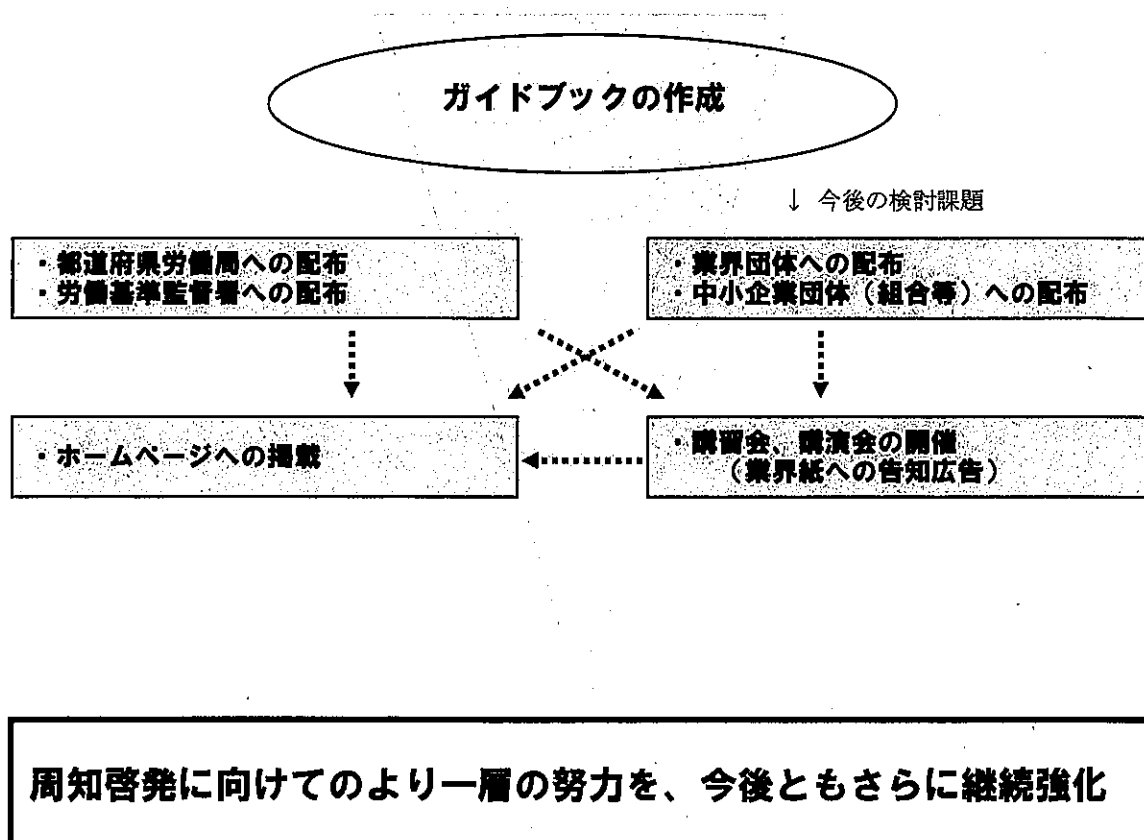
11. まとめ

このように、平成 27 年度のアンケート調査からも、家内労働法の認識向上、危険有害業務に対する安全衛生措置の周知の充実が求められると言える。特に、災害事例の認識度が高いほど安全衛生措置に対する意識が高いことから、周知の際には、単に法令や安全衛生措置を紹介するだけでなく、実際に起こりうる災害事例も盛り込むことが適当である。また、情報媒体としては、パンフレット等の紙媒体を希望する者が多い。このため、平成 25 年度から平成 27 年度までの調査結果等を踏まえ、危険有害業務別に、災害事例、家内労働法の概要、講ずべき安全衛生措置の内容についてまとめたガイドブックを作成することが有効と考えられる。

さらに、ガイドブックの作成にとどまらず、周知啓発の徹底に向けて、都道府県労働局、労働基準監督署への配布はもとより、業界団体や中小企業団体(組合等)等への配布も今後の課題として検討し、より広範囲への情報発信をこころがける。

その他、配布先機関・団体主催の講習会、講演会開催やホームページへの掲載も働きかける。

以上のように配布先の拡大、さらには配布先でのガイドブックの活用方法の提案・働きかけに尽力する等、周知啓発に向けてのより一層の努力を、今後ともさらに継続強化していかなければならない。



Ⅱ 委託者調査 調査結果

1. 事業者プロフィール

(1) 地域

【回収数ベース】

委託者の所在する地域(回収数ベース)をみると、「関東」(17.6%)、「東海」(16.7%)、「北海道・東北」(15.1%)、「近畿」(14.7%)が約 15%程度であり、「九州・沖縄」(7.7%)、「四国」(4.6%)が 10%以下となっている。

危険有害業務委託有無別にみると、危険有害業務委託者は「関東」が 20.7%で、委託者全体に占める「関東」の割合(17.6%)と比べ若干比率が高い。

業種別にみると、「窯業・土石製品製造業」では「東海」の比率が 45.5%で、委託者全体に占める「東海」の比率(16.7%)と比べ高くなっている。

雇用者数別にみると、1～29 人の比較的小規模な事業所では「関東」(20.5%)、「東海」(19.2%)、「近畿」(17.8%)の比率が高いが、300 人以上の事業所では「甲信越・北陸」(18.2%)、「中国」(18.2%)の比率が高くなっている。

(図 1)

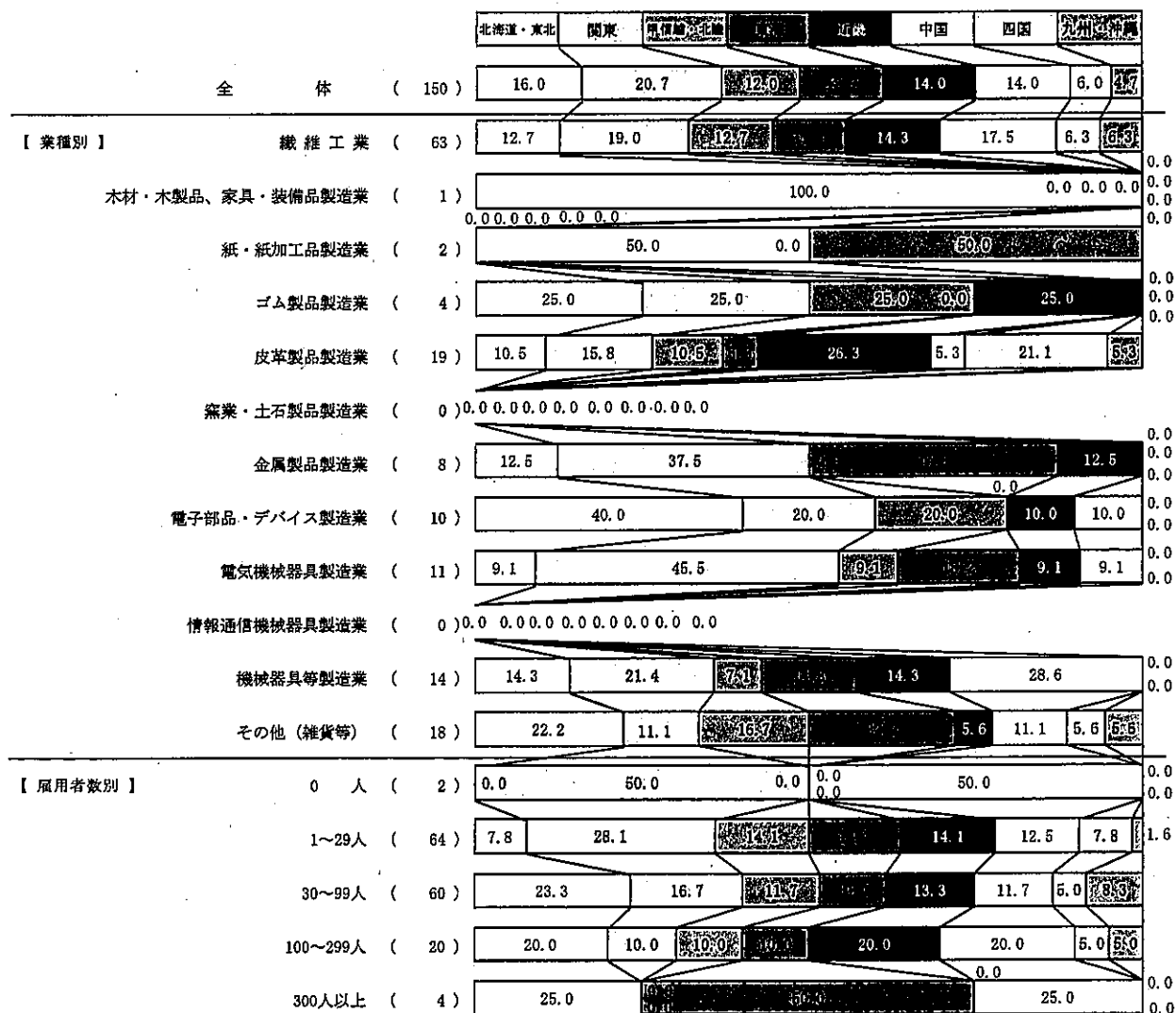
図 1 委託者の所在地域(n=755、回収数 単位%)

		北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
全 体 (755)		15.1	17.6	13.4	16.7	14.7	10.2	4.6	7.7
【 危険有害業務委託有無別 】	危険有害業務委託者 (150)	16.0	20.7	12.0	12.7	14.0	14.0	6.0	4.7
	非危険有害業務委託者 (604)	14.9	16.7	13.7	17.7	14.9	9.3	4.3	9.4
【 業種別 】									
繊維工業 (242)		18.6	14.9	9.9	16.1	16.1	10.3	5.0	9.1
木材・木製品、家具・装備品製造業 (11)		9.1	18.2	9.1	27.3	18.2	9.1	9.1	0.0
紙・紙加工品製造業 (15)		13.3	13.3	13.3	13.3	6.7	13.3	13.3	13.3
ゴム製品製造業 (27)		14.8	14.8	14.8	18.5	7.4	18.5	11.1	0.0
皮革製品製造業 (49)		18.4	26.5	14.1	14.1	26.5	4.1	12.2	4.1
窯業・土石製品製造業 (11)		9.1	9.1	45.5	18.2	9.1	9.1	9.1	0.0
金属製品製造業 (60)		23.3	13.3	28.3	18.3	18.3	18.3	18.3	3.3
電子部品・デバイス製造業 (40)		17.5	17.5	22.5	7.5	10.0	15.0	5.0	5.0
電気機械器具製造業 (111)		16.2	23.4	16.0	12.6	7.2	9.9	3.6	9.0
情報通信機械器具製造業 (5)		20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0
機械器具等製造業 (71)		15.5	19.7	12.7	16.9	12.7	9.9	4.2	16.7
その他(雑貨等) (113)		11.5	12.4	16.0	21.2	16.8	12.4	4.4	6.2
【 雇用者数別 】									
0人 (14)		7.1	14.3	7.1	42.9	7.1	7.1	7.1	7.1
1～29人 (297)		12.1	20.5	11.4	19.2	17.8	8.8	4.4	5.7
30～99人 (304)		18.4	15.1	14.6	15.5	11.8	9.5	5.3	9.9
100～299人 (116)		15.5	17.2	15.5	15.5	12.1	14.7	4.3	5.2
300人以上 (22)		13.6	13.6	18.2	13.6	9.1	18.2	13.6	0.0

【危険有害業務委託者ベース】

委託者の所在する地域を、危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「関東」の比率が 20.7%で最も高く、次いで「北海道・東北」(16.0%)、「近畿」(14.0%)、「中国」(14.0%)と続いている。(図 2)

図 2 委託者の所在地域(n=150、危険有害業務委託者 単位%)



(2) 業種

【回収数ベース】

委託者の業種(回収数ベース)をみると、全体では「繊維工業」の比率が32.1%で突出して高くなっている。

以下、「その他(雑貨等)」(15.0%)、「電気機械器具製造業」(14.7%)、「機械器具等製造業」(9.4%)、「金属製品製造業」(7.9%)と続く。(図3)

地域別では、四国で「皮革製品製造業」の比率が17.1%であり、委託者全体に占める「皮革製品製造業」の割合(6.5%)と比べ高くなっている。また、雇用者数別では、300人以上の事業所で「ゴム製品製造業」の割合が22.7%となっており、委託者全体に占める割合(3.6%)と比べ高い。(表1)

図3 委託者の業種(n=755、回収数)

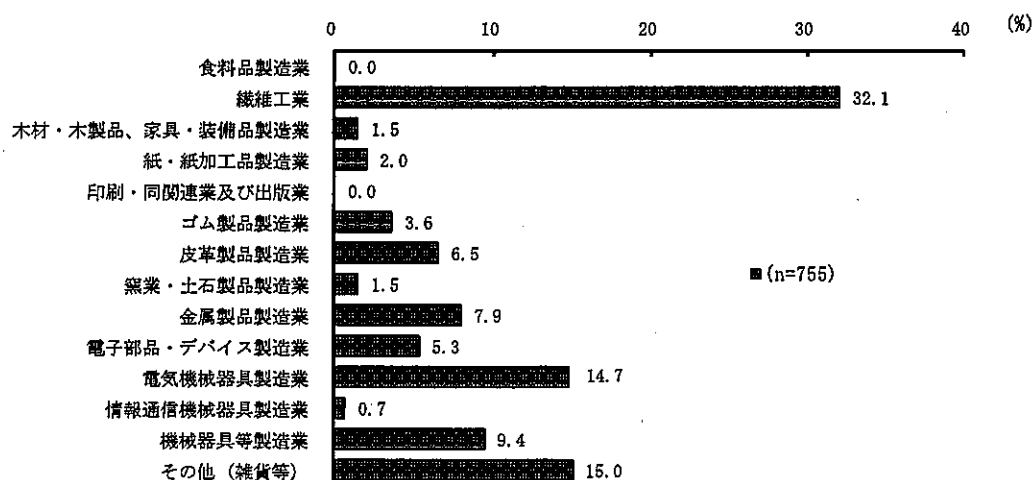


表1 委託者の業種(階層別 単位%)

	回 収 数	食 料 品 製 造 業	繊 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	業 印 刷 ・ 同 関 連 業 及 び 出 版	ゴ ム 製 品 製 造 業	皮 革 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	業 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 製 造	電 気 機 械 器 具 製 造 業	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	機 械 器 具 等 製 造 業	そ の 他 (雑 貨 等)
全 体	(755)	0.0	32.1	1.5	2.0	0.0	3.6	6.5	1.5	7.9	5.3	14.7	0.7	9.4	15.0
< 危険有害業務委託有無別 >															
危険有害業務委託者	(150)	0.0	42.0	0.7	1.3	0.0	2.7	12.7	0.0	5.3	6.7	7.3	0.0	9.3	12.0
非危険有害業務委託者	(604)	0.0	29.5	1.7	2.2	0.0	3.8	5.0	1.8	8.6	5.0	16.6	0.8	9.4	15.7
< 地 域 別 >															
北海道・東北	(114)	0.0	39.5	0.9	1.8	0.0	3.5	7.9	0.9	1.8	6.1	15.8	0.9	9.6	11.4
関 東	(133)	0.0	27.1	1.5	1.5	0.0	3.0	9.8	0.0	10.5	5.3	19.5	0.8	10.5	10.5
甲信越・北陸	(101)	0.0	23.8	1.0	2.0	0.0	4.0	2.0	1.0	10.9	8.9	19.8	1.0	8.9	16.8
東 海	(126)	0.0	31.0	2.4	1.6	0.0	4.0	1.6	4.0	13.5	2.4	11.1	0.0	9.5	19.0
近 畿	(111)	0.0	35.1	1.8	0.9	0.0	1.8	11.7	1.8	9.9	3.6	7.2	0.9	8.1	17.1
中 国	(77)	0.0	32.5	1.3	2.6	0.0	6.5	2.6	1.3	2.6	7.8	14.3	1.3	9.1	18.2
四 国	(35)	0.0	34.3	2.9	5.7	0.0	0.0	17.1	0.0	0.0	5.7	11.4	0.0	8.6	14.3
九州・沖縄	(58)	0.0	37.9	0.0	3.4	0.0	5.2	3.4	1.7	5.2	3.4	17.2	0.0	10.3	12.1
< 雇用者数別 >															
0 人	(14)	0.0	64.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	7.1
1～29人	(297)	0.0	36.0	3.0	1.3	0.0	1.7	9.8	1.7	6.1	4.0	14.5	0.7	7.1	14.1
30～99人	(304)	0.0	28.9	0.7	3.0	0.0	3.6	5.9	1.6	9.9	5.3	14.5	0.7	9.2	16.8
100～299人	(116)	0.0	31.9	0.0	0.9	0.0	5.2	0.9	0.0	7.8	6.9	19.0	0.9	15.5	11.2
300人以上	(22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.7	0.0	4.5	9.1	13.6	4.5	0.0	18.2	27.3

注) 比較1 10point

以上

※ 表中のグレイハッチの部分は、全体値より10.0ポイント以上数値が大きいことを示す。

ただし、表側の各分析軸の母数(括弧内の数値)が15以上の場合のみ対象。以下同じ

【危険有害業務委託者ベース】

委託者の業種を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「繊維工業」の比率が 42.0%で突出して高くなっている。

以下、「皮革製品製造業」(12.7%)、「その他(雑貨等)」(12.0%)、「機械器具等製造業」(9.3%)、「電気機械器具製造業」(7.3%)と続いている。「皮革製品製造業」については、回収数ベースでは 6.5%であるのに対し、危険有害業務委託者ベースでは 12.7%と約 2 倍になっており、「皮革製品製造業」では危険有害業務に該当するケースが多くなっている。(図 4)

図 4 委託者の業種(n=150、危険有害業務委託者)

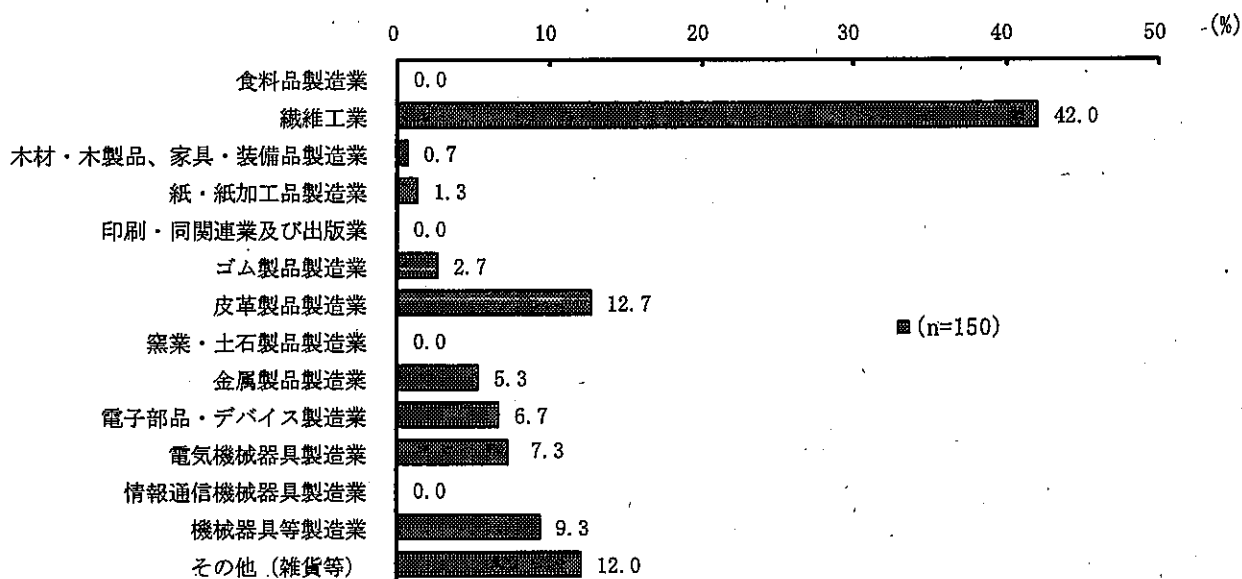


表 2 委託者の業種(階層別 単位%)

	危険有害業務委託者	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品、家具・装	紙・紙加工品製造業	印刷・同関連業及び出版	ゴム製品製造業	皮革製品製造業	窯業・土石製品製造業	金属製品製造業	電子部品・デバイス製造	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	機械器具等製造業	その他(雑貨等)
全 体	(150)	0.0	42.0	0.7	1.3	0.0	2.7	12.7	0.0	5.3	6.7	7.3	0.0	9.3	12.0
< 地域別 >															
北海道・東北	(24)	0.0	33.3	4.2	0.0	0.0	4.2	8.3	0.0	4.2	16.7	4.2	0.0	8.3	16.7
関 東	(31)	0.0	38.7	0.0	0.0	0.0	3.2	9.7	0.0	9.7	6.5	16.1	0.0	9.7	6.5
甲信越・北陸	(18)	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	5.6	11.1	0.0	0.0	11.1	5.6	0.0	5.6	16.7
東 海	(19)	0.0	36.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	15.8	0.0	10.5	0.0	10.5	21.1
近 畿	(21)	0.0	42.9	0.0	0.0	0.0	4.8	23.8	0.0	4.8	4.8	4.8	0.0	9.5	4.8
中 国	(21)	0.0	52.4	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	19.0	9.5
四 国	(9)	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
九州・沖縄	(7)	0.0	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
< 雇用者数別 >															
0 人	(2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1～29人	(64)	0.0	51.6	1.6	0.0	0.0	3.1	15.6	0.0	1.6	3.1	9.4	0.0	6.3	7.8
30～99人	(60)	0.0	28.3	0.0	3.3	0.0	3.3	15.0	0.0	10.0	8.3	6.7	0.0	6.7	18.3
100～299人	(20)	0.0	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	5.0	0.0	20.0	5.0
300人以上	(4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0

注) 比較1 10point

以上

(3) 雇用者数 (問1)

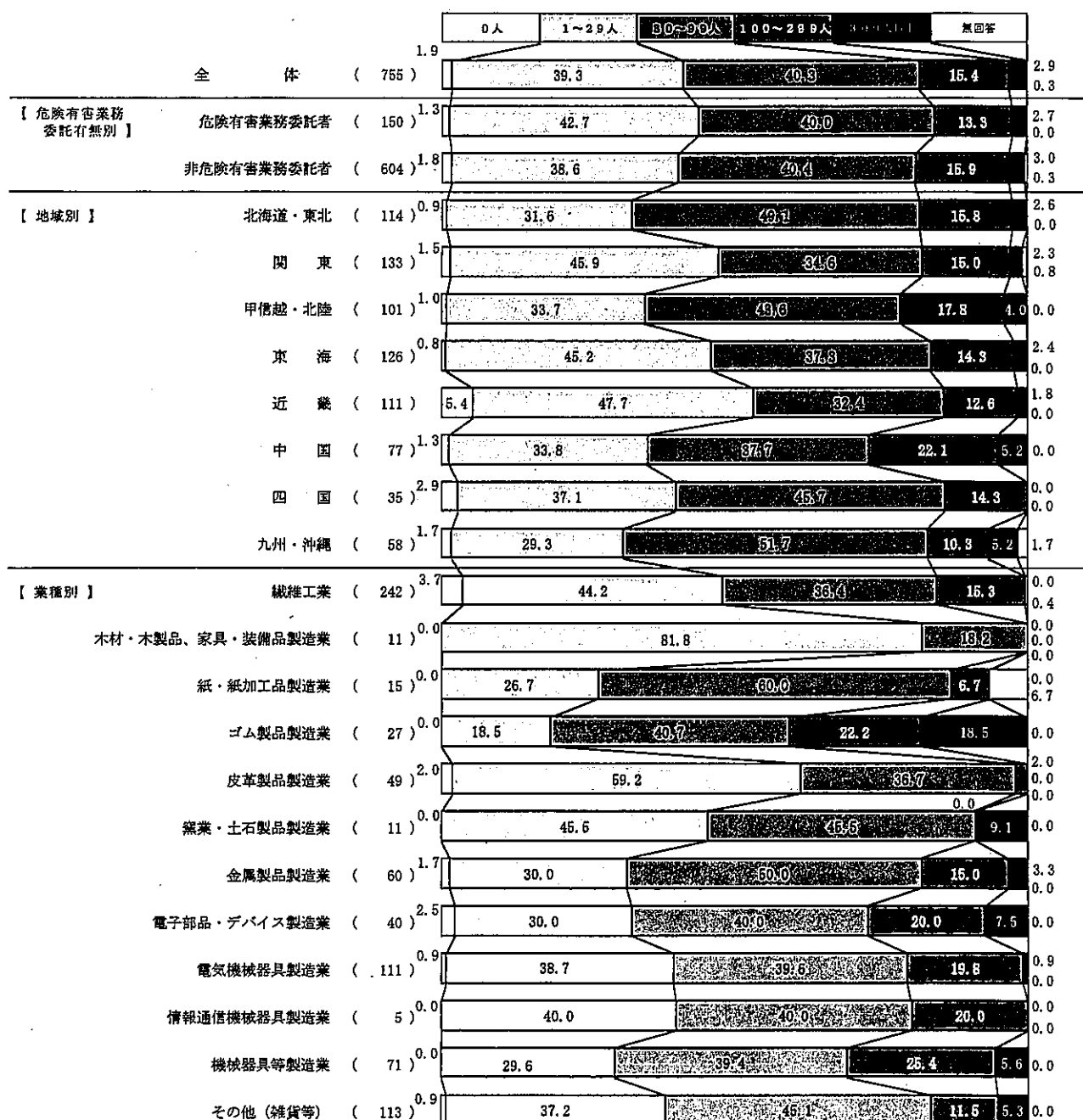
【回収数ベース】

委託者の雇用者数規模(回収数ベース)をみると、全体では「30～99人」の比率が40.3%で最も高く、次いで「1～29人」(39.3%)、「100～299人」(15.4%)と続き、100人未満の事業所が全体の81.5%を占める。

雇用者数規模は、「危険有害業務委託者」、「非危険有害業務委託者」別にみた場合でも、全体と顕著な差異はみられない。

また、業種別にみると、「木材・木製品、家具・装備品製造業」や「皮革製品製造業」では「1～29人」の事業所の比率が、それぞれ81.8%、59.2%となっており、全委託者に占める「1～29人」の事業所の割合(39.3%)と比較して高くなっている。また、紙・紙加工品製造業では「30～99人」の事業所の比率(60.0%)が、ゴム製品製造業では「300人以上」の事業所の比率(18.5%)が、それぞれ全体値と比べ高くなっている。(図5)

図5 雇用者数(n=755、回収数 単位%)

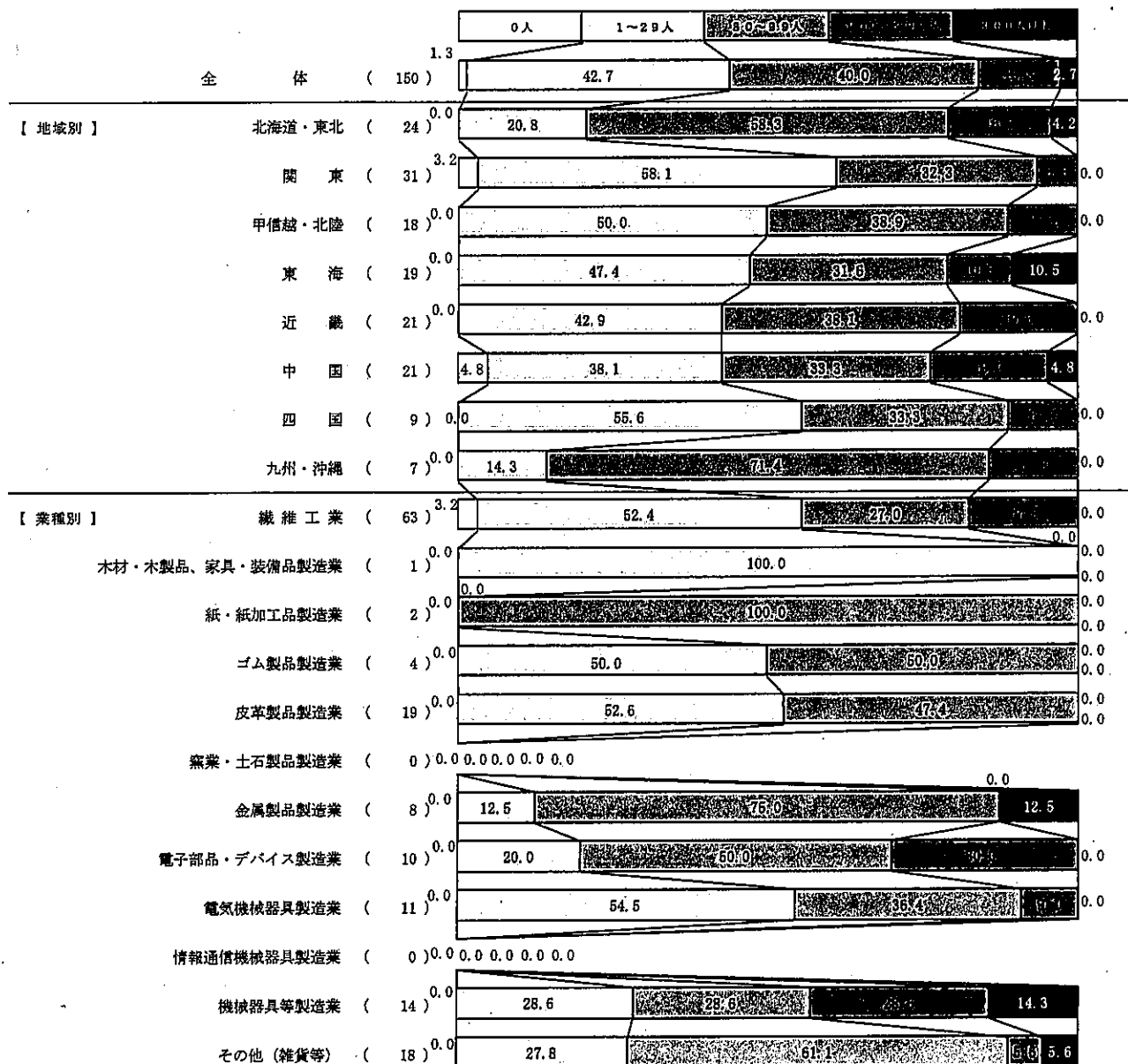


【危険有害業務委託者ベース】

委託者の雇用者数規模を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「1～29人」の比率が42.7%で最も高く、次いで「30～99人」(40.0%)と続き、100人未満の事業所が全体の84.0%を占める。

地域別にみると、北海道・東北、九州・沖縄では「30～99人」(それぞれ58.3%、71.4%)が、関東、四国では「1～29人」(それぞれ58.1%、55.6%)が、全体値と比べ比率が高い。(図6)

図6 雇用者数(n=150、危険有害業務委託者 単位%)



(4) 常時委託している家内労働者数 (問2)

【回収数ベース】

委託者が常時委託している家内労働者数(回収数ベース)をみると、全体では「10～19人」の比率が26.8%で最も高く、次いで「5～9人」(17.6%)、「20～29人」(14.6%)、「30～49人」(13.5%)と続いている。(図7)

階層別にみると、危険有害業務委託有無別では、特に差異はみられない。

地域別にみると、北海道・東北で「10～29人 計」が51.8%と全体値と比較して高い比率である。

業種別にみると、「紙・紙加工品製造業」、「ゴム製品製造業」では「30人以上 計」の比率(それぞれ80.0%、55.6%)が、「皮革製品製造業」、「金属製品製造業」では「0～9人 計」の比率(それぞれ59.2%、43.3%)が全体値と比較して高くなっている。また、雇用者数の多い事業所ほど、常時委託している家内労働者数「30人以上 計」の比率が高くなる。(表3)

図7 常時委託している家内労働者数(n=755、回収数)

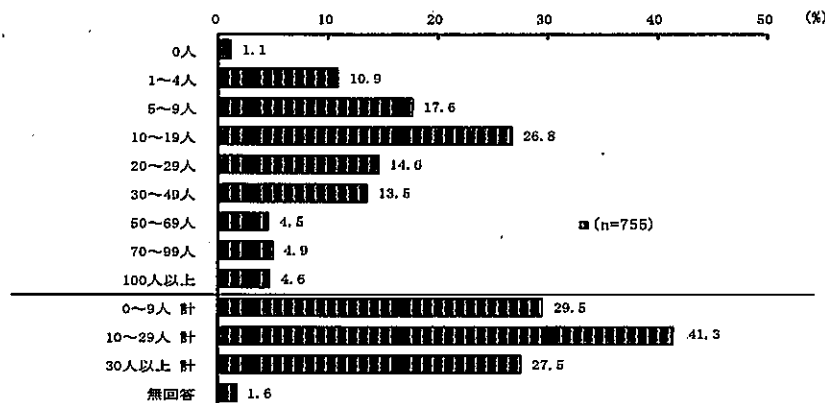


表3 常時委託している家内労働者数(階層別 単位%)

	回 収 数	0 人	1 ～ 4 人	5 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 69 人	70 ～ 99 人	100 人 以上	0 ～ 9 人 計	10 ～ 29 人 計	30 人 以上 計	無 回 答
全 体	(755)	1.1	10.9	17.6	26.8	14.6	13.5	4.5	4.9	4.6	29.5	41.3	27.5	1.6
< 危険有害業務委託有無別 >														
危険有害業務委託者	(150)	0.0	8.0	21.3	26.0	16.7	12.7	4.7	6.7	4.0	29.3	42.7	28.0	0.0
非危険有害業務委託者	(604)	1.2	11.6	16.7	27.0	14.1	13.7	4.5	4.5	4.8	29.5	41.1	27.5	2.0
< 地 域 別 >														
北海道・東北	(114)	0.0	6.1	14.0	32.5	19.3	18.4	3.6	1.8	4.4	20.2	51.8	28.1	0.0
関 東	(133)	1.5	13.5	17.3	25.6	15.0	12.0	4.5	4.5	4.5	32.3	40.6	25.6	1.5
甲信越・北陸	(101)	1.0	8.9	24.8	27.7	11.9	9.9	5.9	5.0	5.0	34.7	39.6	25.7	0.0
東 海	(126)	1.6	12.7	19.0	23.0	11.9	14.3	4.0	5.6	5.6	33.3	34.9	29.4	2.4
近 畿	(111)	1.8	14.4	19.8	23.4	10.8	13.5	5.4	3.6	1.8	36.0	34.2	24.3	5.4
中 国	(77)	1.3	9.1	16.9	27.3	14.3	14.3	6.5	3.9	5.2	27.3	41.6	29.9	1.3
四 国	(35)	0.0	14.3	8.6	22.9	22.9	11.4	2.9	8.6	8.6	22.9	45.7	31.4	0.0
九州・沖縄	(58)	0.0	6.9	12.1	32.8	17.2	12.1	1.7	12.1	5.2	19.0	50.0	31.0	0.0
< 業 種 別 >														
繊維工業	(242)	1.2	12.8	19.4	29.3	14.5	13.6	1.7	3.3	2.5	33.5	43.8	21.1	1.7
木材・木製品、家具・装飾品製造業	(11)	0.0	18.2	36.4	18.2	0.0	9.1	0.0	9.1	9.1	54.5	18.2	27.3	0.0
紙・紙加工品製造業	(15)	0.0	0.0	13.3	0.0	6.7	20.0	13.3	13.3	33.3	13.3	6.7	80.0	0.0
ゴム製品製造業	(27)	0.0	0.0	7.4	7.4	29.6	33.3	7.4	3.7	11.1	7.4	37.0	55.6	0.0
皮革製品製造業	(49)	0.0	28.6	30.6	26.5	6.1	4.1	2.0	2.0	0.0	59.2	32.7	8.2	0.0
窯業・土石製品製造業	(11)	0.0	18.2	18.2	27.3	9.1	18.2	0.0	9.1	0.0	36.4	36.4	27.3	0.0
金属製品製造業	(60)	3.3	10.0	30.0	30.0	6.7	11.7	3.3	0.0	1.7	43.3	36.7	16.7	3.3
電子部品・デバイス製造業	(40)	0.0	5.0	22.5	27.5	20.0	7.5	5.0	2.5	7.5	27.5	47.5	22.5	2.5
電気機械器具製造業	(111)	0.9	7.2	13.5	34.2	15.3	13.5	3.6	8.1	3.6	21.6	49.5	28.8	0.0
情報通信機械器具製造業	(5)	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0
機械器具等製造業	(71)	0.0	11.3	11.3	33.8	16.9	12.7	2.8	2.8	4.2	22.5	50.7	22.5	4.2
その他(雑貨等)	(113)	1.8	8.0	9.7	17.7	15.0	15.9	12.4	9.7	8.0	19.5	32.7	46.0	1.8
< 雇用者数別 >														
0 人	(14)	7.1	21.4	35.7	14.3	14.3	7.1	0.0	0.0	0.0	64.3	28.6	7.1	0.0
1～29人	(297)	0.0	14.5	20.5	31.0	14.1	8.1	4.4	3.7	2.4	35.0	45.1	18.5	1.3
30～99人	(304)	1.3	8.9	17.1	25.3	13.8	16.4	4.9	5.9	4.9	27.3	39.1	32.2	1.3
100～299人	(116)	1.7	6.9	10.3	25.7	14.7	17.2	4.3	6.0	8.6	19.0	41.4	36.2	3.4
300人以上	(22)	4.5	4.5	13.6	0.0	27.3	27.3	4.5	4.5	13.6	22.7	27.3	50.0	0.0

注) 比較1 10point

※ 調査票では「0人」との回答肢はなかったが、「0人」と記入して回答した委託者がいたため、「0人」という項目を新に設定して9項目で集計を行った。

【危険有害業務委託者ベース】

委託者が常時委託している家内労働者数を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「10～19人」の比率が26.0%で最も高く、「10～29人 計」が42.7%を占め、回収数ベースと同様の傾向がみられる。(図8) 地域別では北海道・東北、東海では「30人以上 計」、近畿では「10～29人 計」の比率が全体値と比べ高い。(表4)

図8 常時委託している家内労働者数(n=150、危険有害業務委託者)

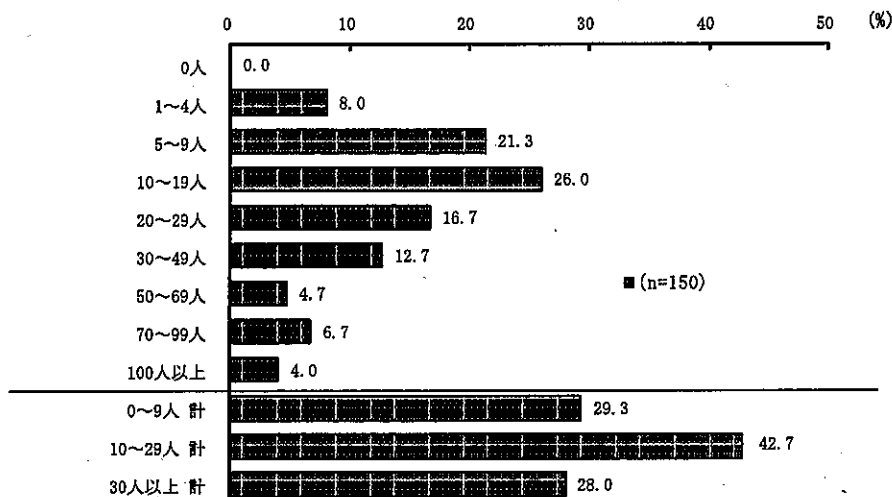


表4 常時委託している家内労働者数(階層別 単位%)

	危険有害業務委託者	0人	1人	5人	10人	20人	30人	50人	70人	100人以上	0人計	10人計	30人以上計
全 体	(150)	0.0	8.0	21.3	26.0	16.7	12.7	4.7	6.7	4.0	29.3	42.7	28.0
< 地 域 別 >													
北海道・東北	(24)	0.0	8.3	12.5	20.8	8.3	20.8	4.2	8.3	16.7	20.8	29.2	50.0
関 東	(31)	0.0	6.5	22.6	25.8	25.8	3.2	6.5	6.5	3.2	29.0	51.6	19.4
甲信越・北陸	(18)	0.0	11.1	16.7	27.8	11.1	22.2	5.6	5.6	0.0	27.8	38.9	33.3
東 海	(19)	0.0	5.3	21.1	21.1	10.5	26.3	5.3	5.3	5.3	26.3	31.6	42.1
近 畿	(21)	0.0	14.3	23.8	28.6	28.6	4.8	0.0	0.0	0.0	38.1	57.1	4.8
中 国	(21)	0.0	4.8	28.6	33.3	14.3	4.8	9.5	4.8	0.0	33.3	47.6	19.0
四 国	(9)	0.0	11.1	22.2	22.2	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0	33.3	44.4	22.2
九州・沖縄	(7)	0.0	0.0	28.6	28.6	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	28.6	28.6	42.9
< 業 種 別 >													
繊維工業	(63)	0.0	11.1	22.2	23.8	17.5	15.9	1.6	6.3	1.6	33.3	41.3	25.4
木材・木製品、家具・装飾品製造業	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
紙・紙加工品製造業	(2)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
ゴム製品製造業	(4)	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
皮革製品製造業	(19)	0.0	10.5	36.8	42.1	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	47.4	47.4	5.3
窯業・土石製品製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(8)	0.0	0.0	37.5	25.0	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	37.5	37.5	25.0
電子部品・デバイス製造業	(10)	0.0	10.0	20.0	10.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	30.0	30.0	40.0
電気機械器具製造業	(11)	0.0	0.0	9.1	27.3	27.3	9.1	9.1	18.2	0.0	9.1	54.5	36.4
情報通信機械器具製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(14)	0.0	14.3	21.4	42.9	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0	35.7	50.0	14.3
その他(雑貨等)	(18)	0.0	0.0	5.6	16.7	27.8	16.7	16.7	11.1	5.6	5.6	44.4	50.0
< 雇用者数別 >													
0人	(2)	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
1～29人	(64)	0.0	10.9	21.9	29.7	21.9	6.3	3.1	3.1	3.1	32.8	51.6	15.6
30～99人	(60)	0.0	1.7	23.3	23.3	13.3	20.0	6.7	8.3	3.3	25.0	36.7	38.3
100～299人	(20)	0.0	15.0	10.0	25.0	15.0	10.0	5.0	15.0	5.0	25.0	40.0	35.0
300人以上	(4)	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	50.0

注) 比較1 10point

以上

2. 周知啓発情報について

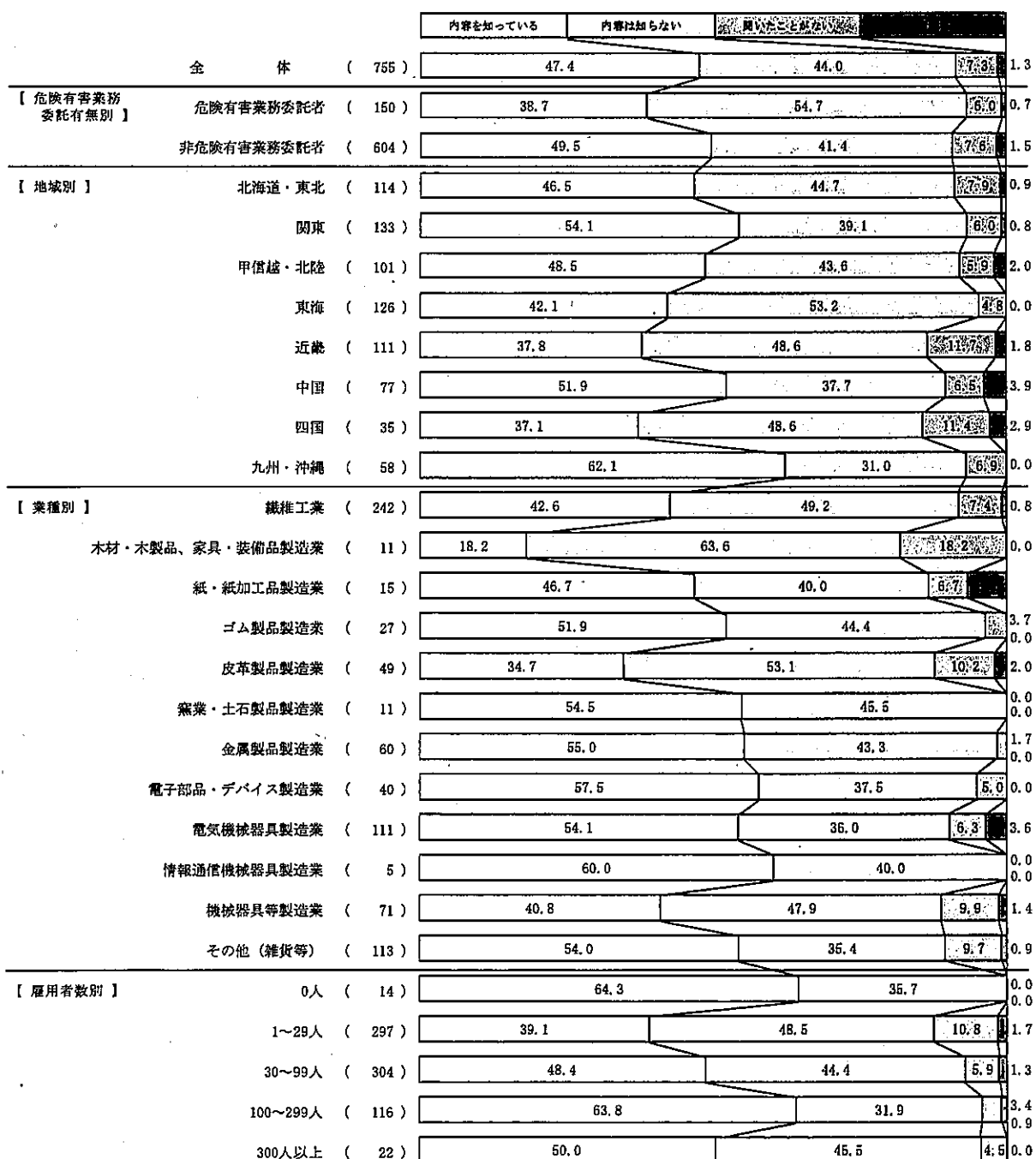
(1)「家内労働法」の認識状況（問3）

【回収数ベース】

家内労働法の認識状況(回収数ベース)をみると、全体では「内容を知っている」の比率が 47.4%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 44.0%、「聞いたことがない」が 7.3%で、少なくとも「聞いたことはある」委託者まで含めると 91.4%と 9 割を超える。

「内容を知っている」の比率を階層別にみると、非危険有害業務委託者の比率が危険有害業務委託者を上回る。また地域別にも差異がみられ、「内容を知っている」の比率は、九州・沖縄が 62.1%に対して、近畿、四国では 4 割を切っている。業種別では、「情報通信機械器具製造業」が 60.0%と高い比率だが、「皮革製品製造業」では 34.7%、「木材・木製品、家具・装備品製造業」は 18.2%にとどまっている。雇用者数別では、概ね雇用者数が多いほど比率も高いが、「300 人以上」では比率が落ちている。(図 9)

図 9 「家内労働法」の認識状況(n=755、回収数 単位%)



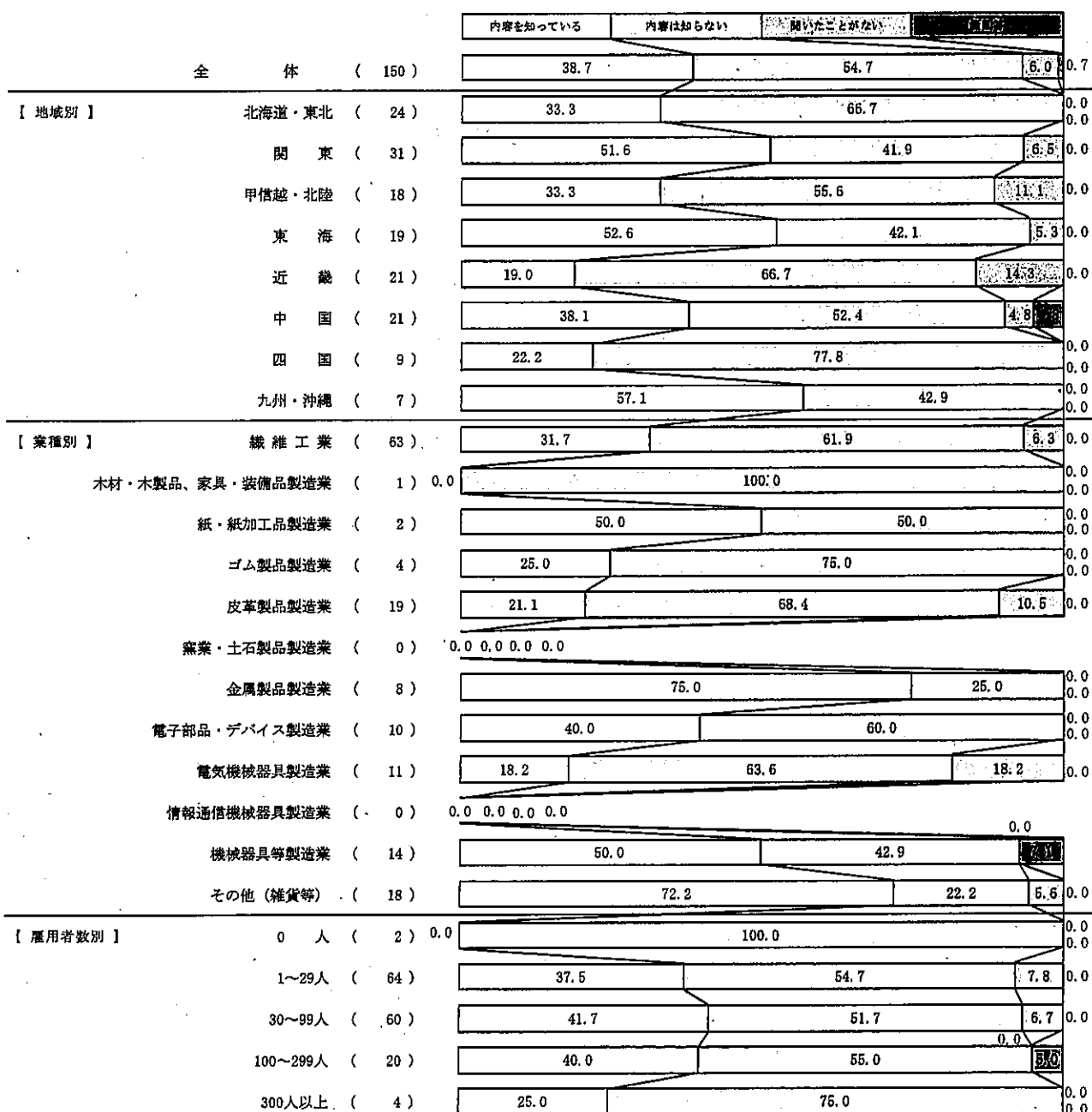
【危険有害業務委託者ベース】

家内労働法の認識状況を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「聞いたことはあるが、内容は知らない」の比率が54.7%で最も高く、「内容を知っている」の比率は38.7%にとどまる。

「内容を知っている」の比率を階層別にみると、地域別では九州・沖縄、東海、関東で全体値と比べ高い比率であり、いずれも50%を超えている一方、近畿、四国では20%程度にとどまる。

(図10)

図10「家内労働法」の認識状況(n=150、危険有害業務委託者 単位%)



(2)「家内労働のしおり」閲読経験（問4）

【回収数ベース】

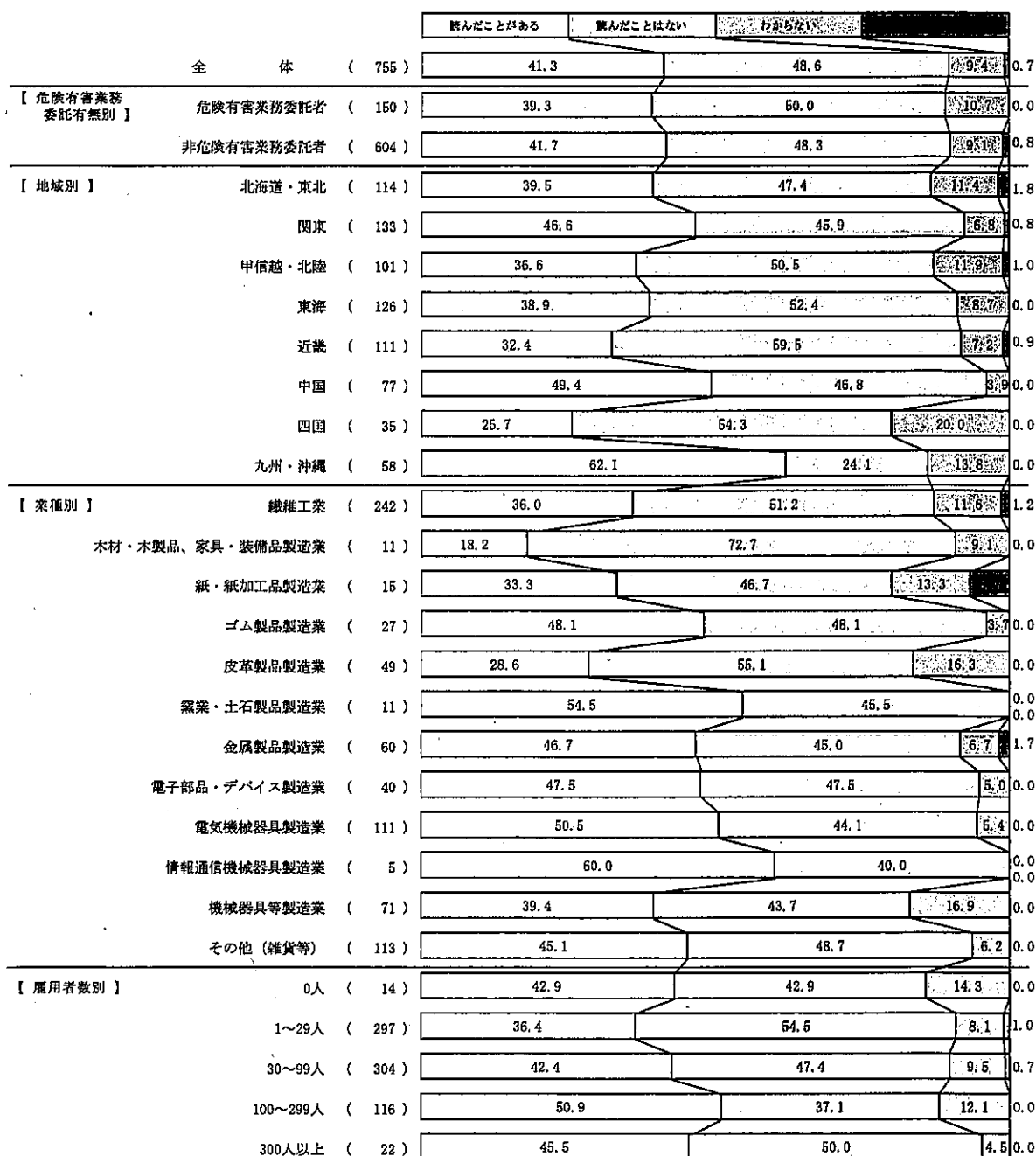
「家内労働のしおり」の閲読経験（回収数ベース）は、全体では「読んだことはない」の比率が 48.6%に対し、「読んだことがある」が 41.3%となっている。危険有害業務委託有無別では特に差異はみられない。

「読んだことがある」の比率を階層別にみると、地域別では九州・沖縄が 62.1%と高くなっている。一方、四国が 25.7%と低くなっており、地域格差がみられる。

また、業種別でも、「窯業・土石製品製造業」、「情報通信機械器具製造業」や「電気機械器具製造業」では 50%を超えるが、「皮革製品製造業」、「木材・木製品、家具・装備品製造業」では 30%を下回るなど、業種間格差もみられる。

雇用者数別では、概ね雇用者数が多いほど比率も高いが、「300 人以上」では比率が落ちている。このような地域別、業種別及び雇用者数別の傾向は、(1)「家内労働法」の認識状況と同様である。（図 11）

図 11 「家内労働のしおり」閲読経験（n=755、回収数 単位%）

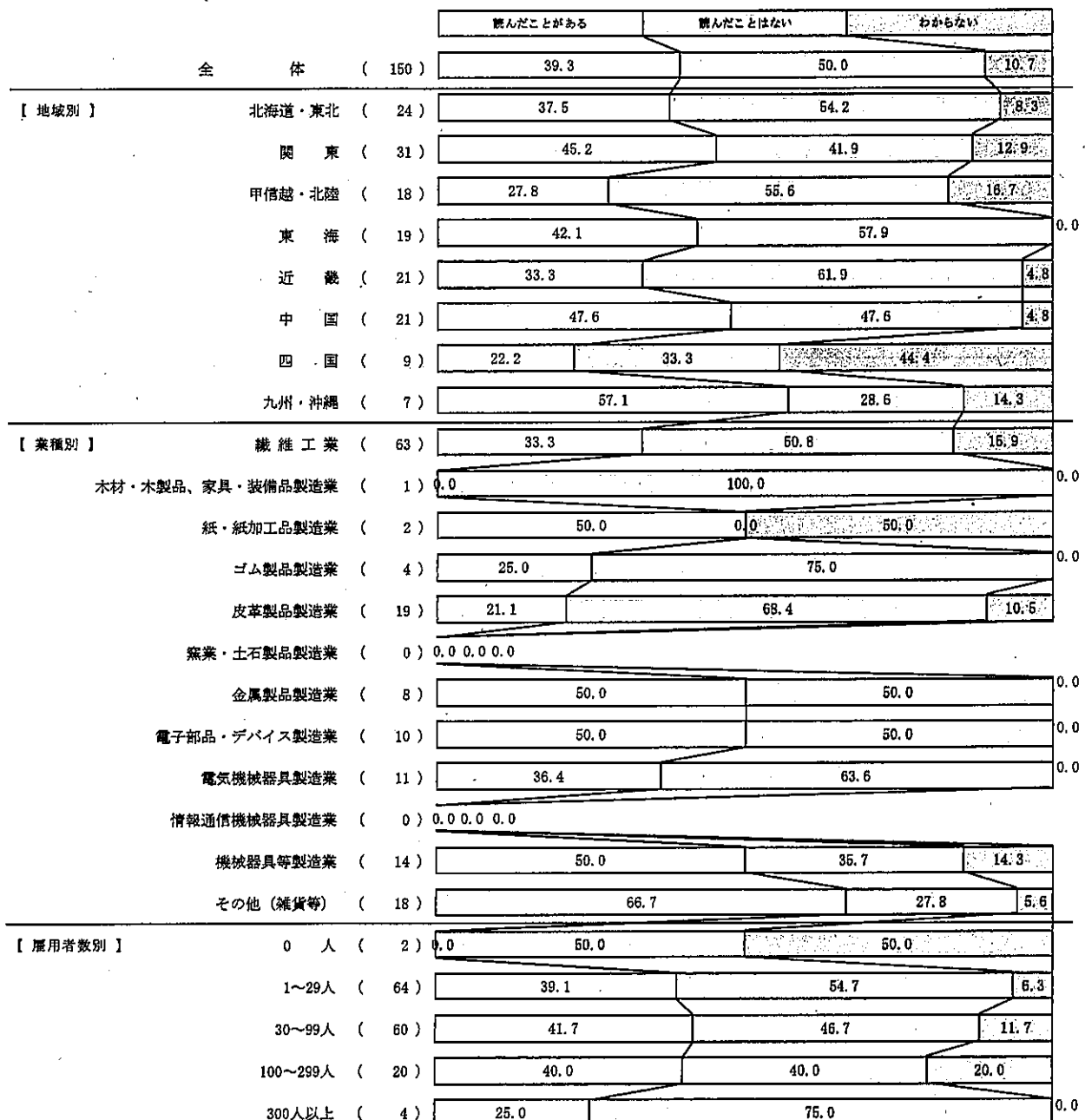


【危険有害業務委託者ベース】

「家内労働のしおり」の閲読経験を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「読んだことはない」が 50.0%に
対し、「読んだことがある」が 39.3%となっている。

「読んだことがある」の比率は、四国(22.2%)、甲信越・北陸(27.8%)、近畿(33.3%)で低いが、これは、(1)「家内
労働法」の認識状況と同様の傾向となっている。(図 12)

図 12 「家内労働のしおり」閲読経験(n=150、危険有害業務委託者 単位%)



(3)「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(問5)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(回収数ベース)としては、「家内労働法の概要説明」の比率が57.1%で最も高く、次いで「安全・衛生措置の説明」(35.6%)と続いている。(図13)

図13「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(n=312、「家内労働のしおり」閲読経験者)

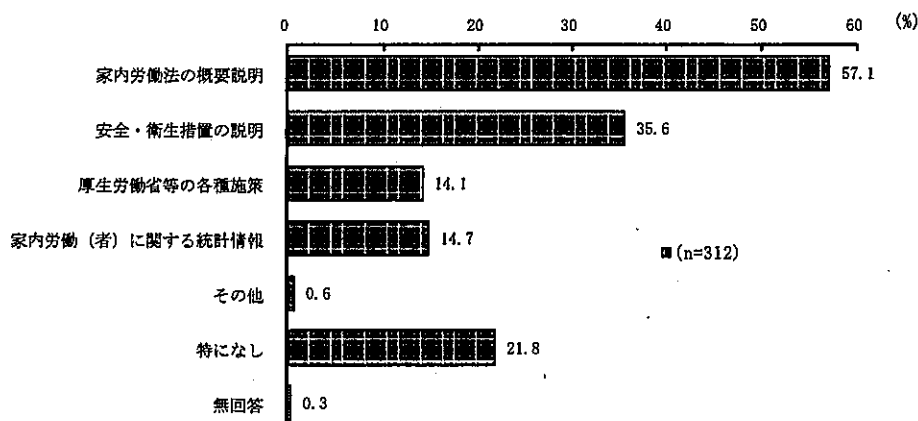


表5「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(階層別 単位%)

	関「家内労働のしおり」 読経験者	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省等の各種施策	統計情報(者)に関する	その他	特になし	無回答
全体	(312)	57.1	35.6	14.1	14.7	0.6	21.8	0.3
< 危険有害業務委託有無別 >								
危険有害業務委託者	(59)	67.8	44.1	6.8	20.3	0.0	16.9	0.0
非危険有害業務委託者	(252)	54.8	33.7	15.9	13.5	0.8	22.6	0.4
< 業 種 別 >								
繊維工業	(87)	54.0	27.6	13.8	18.4	1.1	27.6	1.1
木材・木製品、家具・装備品製造業	(2)	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(5)	40.0	80.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(13)	61.5	30.8	7.7	15.4	0.0	23.1	0.0
皮革製品製造業	(14)	50.0	35.7	35.7	14.3	0.0	21.4	0.0
窯業・土石製品製造業	(6)	66.7	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0
金属製品製造業	(28)	50.0	35.7	10.7	10.7	0.0	21.4	0.0
電子部品・デバイス製造業	(19)	68.4	42.1	15.8	10.5	5.3	21.1	0.0
電気機械器具製造業	(56)	57.1	35.7	12.5	14.3	0.0	21.4	0.0
情報通信機械器具製造業	(3)	33.3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(28)	60.7	39.3	10.7	17.9	0.0	10.7	0.0
その他(雑貨等)	(51)	60.8	37.3	9.8	9.8	0.0	23.5	0.0
< 雇用者数別 >								
0 人	(6)	16.7	33.3	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0
1～29人	(108)	53.7	38.0	12.0	14.8	1.9	24.1	0.0
30～99人	(129)	59.7	35.7	12.4	13.2	0.0	19.4	0.8
100～299人	(59)	59.3	32.2	20.3	18.6	0.0	22.0	0.0
300人以上	(10)	70.0	30.0	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務委託者ベース／「家内労働のしおり」 閲読経験者】

「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「家内労働法の概要説明」の比率が 67.8%で最も高く、次いで「安全・衛生措置の説明」(44.1%)、「家内労働(者)に関する統計情報」(20.3%)と続いている。(図 14)

「災害事例を知っている者」と「災害事例を知らない者」を比較すると、いずれの情報についても、「災害事例を知っている者」の方が興味を持ったと回答した者の割合が高くなっている。特に、「災害事例を知っている者」は、「安全・衛生措置の説明」、「家内労働(者)に関する統計情報」の比率(それぞれ 55.6%、33.3%)が全体値と比べ高くなっている。(表 6)

図 14 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(n=59、危険有害業務委託者、「家内労働のしおり」閲読経験者)

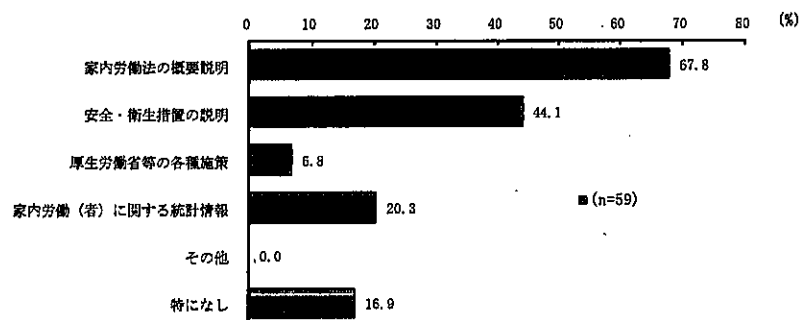


表 6 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(階層別 単位%)

	読経 験者	一危険 家内 有害 業務 委託 者 「し おり 」 ／ 関	家 内 労 働 法 の 概 要 説 明	安 全 ・ 衛 生 措 置 の 説 明	厚 生 労 働 省 等 の 各 種 施 策	統 計 情 報 家 内 労 働 (者) に 関 する	そ の 他	特 に な し
全 体	(59)		67.8	44.1	6.8	20.3	0.0	16.9
< 業 種 別 >								
繊 維 工 業	(21)		76.2	38.1	9.5	23.8	0.0	14.3
木材・木製品、家具・装備品製造業	(0)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(1)		0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(1)		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
皮革製品製造業	(4)		75.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0
窯業・土石製品製造業	(0)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(4)		50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0
電子部品・デバイス製造業	(5)		40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	40.0
電気機械器具製造業	(4)		75.0	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0
情報通信機械器具製造業	(0)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(7)		85.7	57.1	14.3	28.6	0.0	0.0
その他(雑貨等)	(12)		58.3	41.7	0.0	25.0	0.0	16.7
< 雇用者数別 >								
0 人	(0)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1～29人	(25)		72.0	48.0	4.0	24.0	0.0	16.0
30～99人	(25)		60.0	40.0	8.0	20.0	0.0	16.0
100～299人	(8)		75.0	50.0	12.5	12.5	0.0	25.0
300人以上	(1)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
< 罰則規定認識状況別 >								
内容を知っている	(28)		64.3	50.0	7.1	32.1	0.0	10.7
聞いたことはあるが、内容は知らない	(23)		73.9	34.8	4.3	13.0	0.0	21.7
聞いたことがない	(5)		60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0
< 災害事例の認識状況別 >								
知っている	(18)		72.2	55.6	16.7	33.3	0.0	16.7
知らない	(40)		65.0	37.5	2.5	15.0	0.0	17.5

注) 比較1 10point

以上

(4)「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(問6)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(回収数ベース)としては、全体では「特になし」の比率が 33.7%で最も高くなっているが、以下「家内労働法の概要説明」(25.0%)、「安全・衛生措置の取組事例」(21.8%)、「厚生労働省等の各種施策」(20.2%)と続いている。(図 15)

階層別にみると、危険有害業務委託者では「危険有害業務による災害事故・事例」(25.4%)が、全体値と比べ比率が高くなっている。(表 7)

図 15 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(n=312、「家内労働のしおり」閲読経験者)

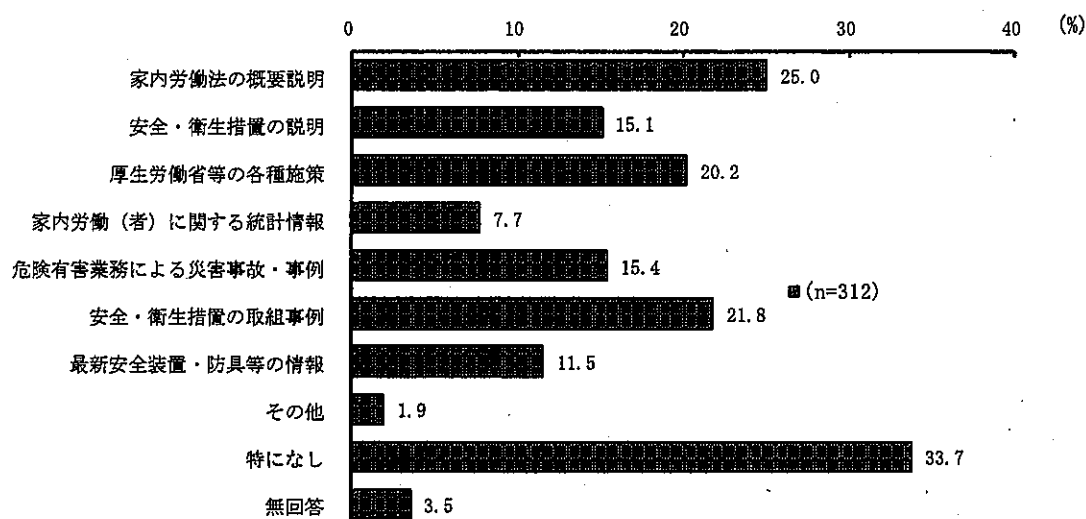


表 7 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(階層別 単位%)

	「家内労働のしおり」 経験者	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省等の各種施策	統計情報(者)に関する	危険有害業務による災害事故・事例	安全・衛生措置の取組事例	最新安全装置・防具等の情報	その他	特になし	無回答
全 体	(312)	25.0	15.1	20.2	7.7	15.4	21.8	11.5	1.9	33.7	3.5
< 危険有害業務委託有無別 >											
危険有害業務委託者	(59)	16.9	15.3	13.6	5.1	25.4	23.7	16.9	1.7	30.5	1.7
非危険有害業務委託者	(252)	27.0	15.1	21.8	8.3	13.1	21.4	10.3	2.0	34.1	4.0
< 業 種 別 >											
繊維工業	(87)	24.1	12.6	24.1	6.9	9.2	17.2	4.6	2.3	40.2	3.4
木材・木製品、家具・装備品製造業	(2)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
紙・紙加工品製造業	(5)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0
ゴム製品製造業	(13)	23.1	15.4	15.4	0.0	38.5	30.8	15.4	0.0	23.1	0.0
皮革製品製造業	(14)	28.6	21.4	35.7	7.1	35.7	14.3	7.1	0.0	35.7	0.0
窯業・土石製品製造業	(6)	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0
金属製品製造業	(28)	17.9	21.4	17.9	10.7	25.0	28.6	3.6	0.0	28.6	0.0
電子部品・デバイス製造業	(19)	31.6	15.8	21.1	10.5	26.3	42.1	21.1	0.0	26.3	0.0
電気機械器具製造業	(56)	26.8	14.3	19.6	3.6	7.1	19.6	19.6	1.8	32.1	5.4
情報通信機械器具製造業	(3)	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
機械器具等製造業	(28)	32.1	21.4	25.0	10.7	17.9	25.0	28.6	3.6	28.6	0.0
その他(雑貨等)	(51)	25.5	9.8	7.8	9.8	15.7	13.7	5.9	3.9	33.3	7.8

注) 比較I 10point

以上

【危険有害業務委託者ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「特になし」の比率が 30.5%で最も高いが、以下「危険有害業務による災害事故・事例」(25.4%)、「安全・衛生措置の取組事例」(23.7%)、「家内労働法の概要説明」(16.9%)、「最新安全装置・防具等の情報」(16.9%)と続き、危険有害業務や安全衛生措置等に関する“事例”についての情報ニーズが高いと言える。(図 16)

階層別にみると、「災害事例を知っている者」では「安全・衛生措置の説明」、「危険有害業務による災害事故・事例」(それぞれ 27.8%、44.4%)が、全体値と比べ比率が高くなっている。(表 8)

図 16 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報
(n=59、危険有害業務委託者、「家内労働のしおり」閲読経験者)

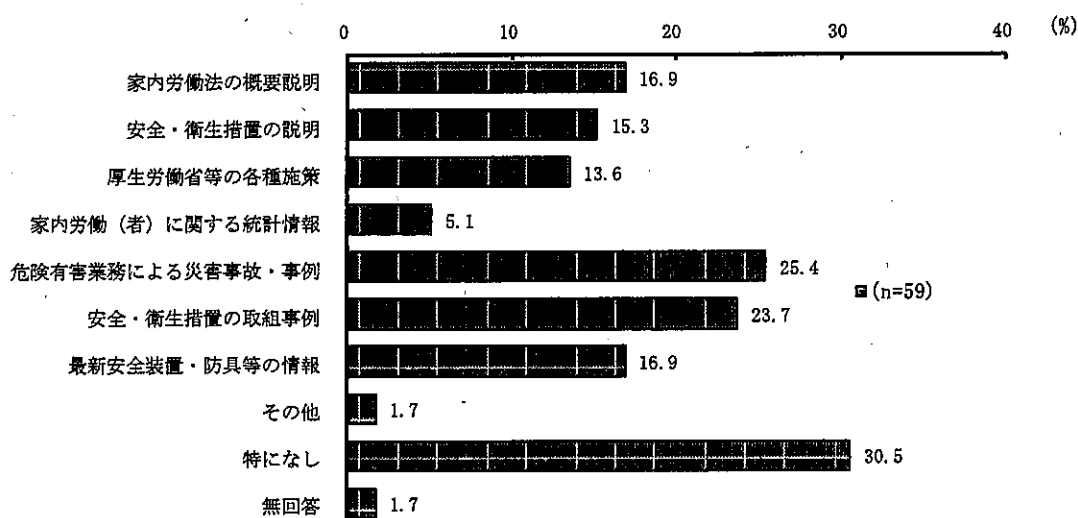


表 8 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(階層別 単位%)

	読経「危険有害業務委託者しおり」者験者	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省等の各種施策	統計情報(者)に関する	危険有害業務による災害事故・事例	安全・衛生措置の取組事例	最新安全装置・防具等の情報	その他	特になし	無回答
全 体	(59)	16.9	15.3	13.6	5.1	25.4	23.7	16.9	1.7	30.5	1.7
< 業 種 別 >											
繊維工業	(21)	9.5	9.5	23.8	0.0	14.3	9.5	0.0	0.0	47.6	4.8
木材・木製品、家具・装備品製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
皮革製品製造業	(4)	25.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
窯業・土石製品製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(4)	50.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
電子部品・デバイス製造業	(5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	20.0	0.0	40.0	0.0
電気機械器具製造業	(4)	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0
情報通信機械器具製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(7)	42.9	42.9	0.0	14.3	42.9	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0
その他(雑貨等)	(12)	16.7	16.7	0.0	8.3	33.3	16.7	16.7	0.0	25.0	0.0
< 災害事例の認識状況別 >											
知っている	(18)	11.1	27.8	11.1	5.6	44.4	22.2	16.7	0.0	33.3	0.0
知らない	(40)	20.0	10.0	15.0	5.0	17.5	22.5	17.5	2.5	30.0	2.5

注) 比較1 10point

以上

表9 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務委託者	非危険有害業務委託者
● 所得税の計算		1
● 平均収入、締切日・支払日、平均労働時間		1

表10 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務委託者	非危険有害業務委託者
● 作業内容の具体例と工賃の関係についての事例		1
● 事例を提示してわかりやすく、副読本的に	1	
● 所得税の計算における必要経費の特例の具体的な事例		1
● 単価や依頼について、企業側が守るべき内容を具体的に		1
● 賃金		1
● 平均収入、支払方法と内容、平均労働時間		1

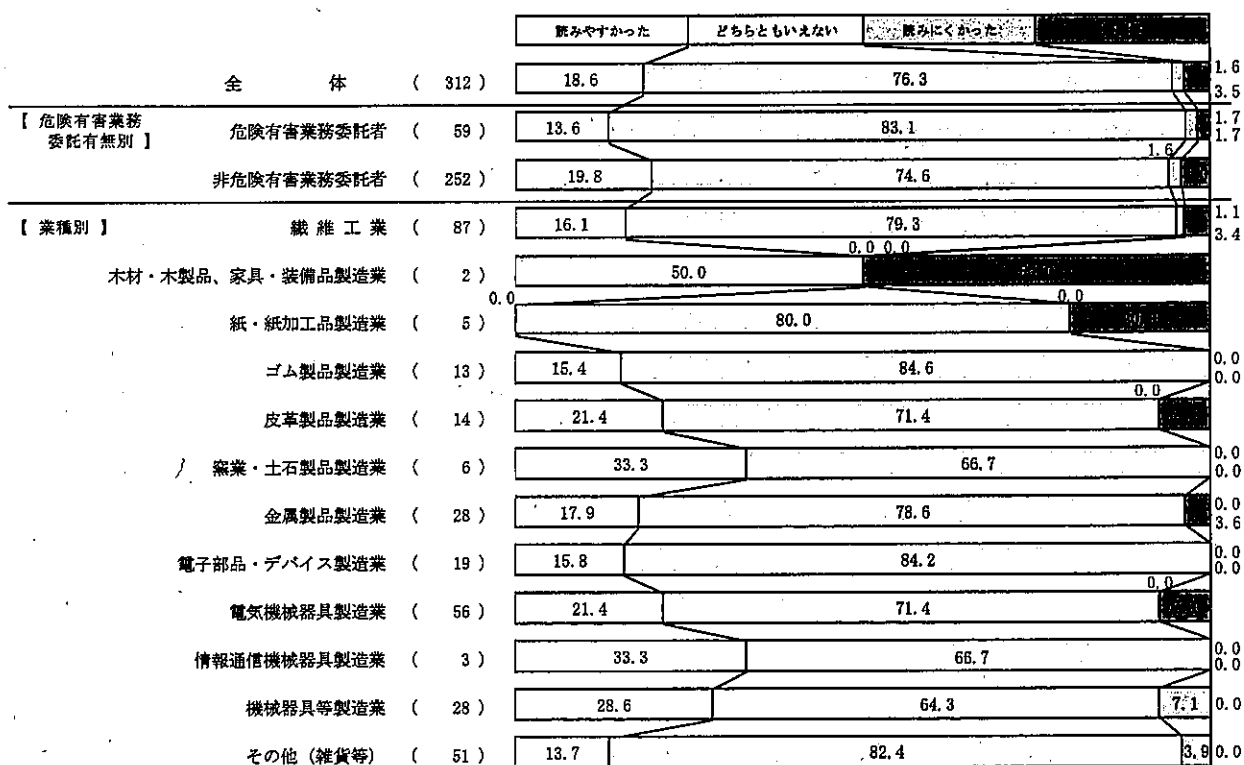
(5)「家内労働のしおり」の読みやすさ(問7)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の読みやすさ(回収数ベース)については、全体では「どちらともいえない」が76.3%で突出して高い比率となっている。「読みやすかった」は18.6%にとどまった。

「読みやすかった」の比率を階層別にみると、非危険有害業務委託者(19.8%)が危険有害業務委託者(13.6%)を6.2ポイント上回っている。(図17)

図17「家内労働のしおり」の読みやすさ(n=312、回収数、「家内労働のしおり」閲読経験者 単位%)

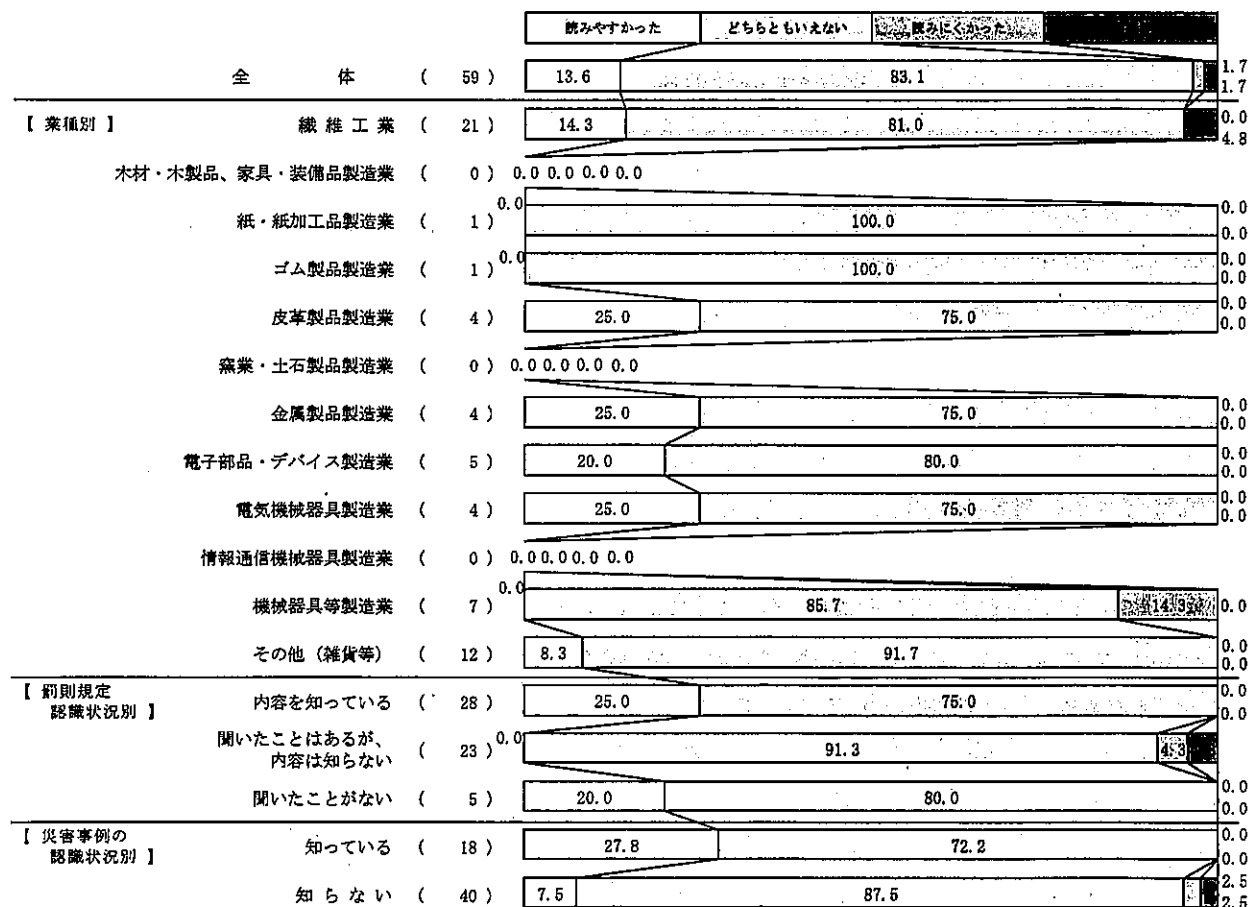


【危険有害業務委託者ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の読みやすさを危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「どちらともいえない」が83.1%、「読みやすかった」は13.6%にとどまった。

階層別にみると、「罰則規定の内容を知っている者」の25.0%、「災害事例を知っている者」の27.8%で、「読みやすかった」と回答しており、これは、危険有害業務委託者全体に占める「読みやすかった」と回答した者の割合(13.6%)と比べ高い比率となっている。(図18)

図18 「家内労働のしおり」の読みやすさ(n=59、危険有害業務委託者、「家内労働のしおり」閲読経験者 単位%)



(6)「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由(問8)

「家内労働のしおり」が読みやすかった理由としては、危険有害業務委託者では「項目ごとに書いてあり読みやすい」、「図や字の大きさ、色の使い方などが良かった」、「内容がわかりやすい、理解しやすい」等の意見がみられた。一方非危険有害業務委託者では「項目ごとに書いてあり読みやすい」との意見が10件と多くなっている。

「家内労働のしおり」が読みにくかった理由としては、危険有害業務委託者では「所得税等の必要経費の説明を家内労働者に詳しくできていない」との意見があった。非危険有害業務委託者では「専門語が多すぎる、理解しにくい」との意見が2件みられる。(表11)

表11 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由

読みやすかった理由	危険有害 業務委託者	非危険有害 業務委託者
● 項目ごとに書いてあり読みやすい	1	10
● 図や字の大きさ、色の使い方などが良かった	1	5
● 会社がとるべき措置や作成例がわかりやすい		5
● 内容がわかりやすい、理解しやすい	2	3

読みにくかった理由	危険有害 業務委託者	非危険有害 業務委託者
● 専門語が多すぎる、理解しにくい		2
● 項目が多く理解が難しい		1
● 所得税等の必要経費の説明を家内労働者に詳しくできていない	1	
● 半分以上が危険物の取扱いについての内容であるため、弊社の様に取り扱っていない企業からすると不要な事柄が多い、取扱いの有無によってしおりを分けてほしい		1

(7) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体 (問9)

【回収数ベース】

家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(回収数ベース)としては、全体では「パンフレット・リーフレット」の比率が63.3%で最も高く、次いで「厚生労働省のホームページ」(37.2%)、「都道府県・市町村のホームページ」(16.0%)、「行政の広報誌」(14.6%)と続いている。(図19)また、雇用者数100人以上の事業所では「厚生労働省のホームページ」の比率が全体値と比べ高い。雇用者数300人以上の事業所では「厚生労働省のホームページ」、「都道府県・市町村のホームページ」とともに「講習会等の実施」が全体値と比べ高い比率となっている。(表12)

図19 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体 (n=755、回収数)

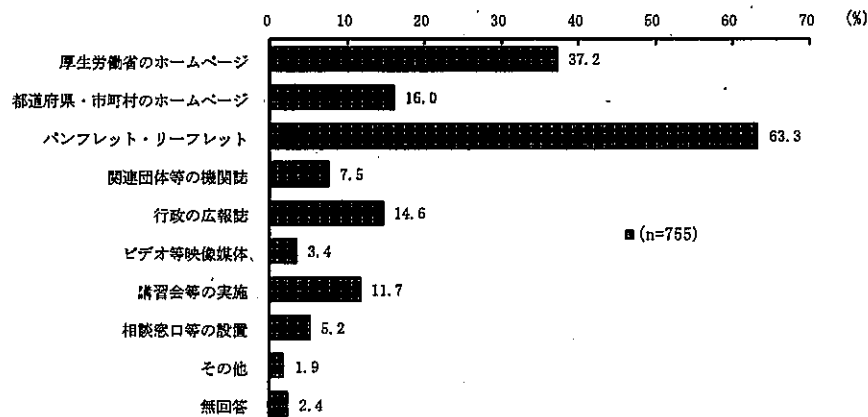


表12 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(階層別 単位%)

	回収数	厚生労働省のホームページ	都道府県・市町村のホームページ	パンフレット・リーフレット	関連団体等の機関誌	行政の広報誌	ビデオ等映像媒体	講習会等の実施	相談窓口等の設置	その他	無回答
全体	(755)	37.2	16.0	63.3	7.5	14.6	3.4	11.7	5.2	1.9	2.4
< 危険有害業務委託有無別 >											
危険有害業務委託者	(150)	38.0	14.0	66.0	7.3	15.3	4.7	12.7	9.3	1.3	0.7
非危険有害業務委託者	(604)	37.1	16.6	62.7	7.6	14.4	3.1	11.4	4.1	2.0	2.6
< 業種別 >											
繊維工業	(242)	30.6	13.2	67.8	12.4	16.5	3.3	9.9	5.8	2.1	2.5
木材・木製品、家具・装備品製造業	(11)	36.4	9.1	45.5	9.1	27.3	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1
紙・紙加工品製造業	(15)	33.3	20.0	80.0	6.7	20.0	13.3	13.3	6.7	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(27)	37.0	18.5	63.0	7.4	11.1	3.7	25.9	7.4	0.0	0.0
皮革製品製造業	(49)	30.6	16.3	79.6	2.0	22.4	6.1	10.2	4.1	0.0	0.0
窯業・土石製品製造業	(11)	27.3	9.1	72.7	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	9.1	9.1
金属製品製造業	(60)	43.3	18.3	55.0	6.7	11.7	1.7	10.0	0.0	1.7	6.7
電子部品・デバイス製造業	(40)	60.0	22.5	55.0	2.5	12.5	2.5	0.0	2.5	0.0	0.0
電気機械器具製造業	(111)	42.3	13.5	56.8	4.5	13.5	4.5	8.1	6.3	0.9	1.8
情報通信機械器具製造業	(5)	60.0	20.0	60.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(71)	38.0	19.7	54.9	8.5	12.7	1.4	21.1	7.0	7.0	2.8
その他(雑貨等)	(113)	38.1	18.6	64.6	5.3	11.5	3.5	15.0	4.4	0.9	1.8
< 雇用者数別 >											
0人	(14)	14.3	14.3	50.0	7.1	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3
1～29人	(297)	29.0	15.2	61.6	9.4	15.8	2.7	7.4	6.7	2.7	3.0
30～99人	(304)	39.1	14.8	65.1	6.3	16.1	4.6	13.2	4.9	1.6	1.6
100～299人	(116)	53.4	16.4	62.9	6.9	7.8	2.6	14.7	3.4	0.9	1.7
300人以上	(22)	54.5	45.5	68.2	4.5	4.5	0.0	40.9	0.0	0.0	0.0

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務委託者ベース】

家内労働関連情報を掲載してほしい媒体を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「パンフレット・リーフレット」の比率が 66.0%で最も高く、次いで「厚生労働省のホームページ」(38.0%)、「行政の広報誌」(15.3%)、「都道府県・市町村のホームページ」(14.0%)と続き、回収数ベースと大きな差異はない。(図 20)

また、「安全・衛生措置の内容を知らない者」、「罰則規定の内容を聞いたことがない者」では「相談窓口等の設置」と回答した者の割合が、それぞれ 24.1%、21.4%となっており、危険有害業務委託者に占める「相談窓口等の設置」と回答した者の割合(9.3%)と比べ高い比率となっている。(表 13)

図 20 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(n=150、危険有害業務委託者)

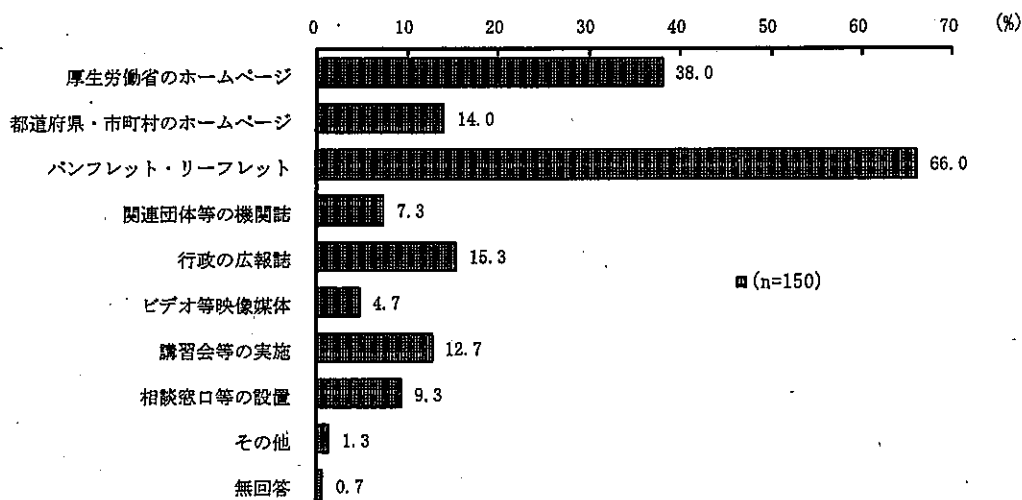


表 13 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(階層別 単位%)

	危険有害業務委託者	厚生労働省のホームページ	都道府県・市町村のホームページ	パンフレット・リーフレット	関連団体等の機関誌	行政の広報誌	ビデオ等映像媒体	講習会等の実施	相談窓口等の設置	その他	無回答
全 体	(150)	38.0	14.0	66.0	7.3	15.3	4.7	12.7	9.3	1.3	0.7
< 業 種 別 >											
繊維工業	(63)	27.0	6.3	65.1	11.1	15.9	6.3	7.9	9.5	0.0	1.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(2)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(4)	25.0	25.0	100.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
皮革製品製造業	(19)	47.4	21.1	84.2	5.3	15.8	5.3	15.8	5.3	0.0	0.0
窯業・土石製品製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(8)	50.0	12.5	62.5	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0
電子部品・デバイス製造業	(10)	60.0	20.0	70.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気機械器具製造業	(11)	54.5	18.2	63.6	0.0	18.2	9.1	0.0	18.2	0.0	0.0
情報通信機械器具製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(14)	35.7	21.4	50.0	7.1	0.0	0.0	35.7	21.4	7.1	0.0
その他(雑貨等)	(18)	50.0	22.2	61.1	0.0	22.2	0.0	16.7	5.6	5.6	0.0
< 安全・衛生措置必要性認識状況別 >											
措置の内容を知っている	(68)	44.1	17.6	67.6	2.9	10.3	4.4	11.8	7.4	1.5	0.0
聞いたことはあるが、措置の内容は知らない	(47)	38.3	8.5	59.6	6.4	21.3	4.3	10.6	2.1	2.1	0.0
知らない	(29)	27.6	13.8	69.0	13.8	17.2	6.9	17.2	24.1	0.0	3.4
< 罰則規定認識状況別 >											
内容を知っている	(39)	43.6	15.4	69.2	0.0	7.7	2.6	12.8	5.1	0.0	0.0
聞いたことはあるが、内容は知らない	(63)	38.1	15.9	60.3	6.3	17.5	1.6	9.5	3.2	3.2	1.6
聞いたことがない	(42)	35.7	9.5	69.0	11.9	19.0	11.9	16.7	21.4	0.0	0.0

注) 比較1 10point

以上

表 14 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害 業務委託者	非危険有害 業務委託者
● メール、メールマガジンによる配信	1	3
● DMによる案内		1
● Facebook等SNS		1
● TV、ラジオ等で告知(内容はパンフ等)		1
● ハローワーク	1	
● ホームページでの掲示もいいですが、紙ベースのものがあるとありがたい		1
● 商工会広報で知りたい		1

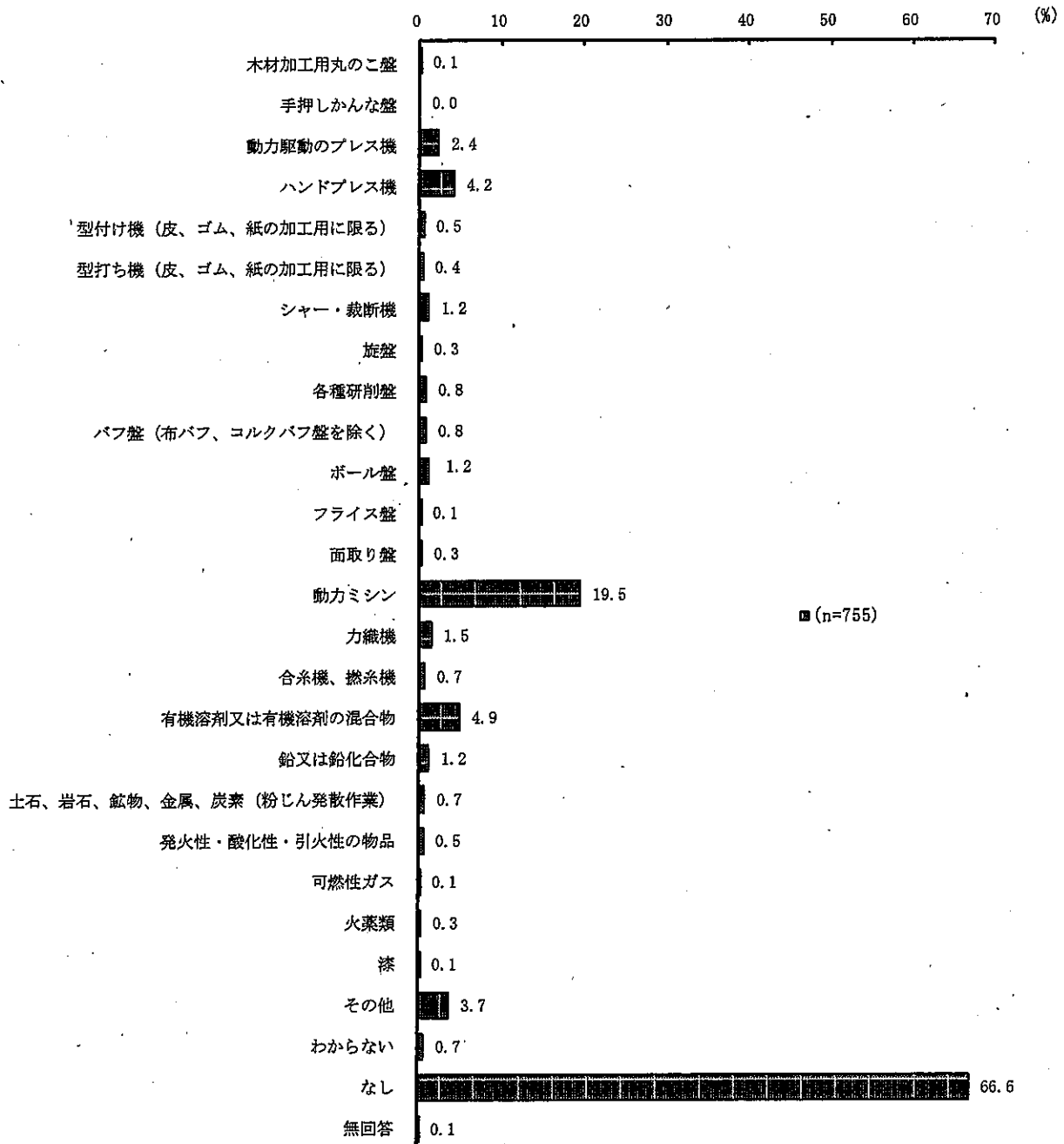
3. 委託内容などについて

(1) 家内労働者が使用している機械・器具・資材 (問 10)

【回収数ベース】

家内労働者が使用している機械・器具・資材としては、全体では「なし」の比率が 66.6%と突出して高くなっているが、それ以外では「動力ミシン」の比率が 19.5%で最も高く、次いで「有機溶剤又は有機溶剤の混合物」(4.9%)、「ハンドプレス機」(4.2%)、「その他」(3.7%)と続いている。(図 21)

図 21 家内労働者が使用している機械・器具・資材 (n=755、回収数)



階層別にみると、地域別では四国で、また、常時委託している家内労働者数が「1～4人」の事業所で、「動力ミシン」の比率が全体値と比べ高くなっている。(表15)

表15 家内労働者が使用している機械・器具・資材(階層別 単位%)

※ 項目数が多いため、表側のいずれかの分析軸で全体値より10.0ポイント以上高い数値がある項目のみ掲載

	回収数	ハンドプレス機	動力ミシン	有機溶剤又は有機溶剤の混合物	その他
全 体	(755)	4.2	19.5	4.9	3.7
< 危険有害業務委託有無別 >					
危険有害業務委託者	(150)	18.0	52.7	17.3	14.0
< 地 域 別 >					
北海道・東北	(114)	4.4	18.4	7.9	3.5
関 東	(133)	7.5	23.3	8.3	1.5
甲信越・北陸	(101)	2.0	12.9	3.0	1.0
東 海	(126)	4.0	12.7	3.2	4.8
近 畿	(111)	5.4	23.4	4.5	4.5
中 国	(77)	2.6	27.3	3.9	6.5
四 国	(35)	0.0	34.3	2.9	11.4
九州・沖縄	(58)	3.4	12.1	1.7	1.7
< 業 種 別 >					
繊維工業	(242)	0.4	43.4	0.4	4.5
木材・木製品、家具・装備品製造業	(11)	0.0	18.2	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(15)	0.0	0.0	0.0	13.3
ゴム製品製造業	(27)	3.7	3.7	11.1	0.0
皮革製品製造業	(49)	6.1	69.4	28.6	4.1
窯業・土石製品製造業	(11)	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(60)	10.0	0.0	1.7	5.0
電子部品・デバイス製造業	(40)	7.5	0.0	12.5	2.5
電気機械器具製造業	(111)	5.4	0.0	1.8	1.8
情報通信機械器具製造業	(5)	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(71)	4.2	4.2	2.8	2.8
その他(雑貨等)	(113)	8.0	1.8	8.0	4.4
< 常時委託家内労働者数別(1) >					
0 人	(8)	0.0	0.0	0.0	0.0
1 ～ 4 人	(82)	1.2	30.5	3.7	2.4
5 ～ 9 人	(133)	0.8	27.8	5.3	5.3
10～19人	(202)	5.0	18.3	4.5	3.0
20～29人	(110)	7.3	15.5	5.5	4.5
30～49人	(102)	2.9	14.7	6.9	3.9
50～69人	(34)	11.8	11.8	5.9	2.9
70～99人	(37)	8.1	16.2	5.4	8.1
100人以上	(35)	5.7	11.4	2.9	0.0

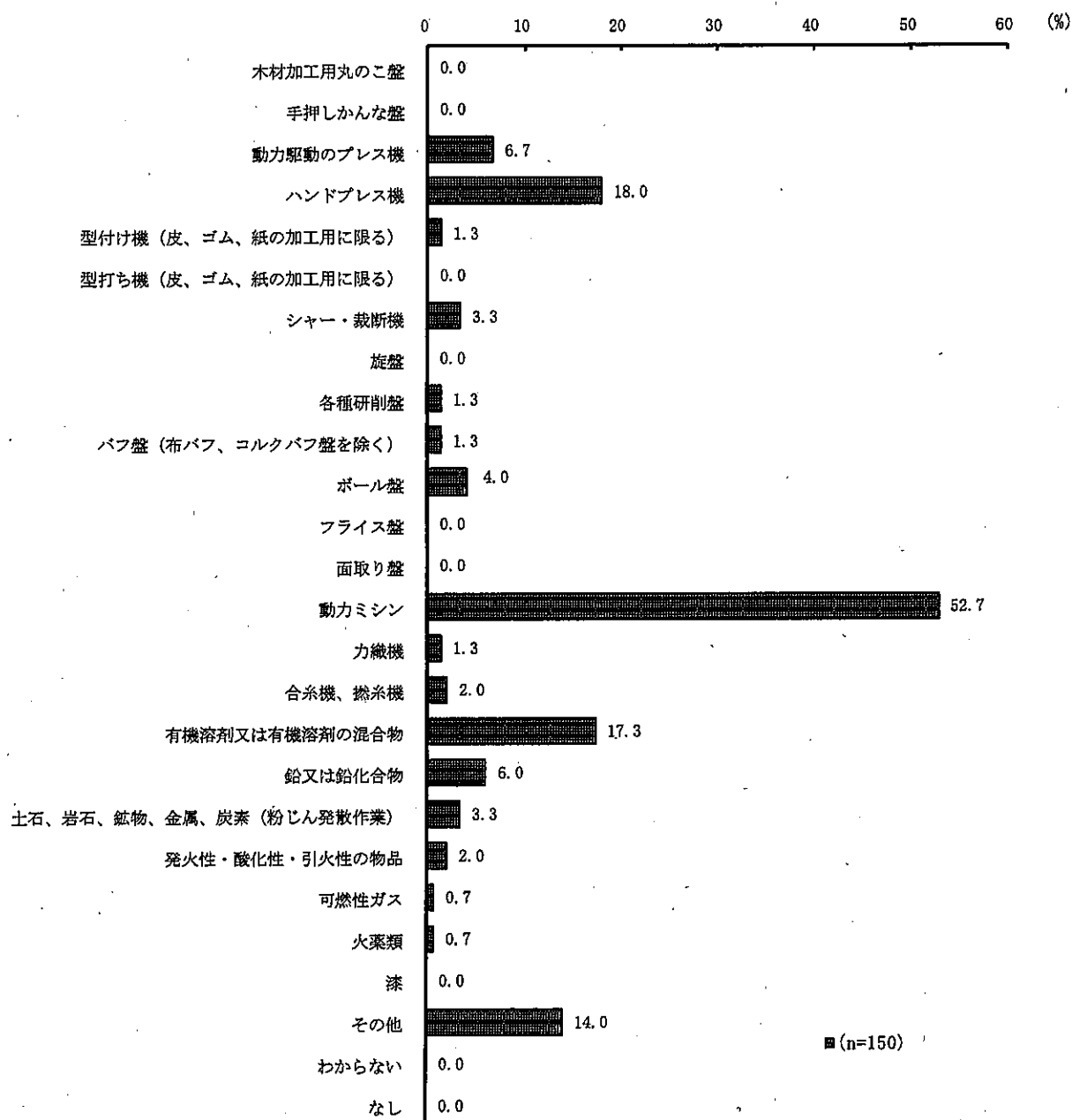
注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務委託者ベース】

家内労働者が使用している機械・器具・資材を危険有害業務委託者ベースでみると、全体では「動力ミシン」の比率が 52.7%で突出して高くなっている。以下「ハンドプレス機」(18.0%)、「有機溶剤又は有機溶剤の混合物」(17.3%)と続く。(図 22)

図 22 家内労働者が使用している機械・器具・資材 (n=150、危険有害業務委託者)



階層別にみると、安全・衛生措置の内容を「聞いたことがあるが知らない者」、「知らない者」及び罰則規定の内容を「聞いたことがない者」では、「動力ミシン」を家内労働者が使用していると回答した者の割合が、それぞれ、66.0%、86.2%、69.0%となっている。これは、危険有害業務委託者に占める「動力ミシン」を家内労働者が使用している者の割合(52.7%)より10ポイント以上高くなっている。(表16)

表16 家内労働者が使用している機械・器具・資材(階層別 単位%)

※ 項目数が多いため、表側のいずれかの分析軸で全体値より10.0ポイント以上高い数値がある項目のみ掲載

	危険有害業務委託者	動力駆動のプレス機	ハンドプレス機	シャワー・裁断機	ボール盤	動力ミシン	合糸機、撚糸機	有機溶剤又は有機溶剤の混合物	鉛又は鉛化合物
全 体	(150)	6.7	18.0	3.3	4.0	52.7	2.0	17.3	6.0
< 地 域 別 >									
北海道・東北	(24)	0.0	16.7	0.0	4.2	50.0	0.0	25.0	8.3
関 東	(31)	6.5	29.0	6.5	3.2	51.6	0.0	22.6	6.5
甲信越・北陸	(18)	16.7	11.1	5.6	0.0	44.4	5.6	11.1	0.0
東 海	(19)	0.0	26.3	0.0	15.8	42.1	0.0	10.5	0.0
近 畿	(21)	4.8	19.0	0.0	0.0	52.4	9.5	19.0	9.5
中 国	(21)	4.8	9.5	0.0	4.8	61.9	0.0	14.3	9.5
四 国	(9)	11.1	0.0	11.1	0.0	77.8	0.0	11.1	0.0
九州・沖縄	(7)	28.6	14.3	14.3	0.0	57.1	0.0	14.3	14.3
< 業 種 別 >									
繊維工業	(63)	0.0	0.0	1.6	0.0	90.5	4.8	0.0	0.0
木材・木製品、家具・装備品製造業	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品製造業	(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品製造業	(4)	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	75.0	0.0
皮革製品製造業	(19)	15.8	5.3	21.1	5.3	84.2	0.0	31.6	0.0
窯業・土石製品製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品製造業	(8)	0.0	62.5	0.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0
電子部品・デバイス製造業	(10)	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	40.0
電気機械器具製造業	(11)	9.1	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	27.3
情報通信機械器具製造業	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等製造業	(14)	21.4	21.4	0.0	7.1	21.4	0.0	14.3	0.0
その他(雑貨等)	(18)	11.1	44.4	0.0	5.6	5.6	0.0	38.9	11.1
< 常時委託家内労働者数別(1) >									
0 人	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 ～ 4 人	(12)	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7	0.0
5 ～ 9 人	(32)	3.1	3.1	6.3	0.0	68.8	0.0	9.4	3.1
10 ～ 19 人	(39)	12.8	17.9	5.1	7.7	64.1	0.0	12.8	5.1
20 ～ 29 人	(25)	8.0	32.0	4.0	0.0	36.0	0.0	24.0	20.0
30 ～ 49 人	(19)	0.0	10.5	0.0	5.3	52.6	5.3	26.3	0.0
50 ～ 69 人	(7)	14.3	57.1	0.0	14.3	14.3	0.0	28.6	0.0
70 ～ 99 人	(10)	10.0	30.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0
100人以上	(6)	0.0	33.3	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7	16.7
< 安全・衛生措置必要性認識状況別 >									
措置の内容を知っている	(68)	10.3	26.5	1.5	4.4	27.9	1.5	23.5	10.3
聞いたことはあるが、措置の内容は知らない	(47)	4.3	12.8	6.4	4.3	66.0	4.3	17.0	2.1
知らない	(29)	3.4	10.3	3.4	3.4	86.2	0.0	6.9	3.4
< 罰則規定認識状況別 >									
内容を知っている	(39)	7.7	25.6	2.6	5.1	35.9	2.6	15.4	7.7
聞いたことはあるが、内容は知らない	(63)	7.9	15.9	3.2	3.2	50.8	3.2	20.6	6.3
聞いたことがない	(42)	4.8	16.7	4.8	4.8	69.0	0.0	16.7	4.8
< 安全・衛生措置不足による傷病発症認識状況別 >									
知っている	(126)	7.1	19.8	2.4	4.0	48.4	0.8	20.6	7.1
知らない	(15)	6.7	13.3	13.3	6.7	73.3	13.3	0.0	0.0

注) 比較1 10point

以上

表 17 家内労働者が使用している機械・器具・資材 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害 業務委託者	具体的回答内容	危険有害 業務委託者
● アイロン		● 工業用ミシン	
● ボンド	1	● 裁縫こて	1
● ガスコンロ	1	● 糸巻機	1
● ドリル(小形)	1	● 糸取り用、小バサミ	
● ニツパ、ドライパー	1	● 治具(樹脂製)	1
● ハシ	1	● 手作業(釦付け まつり)	1
● ハンダ、シリコン、治具	1	● 手組み、検査	1
● リンキングミシン	1	● 刃付機	
● ロープ巻取り機	1	● 水性コバぬり機。皮革、合成皮革、綿布、糸、合 成繊維、水性コバ液	1
● ローラーカッター	1	● 生地のカ断機	
● ロッソミシン	1	● 半田ゴテ	1
● 巻取り機	1	● 半田付	1
● 巻線機	1		
● 曲げ治具、電動プレス	1		

※ 上記には、危険有害業務に該当する機械・器具・資材(=問 10 の「1」～「23」のいずれか)に○をつけ、さらに、「24 その他」に○をした複数回答者の回答も含むため、危険有害業務に該当しない機械・器具・資材も含まれている。

(2) 危険有害業務に使用中の機械・器具・資材の譲渡・貸与の有無(問11)

【回収数ベース／家内労働者使用の危険有害業務該当機械・器具・資材認識者】

危険有害業務に使用する機械・器具・資材の家内労働者への譲渡・貸与または提供の有無(回収数ベース)をみると、全体では「譲渡・貸与または提供している」が61.0%となっている。

「譲渡・貸与または提供している」の比率を階層別にみると、地域別の近畿、東海で、また、常時委託している家内労働者数が「0～9人 計」の事業所で、全体値と比べ低い比率となっている。(図23)

図23 危険有害業務該当機械・器具・資材の譲渡・貸与の有無
(n=246、家内労働者使用の危険有害業務該当機械・器具・資材認識者 単位%)

			提供している	提供していない	
全 体 (246)			61.0	39.0	
【 地域別 】					
北海道・東北 (35)			58.6	31.4	
関東 (47)			66.0	34.0	
甲信越・北陸 (28)			64.3	35.7	
東海 (36)			52.8	47.2	
近畿 (45)			46.7	53.3	
中国 (31)			67.7	32.3	
四国 (14)			64.3	35.7	
九州・沖縄 (10)			70.0	30.0	
【 業種別 】					
繊維工業 (123)			51.2	48.8	
木材・木製品、家具・装備品製造業 (2)			50.0	50.0	
紙・紙加工品製造業 (2)			100.0		0.0
ゴム製品製造業 (4)			100.0		0.0
皮革製品製造業 (38)			50.0	50.0	
窯業・土石製品製造業 (0)			0.0 0.0		
金属製品製造業 (15)			53.3	46.7	
電子部品・デバイス製造業 (10)			100.0		0.0
電気機械器具製造業 (11)			100.0		0.0
情報通信機械器具製造業 (0)			0.0 0.0		
機械器具等製造業 (16)			87.5	12.5	
その他(経貨等) (25)			72.0	28.0	
【 雇用者数別 】					
0人 (8)			25.0	75.0	
1～29人 (110)			58.2	41.8	
30～99人 (93)			64.5	35.5	
100～299人 (31)			64.5	35.5	
300人以上 (4)			100.0		0.0
【 常時委託 家内労働者数別 】					
0～9人 計 (87)			50.6	49.4	
10～29人 計 (96)			66.7	33.3	
30人以上 計 (61)			68.9	31.1	

4. 危険有害業務に対する危険度認識について

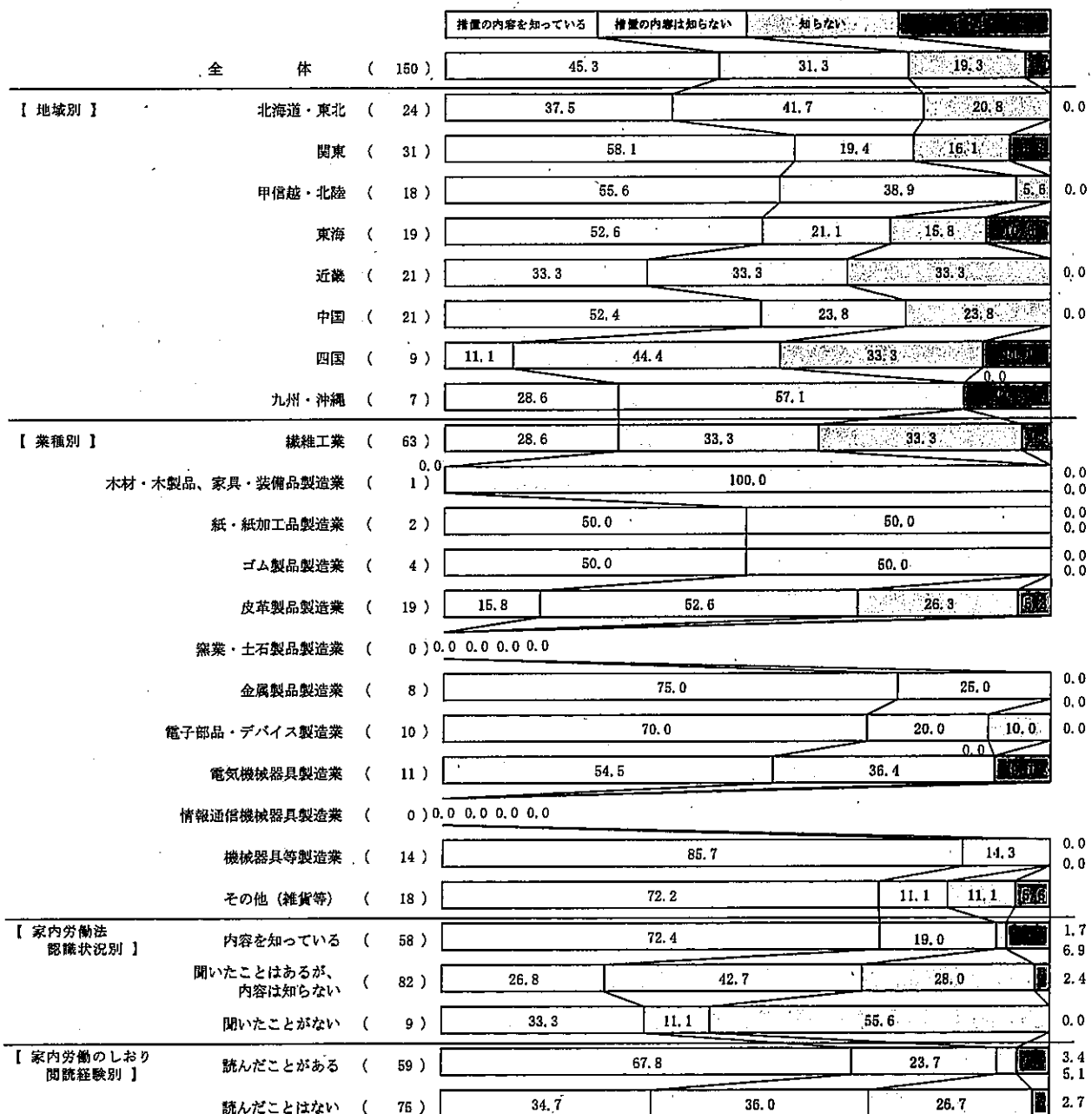
(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況（問 12）【危険有害業務委託者ベース】

提供する機械・器具・資材等について安全・衛生措置を講じなければならないことについては、全体では「措置の内容を知っている」が 45.3%、「聞いたことはあるが、措置の内容は知らない」が 31.3%、「知らない」が 19.3%となっている。

階層別にみると、地域別の関東、甲信越・北陸で「措置の内容を知っている」と回答した者の割合が全体値と比べ高い比率となっている。

また、「家内労働法の内容を知っている者」、「家内労働のしおりを読んだことがある者」では、「措置の内容を知っている」と回答した者は、それぞれ、72.4%、67.8%であるが、これは、危険有害業務委託者に占める「措置の内容を知っている者」の割合（45.3%）と比べ高い比率となっている。（図 24）

図 24 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況（n=150、危険有害業務委託者 単位%）



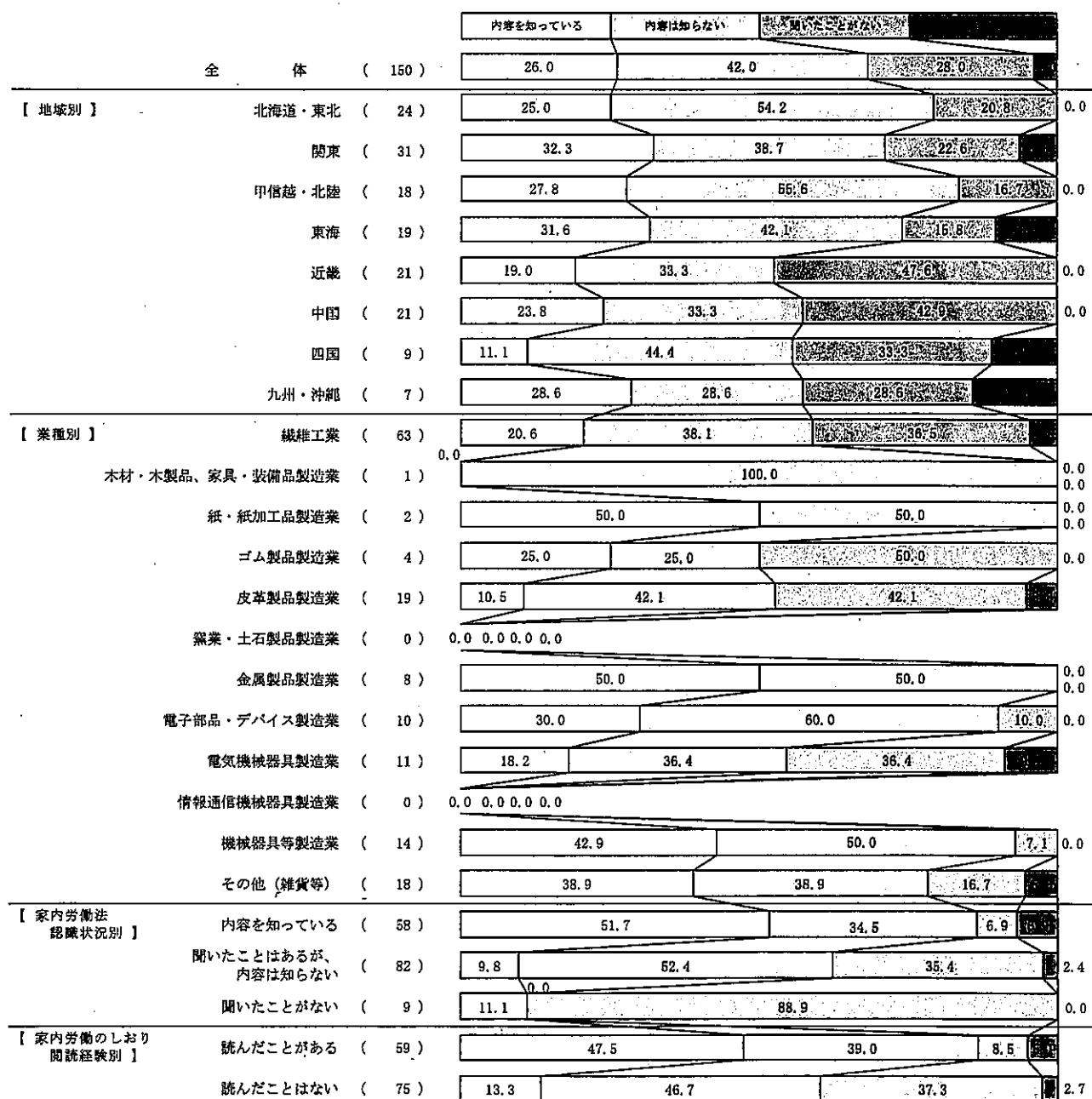
(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況 (問 13) 【危険有害業務委託者ベース】

「家内労働法施行規則」で定める安全・衛生措置違反に罰則規定があることについては、全体では「聞いたことはあるが、内容は知らない」の比率が 42.0%で最も高く、次いで「聞いたことがない」(28.0%)、「内容を知っている」(26.0%)と続いている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」、「家内労働のしおりを読んだことがある者」では、「罰則規定の内容を知っている」と回答した者の割合が、それぞれ、51.7%、47.5%となっており、これは、危険有害業務委託者に占める「罰則規定の内容を知っている」と回答した者の割合(26.0%)と比べ高い比率となっている。

地域別にみると、近畿、中国で「聞いたことがない」と回答した者の割合が、全体値と比べ高い比率となっている。
(図 25)

図 25 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況 (n=150、危険有害業務委託者 単位%)



(3) 危険有害業務中の家内労働者の傷病の有無 (問 14) 【危険有害業務委託者ベース】

危険有害業務中の家内労働者のけがの有無については、危険有害業務委託者のうち 90.7%の事業所が「ない」と回答している。階層別についても、ほぼ全体値と同様にいずれの階層も「ない」との回答が 9 割前後かそれ以上の比率となっている。(顕著な差異はみられなかったため階層別の表は割愛)(図 26)

危険有害業務中の家内労働者の病気の有無については、危険有害業務委託者のうち 92.0%の事業所が「ない」と回答している。階層別についても、ほぼ全体値と同様にいずれの階層も「ない」との回答が 9 割前後かそれ以上の比率となっている。(顕著な差異はみられなかったため階層別の表は割愛)(図 27)

図 26 家内労働者のけがの有無
(n=150、危険有害業務委託者)

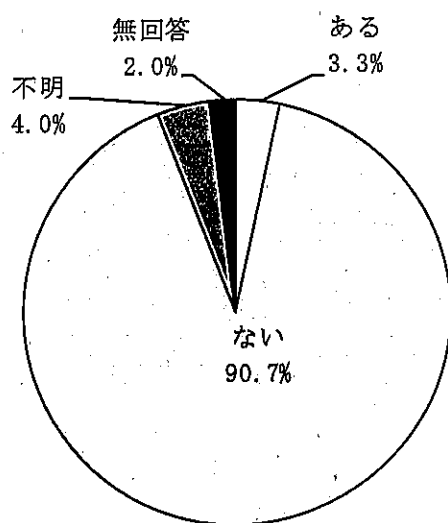
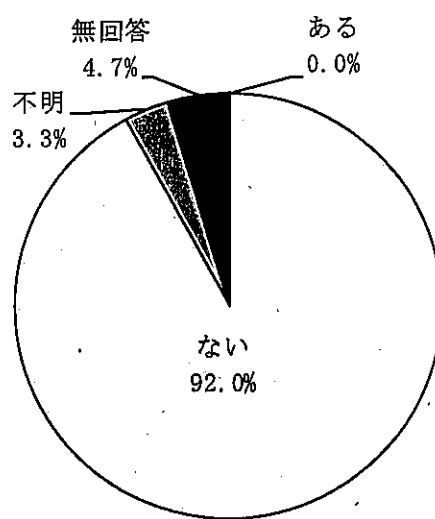


図 27 家内労働者の病気の有無
(n=150、危険有害業務委託者)

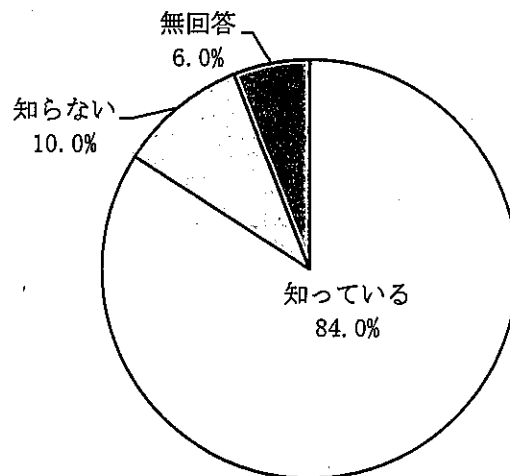


(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況 (問 15)【危険有害業務委託者ベース】

危険有害業務は、的確な安全・衛生措置を講じないとけがや病気につながる可能性もあることについて「知っている」の比率が 84.0%と高く「知らない」は 10.0%にとどまった。(図 28)

階層別にみると(次頁参照)、「家内労働法の内容を知っている者」、「安全・衛生措置の内容を知っている者」、「罰則規定の内容を知っている者」、「災害事例を知っている者」では、安全・衛生措置の不足が傷病原因となることを「知っている」と回答した者の割合が、いずれも 90%以上である。これは、危険有害業務委託者に占める「知っている」と回答した者の割合 (84.0%) より高い。このように、知識・情報レベルの高い者では、「知っている」の比率が高くなっている。(表 18)

図 28 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況 (n=150、危険有害業務委託者)



(5) 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況 (問 16)【危険有害業務委託者ベース】

家内労働者が使用しているのと同様な機械・器具・資材を使用する危険有害業務で生じた災害事例については、「知らない」の比率が 70.0%、「知っている」は 25.3%にとどまった。(図 29)

階層別にみると(次頁参照)、「罰則規定の内容を知っている者」の 46.2%が災害事例を「知っている」と回答しており、これは、危険有害業務委託者に占める「知っている」と回答した者の割合 (25.3%) と比べ高い。

一方、「安全・衛生措置を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「罰則規定を聞いたことがない」と回答した者のうち、災害事例を「知らない」と回答した者の割合は、それぞれ、83.0%、81.0%となっている。これは、危険有害業務委託者に占める「知らない」と回答した者の割合 (70.0%) と比較して高くなっている。(表 18)

図 29 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況 (n=150、危険有害業務委託者)

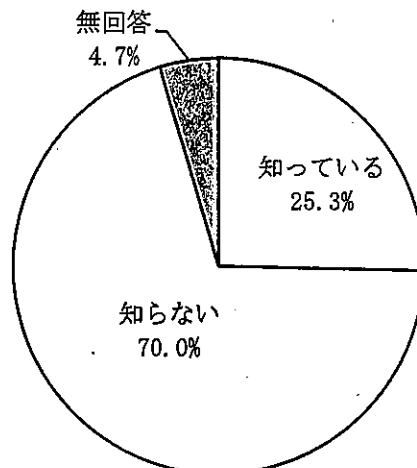


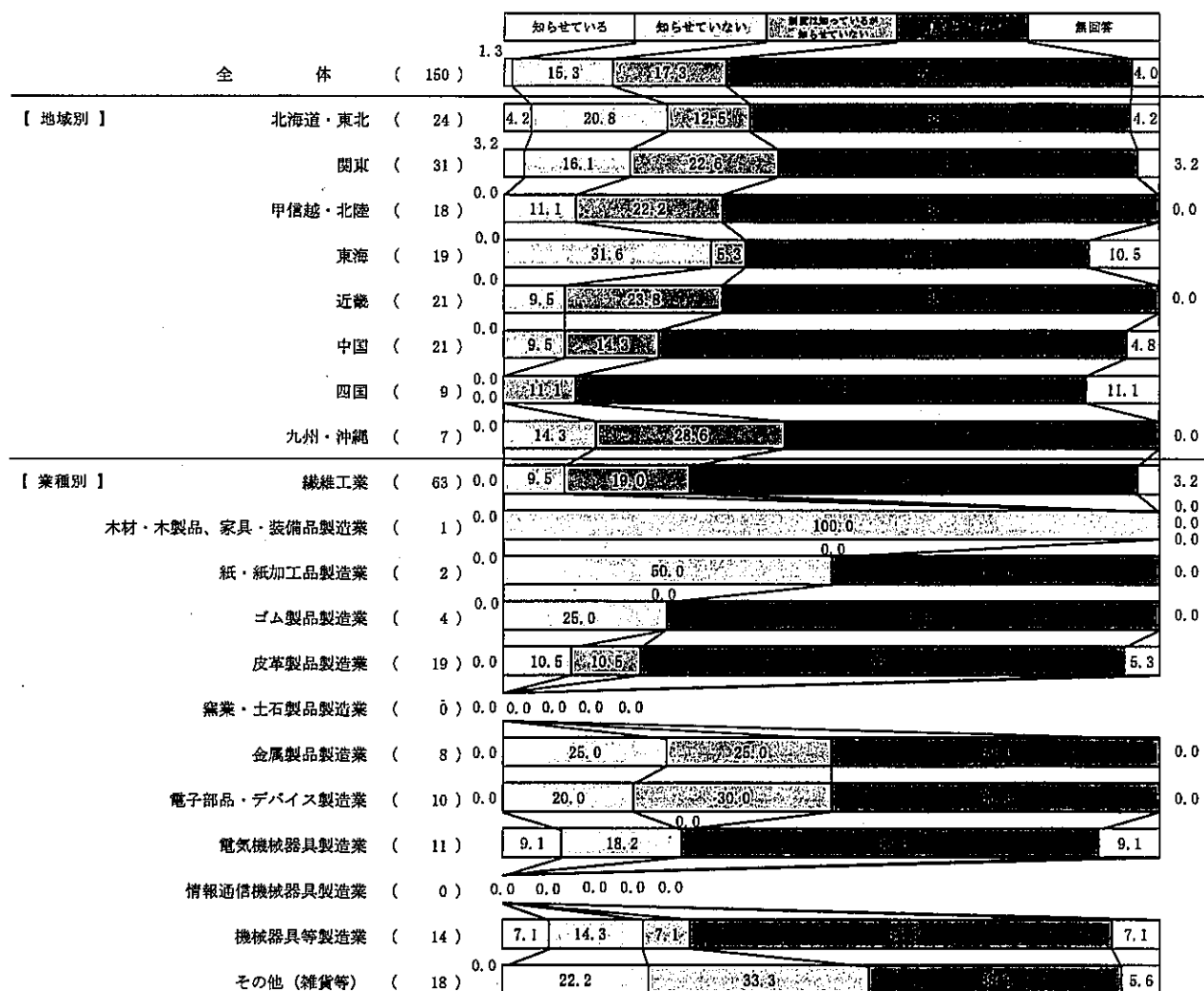
表 18 安全・衛生措置不足による傷病原因の認識と災害事例の認識(階層別 単位%)

	危険有害業務委託者	安全・衛生措置不足による傷病原因の認識			災害事例の認識		
		知っている	知らない	無回答	知っている	知らない	無回答
全 体	(150)	84.0	10.0	6.0	25.3	70.0	4.7
< 家内労働法認識状況別 >							
内容を知っている	(58)	94.8	1.7	3.4	34.5	62.1	3.4
聞いたことはあるが、内容は知らない	(82)	78.0	13.4	8.5	20.7	73.2	6.1
聞いたことがない	(9)	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0
< 家内労働のしおり閲覧経験別 >							
読んだことがある	(59)	91.5	5.1	3.4	30.5	67.8	1.7
読んだことはない	(75)	85.3	10.7	4.0	18.7	74.7	6.7
< 安全・衛生措置必要性認識状況別 >							
措置の内容を知っている	(68)	100.0	0.0	0.0	35.3	63.2	1.5
聞いたことはあるが、措置の内容は知らない	(47)	89.4	8.5	2.1	14.9	83.0	2.1
知らない	(29)	48.3	37.9	13.8	17.2	79.3	3.4
< 罰則規定認識状況別 >							
内容を知っている	(39)	97.4	2.6	0.0	46.2	51.3	2.6
聞いたことはあるが、内容は知らない	(63)	92.1	4.8	3.2	15.9	81.0	3.2
聞いたことがない	(42)	66.7	26.2	7.1	19.0	81.0	0.0
< 危険有害業務中の家内労働者の傷病有無別 >							
あ る	(5)	100.0	0.0	0.0	20.0	60.0	20.0
なし・不明	(143)	84.6	10.5	4.9	25.9	71.3	2.8
< 安全・衛生措置不足による傷病発生認識状況別 >							
知っている	(126)				30.2	68.3	1.6
知らない	(15)				0.0	100.0	0.0
< 災害事例の認識状況別 >							
知っている	(38)	100.0	0.0	0.0			
知らない	(105)	81.9	14.3	3.8			
注) 比較1 10point	以上						

(6) 家内労働者への労災保険特別加入制度の推奨の有無 (問 17) 【危険有害業務委託者ベース】

家内労働者への労災保険特別加入制度の推奨の有無については、全体では「制度を知らない」の比率が 62.0% で最も高く、次いで「制度は知っているが、家内労働者に知らせていない」(17.3%)、「知らせている」(15.3%)と続いている。(図 30)

図 30 家内労働者への労災保険特別加入制度の推奨の有無 (n=150、危険有害業務委託者 単位%)



※ 調査票では「知らせている」との回答肢はなかったが、「知らせている」と記入して回答した委託者がいたため、「知らせている」という項目を新に設定して 4 項目で集計を行った。

5. 安全・衛生措置の実施状況について

(1) 委託者による安全・衛生措置の実施状況（問 18）【危険有害業務委託者ベース】

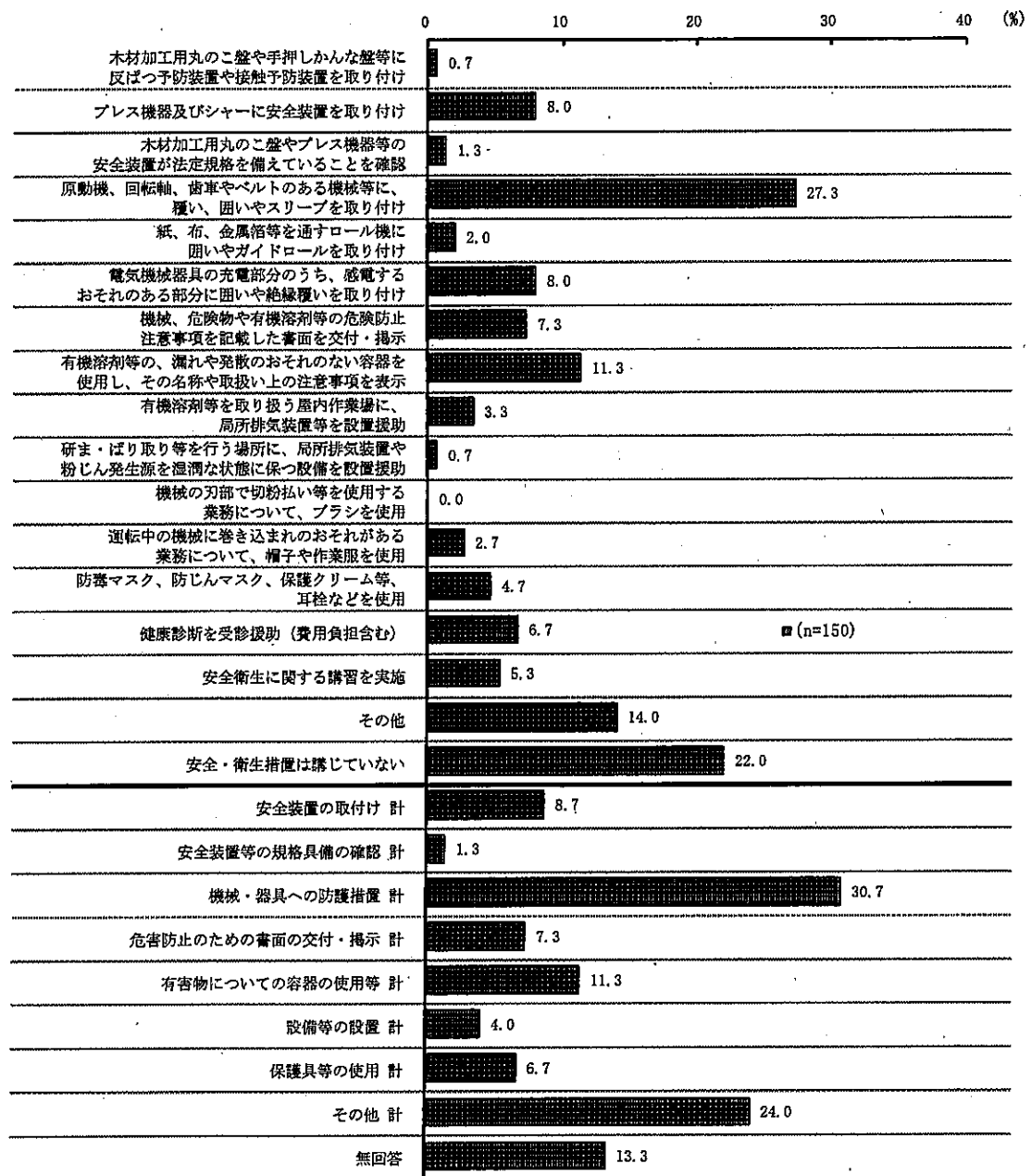
委託者による安全・衛生措置の実施状況をみると、全体では「原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械等に、覆い、囲いやスリーブを取り付け」の比率が 27.3%で最も高い。また「安全・衛生措置は講じていない」は 22.0%に達する。大項目別では「機械・器具への防護措置 計」の比率が 30.7%で最も高い。（図 31）

階層別にみると（次頁参照）、業種別の繊維工業では「機械・器具への防護措置 計」が、雇用者数「100～299 人」の事業所では「安全装置の取付け 計」「機械・器具への防護措置 計」が全体値と比べ高い比率となっている。

また、「安全装置の取付け 計」については、「安全・衛生措置の内容を知っている者」、「罰則規定の内容を知っている者」、「災害事例を知っている者」で、全体値と比べ高い比率となっている。（表 19）

※ %の数値は保有機器数を母数としたものではなく、回答者数（150 件）を母数としたものである。（図 31／表 19）

図 31 委託者による安全・衛生措置の実施状況（n=150、危険有害業務委託者）



※ 項目数が多いため、表側のいずれかの分析軸で全体値より 10.0 ポイント以上高い数値がある項目のみ掲載

注) 比較1 10point

表 20 委託者による安全・衛生措置の実施状況 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務 委託者
● 口頭で作業上の注意事項の説明	5
● ベルトの巻き込み防止を必ず守るように指導している	1
● ベルトまわりにカバーをつけている	1
● 器具を貸与する時、事前に注意事項を説明し教育している	1
● 金属材料を使用するので手袋使用を義務づけている	1
● 最初に作業の説明、機具の取扱い説明をしている	1
● 作業手順を教育している	1
● 作業中は換気を行うように働きかける、作業に使用する用品の取扱方法の説明を事前に行う	1
● 治工具に異常を感じたらすぐ止め、連絡することを教育している	1
● 適切な作業指導を行い打ち上がってきた事象には、その都度適切に対応しております	1
● 動力マシン作業の安全操作に関する指導を実施している	1
● 年2回の当社内で実施をしている、有機溶剤検診に自費にての参加を促している	1
● 髪は後に束ねて作業する、マシン針の近くに手を近づけずに作業する、この指導をしている(動作)	1
● 半田作業者の作業場に吸煙設備等の貸与、取付け点検を行なっている	1
● 有機溶剤に関する取扱上の注意を文章にて説明している	1

(2) 安全・衛生措置を講じていない理由 (問 19)

【危険有害業務委託者ベース／危険有害業務への安全・衛生措置非実施者】

安全・衛生措置を講じていない理由としては、全体では「その他」の比率が 51.5%で最も高く、次いで「家内労働者からの要望がない」(48.5%)、「法令を知らない」(30.3%)と続いている。階層別には顕著な差異はみられなかった。(階層別の表は割愛)

「その他」の回答内容をみると、「機械にもともと安全・衛生措置が施してある」、「口頭等で説明する」、「安全・衛生措置を講じるほど危険な業務ではない」との主旨の回答が多くなっている。(図 32／表 21)

図 32 安全・衛生措置を講じていない理由

(n=33、危険業務委託者、危険有害業務への安全・衛生措置非実施者)

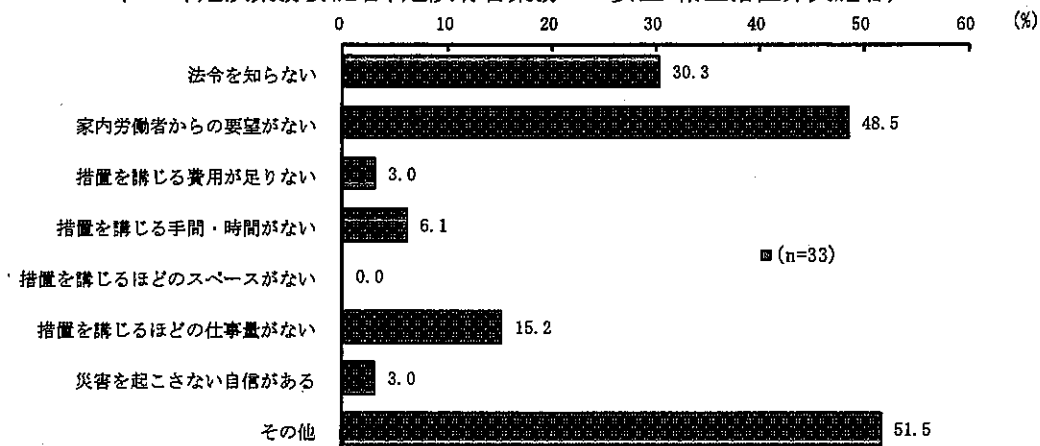


表 21 安全・衛生措置を講じていない理由 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務委託者
● 危険な箇所は構造上安全措置がしてある	1
● 購入品のミシンのため、基本的安全対策は行っている	1
● 貸与時取扱い説明実施	1
● 通常に販売されているミシンで安全面は製造会社がおこなっている	1
● 縫製中に指に針が刺さるのを防ぐ装置がない為、口頭での注意喚起しかありません	1
● 話はしてあります	1
● ケガに結び付く程の機器を使った作業でないため	1
● ほとんどの方が、家庭用・職業用ミシンを使用している	1
● ミシンを使っの縫製作業なので安全・衛生措置の意味がわからない	1
● 安全・衛生措置を講じる内職工程がない為	1
● 以前からミシンを使っておられる方なので特別な事は行なっておりません	1
● 措置を講じなければならない仕事内容でない	1
● 装身用チェーンに部品を取り付ける作業内容に危険性は無いと判断している	1
● 特に危険がないため	1
● 措置の方法がわからない(半田ゴテ)	1
● 失念しておりました	1

(3) 実施した安全・衛生措置 (問 20) 【危険有害業務委託者ベース】

実施した安全・衛生措置についての具体的な回答内容をみると、“ガードの取付け等ハード面での工学的施策”(43 件)、“注意事項、説明書の配布等書面による管理的施策”(16 件)、及び“容器、マスク、手袋等器具・備品による施策”(10 件)の順に多くなっている。また、“健康診断の実施”(4 件)もみられた。(表 22)

表 22 実施した安全・衛生措置

製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全・衛生措置内容
セラミックス、 金属、樹脂の部品	有機溶剤を含む接着剤 エチルアルコール ハンドプレス	部品同士の接着 部品の拭き取り (微量に使用) 部品の圧力	S D S (安全データシート) 等資料を基に説明する エチルアルコールの取扱い標準書を提示 注意事項の説明(実施研修)指導
自動車ガラス用 ターミナル(端子)	半田コテ 半田	半田盛り	家内作業場を窓等の近くに設定し、吸煙のファン等の設備を貸与すると共に取付けを行なう、また、作業の確認と共に点検補修等も行なっている
P P 製荷造りひも	巻取機	300 g の玉巻きにする	緊急停止ボタンを取りつけている
アルミ鋳物の バリ取り作業 アルミ鋳物	油圧プレス ボール盤	バリ取り作業 穴明け作業	光線式安全装置の設置、及びテスト実施後に貸与 手袋使用禁止の指導 女性頭髮の巻き込まれ防止の為、帽子の中に髪を入れ込む及び長髪女性の使用禁止
カッターナイフの ホルダー	ハンドプレス	金属レールとプラ部品を止める	指が入らないように、カバーがしてある
くつ下	接着機 動力ミシン	くつ下カカト部にシート接着を行う くつ下のつま先止め	注意事項を連絡配布
くつ下リンクング	リンクングミシン	つまさきかがり	モーターベルトのまわりをカバー 未使用時に針にカバー
ケーブルアッセンブリ	メチルアルコール	汚れ落し	「アルコールを使用保管する場合の注意点」と云う文書を作成し配布
コネクター部品	ミニハンド	圧入	ポカよけ
ゴム製品加工	熱プレス機		使用機械自体に覆い、囲いがされている
ゴム素材	接着剤 ハンドプレス機	エンドレス接着 型抜き	注意事項説明書を配布し、換気を促している。刃物でケガをしないように毎回、治具にカバーをしてもらうように指導している
ゴム部品	ボール盤	金具への接着	容器への接着剤の種類と注意事項記載 家内労働者への定期的な健康診断
ゴム部品	電動押切機	スリット加工	機械へのガード等を施し、保護メガネの着用 安全衛生装備を施した上で家内労働者に提供
シンナー		皮革部品のハリ	ゴムのりにシンナーを入れる場合、良く換気をする様指導している
スプレーガン本体	バフ研磨機	バフ研磨	カバー及び集じん機
スリッパ	動力ミシン	スリッパの縫製	注意事項を指導

製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全・衛生措置内容
ニット製品	リンキングマシン	セーターの衿つけ	手動のマシンなので、ゆっくり回すよう指導
パーツ縫い 袖にテープ付	動力マシン	小物の縫製 袖に金縫い付け	ベルト回転部にカバーをしている
ハーネス電線	ハンダツボ フラックス	電線芯線のハンダ加工	漏れや発散のおそれがない容器の使用
パイル、生地、 ラバーマスク	動力マシン 有機溶剤を含む塗料	パイルの縫製 マスク等の彩切	注意事項を交付して、注意をするように指導した 有機溶剤系の塗料などの使用注意を指導した
ビショマ	プレス機	糸に鉛をプレスに止める	プレス始動を両手でスイッチを押すようにしている
ヒューズ	半田こて	半田付け	局所排気装置の取り付けを行い、家内労働者に対してはマスクの着用を指導している
プラスチック製品	ボール盤	製品側面のゲートロ（凸部） の除去加工（仕上げ）	作業方法また作業工具の段替え方法を具体的に指導した
プラスチック製品	有機溶剤（IPA）	油汚れ取り	ハンドラップの使用注意事項の配付
プラスチック板 加工部品	有機溶剤を含む接着剤	パーツの接着、組立作業	支給している接着用の溶剤保管ケースに取扱い上の注意事項を表示している
ブリーザーアッシー	電動プレス	キャップとボルトをカシメる	手を入れるスペースをなくしたカバーを取付け、防止している。（30年以上ケガはない。）
プレス、巻線	ハンドプレス機、巻線機		保護カバー取付け
ボールチェーンへの 部品取付	ミニプレス	左記の図の部品取付け	（1）ミニプレスの前面カバーの使用徹底 （2）両手スイッチだが、2人作業の禁止 （3）異音時の通報の徹底
ボタン	有機溶剤を含む接着剤	ボタンの接着	作業中は、換気をしながらするように口頭で指導しました
ポリエステル・綿の生地	動力マシン	帽子の縫製	まきこみ防止のレール
ムートン毛皮	動力マシン	毛皮の縫製	常時注意を払っていれば危険度は低い 注意喚起の掲示をする様指導する
リード線	ハンダ液	電線にハンダリップする	鉛フリーハンダ使用（エコソルダー）はんだ吸煙器使用
衣服	動力マシン	部分の縫製	動力（モーター）からプーリーまでのベルトカバーの装着の確認
衣類	動力マシン	衣類の縫製	縫針の交換時は必ずマシンの電源を切って行う事を紙面にて指導した
印刷物	ロール状の製品を、巻き替す	大巻→小巻に巻き替す	全体をカバーし、回転するシャフトのみを外に出している
鉛入半田	半田コテ	リード線半田付	局所排気装置設置 健康診断（一般＋鉛健診） 全額会社負担

製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全・衛生措置内容
音響部品	有機溶剤	接着	有機溶剤を入れている容器に溶剤名を表記し、取扱上の注意を説明
海苔養殖網仕立	ミシン	網にロープをミシンで取付	電動ミシンですがメーカーで安全措置をとっております
靴	動力ミシン、コバぬり機	靴の縫製、皮革パーツ作成	担当者が注意事項を口頭にて指導
看護用シーツ	動力ミシン	シーツの縫製	ベルトにカバーをつけている
機械部品	電動モータードリル	切削（内径仕上げ）	ドリル及び回転軸部分にガード等安全衛生装備を施し家内労働者に貸与し、破損した場合は速やかに返却交換している
金属ファン	金属材料	仮組立	金属のバリで手を切らない様手袋を使用させている
金属加工品	ボール盤	面とり加工	ベルト部周辺に安全カバー
金属製品	有機溶剤（接着剤）	金属とゴムの接着	溶剤の取り扱い上の注意点の説明 溶剤等を収納する為の密閉性容器の貸与 特殊健診の実施（費用負担）。保護マスク等の貸与
金属素材	ハンドプレス機	カシメ作業	弊社の技術者が、適時作業内容を確認して、家内労働者に指導している
軍手	動力ミシン	縫い	モーターVベルトに安全カバー 針折れ時の安全カバー
厚生生地	動力ミシン	バッグの縫製	部分によって生地が何枚か重なり厚くなる部分を縫う時はスピードを落として縫う物を引っ張らずに作業する事の徹底指導
合成繊維	動力ミシン	資材網の縫製	家内労働者向けに掲示による喚起
合成素材	動力ミシン	かばんの縫製	ミシンのモータープーリーのカバーの確認とりつけ
合成素材	動力ミシン	スポーツウェアの縫製	回転するベルトに巻き込まれないように、カバーを取り付けた
合皮素材、クロス素材、ラミネート素材	動力ミシン	自動車用座席シート トリムカバー縫製	動力ミシン作業時の安全な操作をするための指導を実施している
三角スケール	有機溶剤（メタノール）	拭き上げ	専用の容器の使用、保護マスク、保護手袋、換気の指導
歯車	ドリル（小形）	内径の面取り	ドリルのまわし方（指に持ってまわす）
トレー入れ（歯車）	トレー内径に通す棒（真鍮鉄）	歯車をトレーに入れる	
自動車部品	ハンドプレス機	カシメ	ハンドプレス機に注意事項を貼付けている 安全に関する教育指導を実施している
自動車用バッテリーの液口栓	ハンドプレス機	プラスチックパーツを筒状のプラスチックパーツに押し入する	作業方法、機械の取り扱い方法（安全指導含む）を対象者全員に講習した
織物	織機	製織	織機のベルト部分に囲いを取付けている
繊維製品	動力ミシン	ふくさの縫製	来社頂き縫製技術及び安全な扱いについて講習する

製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全・衛生措置内容
繊維製品	動力ミシン	セレモニー用品の縫製	注意を促し家内労働者に指導
鋳造品	グラインダー	バリ取り作業	集塵機を貸与している
紬紉	力織機	製織	籽が飛び出ない様ガードを ベルトには、おおいを 今まで、事故は無いのでそのくらいでしょうか
鉄加工部品	プレス機	社内プレス加工を行ったもの(部品)にノックピンをかしめる	ガードを装着し、作動スイッチを1箇所だったものを2箇所(両サイド)同時に押すように変更した
電球用ソケット端子のカシメ	小型電動プレス	カシメ	作動スイッチを両手押しボタンにしてプレス動作時に手をはさまない様にしている
燃糸機、ギヤー部、モーター部		燃糸加工	駆動部にカバー
半田作業	半田ゴテ系半田	電子部品の半田付	定期健康診断の受診
皮革	動力ミシン	手袋縫製	動力モータがIC機能が付いているので針々動かす事が出来るので旧式のものより安全かと思う
皮革素材	動力ミシン	笛のケース縫製	原動機歯車に囲いをつけている。ミシンのモーターのスイッチに囲いをつけている
皮革素材	動力ミシン 有機溶剤を含む接着剤	革製品の縫製 革パーツの接着	注意事項を口頭で伝え、異音等があれば直ぐに連絡するように伝えている 換気の良い場所で作業する様、口頭で伝えている
皮革素材、合成素材	動力ミシン	手袋の縫製	機械へのガード等安全衛生装備(ベルトカバー)を施した上で家内労働者に貸与している
筆	有機溶剤を含む接着剤	毛と金具の接着	取扱い上の注意事項を表示するとともに指導をしている
婦人パンツスカート	動力ミシン	縫製	プリーズベルト部にカバーを付けている 巻き込み防止のため衣類は、ひらひらする部のないものを指導
婦人靴	有機溶剤を含む接着剤	製品の仕上げ	関係官庁より配布されるパンフレット等を配布する
布	ミシン	織の縫製	手元を明るくし、ケガのないようにした
布、生地	動力ミシン	パジャマの縫製	何かあればミシン屋に直さよう言っております すぐ連絡して下さいと、言っております
布製品	動力ミシン	洋服カバーの縫製	ミシンの取扱いについて説明(操作方法、特に危険がありえる使用について、説明) 例)ここに手を入れると危ないなど具体的な説明を心がけております
布製品	動力ミシン	スポーツマークの取り付け	ミシンには動力部分にカバーが付いている
布製品	動力ミシン	袋物縫製	機械へのガード等安全装備を施している
布素材	動力ミシン	自動車シートの縫製	ベルト部分にはカバーをしている

製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全・衛生措置内容
仏具部品	有機溶剤	シルクスクリーン印刷	換気扇を付けている（自宅へ） 防毒マスクを支給 注意事項を書面で交付している
包丁、調理器用刃物、ハサミ	ヘキサソ	ヘキサソを使用し布で製品をふきあげる	マスク着用 手袋着用 ヘキサソ容器（安全キャップ付）を使用
縫糸	糸巻機	縫糸の巻き加工	糸巻機のベルトプーリー、チェーン部にカバーを付けた
綿、ナイロン、アクリル素材	動力ミシン	手袋縫製	機械（ミシン）の不具合が出た場合はすぐに業者に連絡を取り修理する
綿・ナイロン素材	動力ミシン	袋製品の縫製	口頭にて注意事項や危険防止事項等を家内労働者に指導した。 貸与した機械に、故障、修理等、不備が生じた場合、専門の業者を派遣し、速やかに修理を行っている
綿ハンカチ	動力ミシン	ハンカチのフチ縫い	モーターベルトのカバー、加工の練習と熟練と注意

Ⅲ 家内労働者調査 調査結果

1. 家内労働者プロフィール

(1) 性年代別構成 (問1、問2)

【回収数ベース】

回答のあった家内労働者の性別は「女性」87.1%に対し、「男性」12.6%であった。また年齢は「60代」の比率が29.7%で最も高く、次いで「50代」(20.5%)、「40代」(19.4%)、「70代以上」(17.5%)と続き、平均年齢は56.5歳となっている。(図33/図34/表23)

図33 性別(n=1,656、回収数)

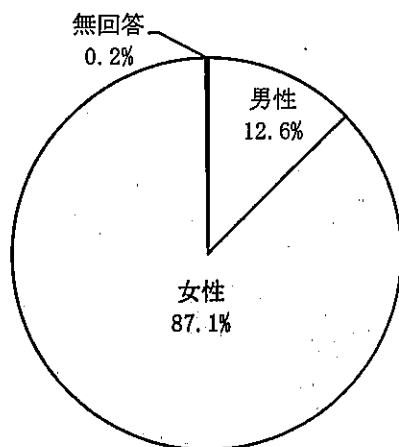


図34 年代別構成(n=1,656、回収数)

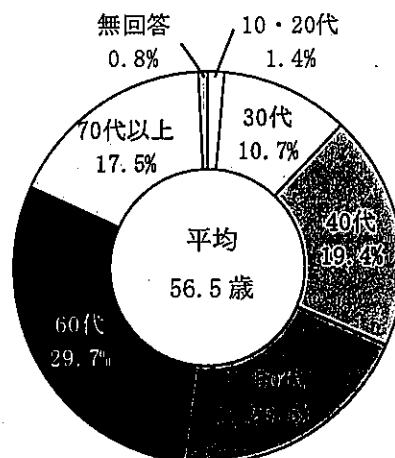


表23 回答者属性(階層別 単位%)

	回収数	10・20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	(平均)(歳)
全 体	(1656)	1.4	10.7	19.4	20.5	29.7	17.5	0.8	56.52
< 性 別 >									
男 性	(209)	2.4	5.7	9.1	14.4	30.1	35.4	2.9	62.44
女 性	(1443)	1.2	11.4	21.0	21.3	29.7	14.8	0.5	55.67
< 危険有害業務従事有無別 >									
危険有害業務従事者	(413)	0.7	4.8	15.5	17.7	36.6	23.7	1.0	60.53
非危険有害業務従事者	(1242)	1.6	12.6	20.8	21.5	27.5	15.3	0.7	55.17
< 主な取り扱い製品別 >									
食 料 品	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	72.00
繊維製品	(479)	0.0	6.9	12.7	19.0	39.0	21.5	0.8	60.29
木材・木製品、家具・装備品	(20)	0.0	15.0	15.0	15.0	25.0	30.0	0.0	59.45
紙・紙加工品	(79)	2.5	15.2	22.8	20.3	24.1	13.9	1.3	53.29
印刷・出版物	(14)	0.0	28.6	28.6	7.1	28.6	7.1	0.0	50.64
ゴム製品	(80)	1.3	10.0	33.8	16.3	26.3	12.5	0.0	53.76
皮革製品	(58)	0.0	5.2	17.2	20.7	22.4	29.3	5.2	60.55
窯業・土石製品	(15)	0.0	0.0	33.3	13.3	33.3	20.0	0.0	58.80
金属製品	(193)	2.6	14.0	16.1	18.1	27.5	20.7	1.0	56.28
電子部品・デバイス	(198)	2.5	13.6	25.3	28.3	23.7	6.6	0.0	52.06
電気機械器具	(58)	0.0	13.8	15.5	24.1	29.3	15.5	1.7	55.96
情報通信機械器具	(9)	0.0	11.1	33.3	44.4	11.1	0.0	0.0	50.78
機械器具等	(88)	2.3	14.8	33.0	17.0	20.5	12.5	0.0	52.44
その他(雑貨等)	(325)	2.5	11.1	20.6	23.4	28.0	13.8	0.6	54.90
< 世帯主との続柄別 >									
世帯主本人	(333)	0.6	3.3	9.3	16.8	34.8	33.6	1.5	63.54
世帯主の配偶者	(1132)	0.7	11.4	22.4	22.9	29.6	12.5	0.4	55.16
その他(子、親等)	(151)	7.9	20.5	15.9	13.2	20.5	19.9	2.0	52.29
世帯主以外 計	(1283)	1.6	12.5	21.7	21.7	28.5	13.4	0.6	54.83
< 世帯主である家内労働者の類型別 >									
専 業	(106)	0.0	7.5	12.3	17.9	37.7	22.6	1.9	60.24
副 業	(70)	2.9	4.3	24.3	42.9	20.0	4.3	1.4	53.29
年金受給者	(152)	0.0	0.0	0.0	4.6	39.5	54.6	1.3	70.53

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース】

性別、年代別構成を危険有害業務従事者ベースでみると、性別は「女性」が 75.8%に対し、「男性」24.2%と、回収数ベースに比べ男性比率が高くなっている。年齢は「60代」の比率が 36.6%で最も高く、次いで「70代」が 23.7%で「60代以上 計」が 60.3%に達する(回収数ベースでは 47.2%)。平均年齢は 60.5 歳(回収数ベースでは 56.5 歳)だった。(図 35/図 36/表 24)

図 35 性別(n=413、危険有害業務従事者)

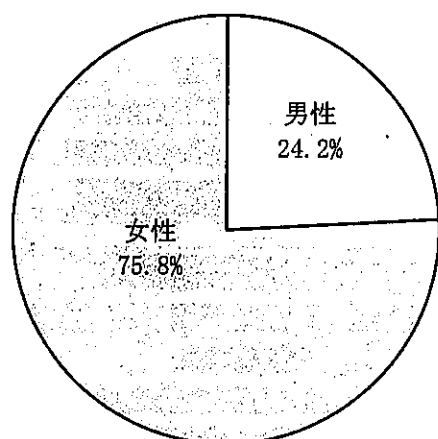


図 36 年代別構成(n=413、危険有害業務従事者)

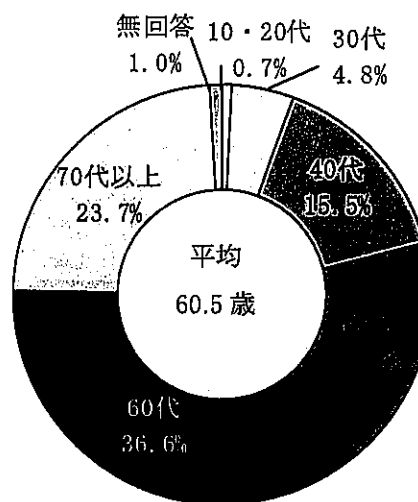


表 24 回答者属性(階層別 単位%)

	者 危 険 有 害 業 務 従 事	1 0 ・ 2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	7 0 代 以 上	無 回 答	(平 均 (歳))
全 体	(413)	0.7	4.8	15.5	17.7	36.6	23.7	1.0	60.53
< 性 別 >									
男 性	(100)	1.0	5.0	8.0	11.0	34.0	37.0	4.0	64.25
女 性	(313)	0.6	4.8	17.9	19.8	37.4	19.5	0.0	59.39
< 主な取り扱い製品別 >									
食 料 品	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
織 維 製 品	(219)	0.0	3.7	8.2	19.2	42.0	26.5	0.5	62.73
木材・木製品、家具・装備品	(2)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	51.50
紙・紙加工品	(4)	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	52.75
印刷・出版物	(4)	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	55.25
ゴム製品	(10)	0.0	10.0	40.0	10.0	30.0	10.0	0.0	53.80
皮革製品	(42)	0.0	2.4	19.0	21.4	26.2	26.2	4.8	61.15
窯業・土石製品	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	67.00
金 属 製 品	(46)	0.0	4.3	17.4	15.2	34.8	26.1	2.2	61.38
電子部品・デバイス	(24)	8.3	16.7	33.3	12.5	25.0	4.2	0.0	48.46
電気機械器具	(8)	0.0	12.5	25.0	25.0	25.0	12.5	0.0	55.38
情報通信機械器具	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
機械器具等	(12)	8.3	16.7	25.0	8.3	16.7	25.0	0.0	53.42
その他(雑貨等)	(32)	0.0	0.0	28.1	21.9	34.4	15.6	0.0	58.06
< 世帯主との続柄別 >									
世帯主本人	(128)	0.0	1.6	7.8	12.5	38.3	37.5	2.3	65.83
世帯主の配偶者	(243)	0.0	6.2	19.8	20.2	37.4	16.5	0.0	58.33
その他(子、親等)	(36)	8.3	8.3	13.9	16.7	25.0	25.0	2.8	57.03
世帯主以外 計	(279)	1.1	6.5	19.0	19.7	35.8	17.6	0.4	58.17
< 世帯主である家内労働者の類型別 >									
専 業	(59)	0.0	3.4	8.5	15.3	39.0	30.5	3.4	63.63
副 業	(15)	0.0	0.0	26.7	33.3	40.0	0.0	0.0	55.53
年金受給者	(51)	0.0	0.0	0.0	3.9	37.3	56.9	2.0	71.68

注) 比較1 10point

以上

(2) 地域

【回収数ベース】

家内労働者の所在地域(回収数ベース)は、全体では「関東」の比率が 18.3%で最も高く、次いで「北海道・東北」(16.4%)、「東海」(15.9%)と続いている。

主な取り扱い製品別にみると、「木材・木製品、家具・装備品」では「甲信越・北陸」(35.0%)が、「窯業・土石製品」では「東海」(60.0%)が、「電気機械器具」では「関東」(41.4%)の比率が、全体値と比べ 20.0 ポイント以上高くなっている。(図 37)

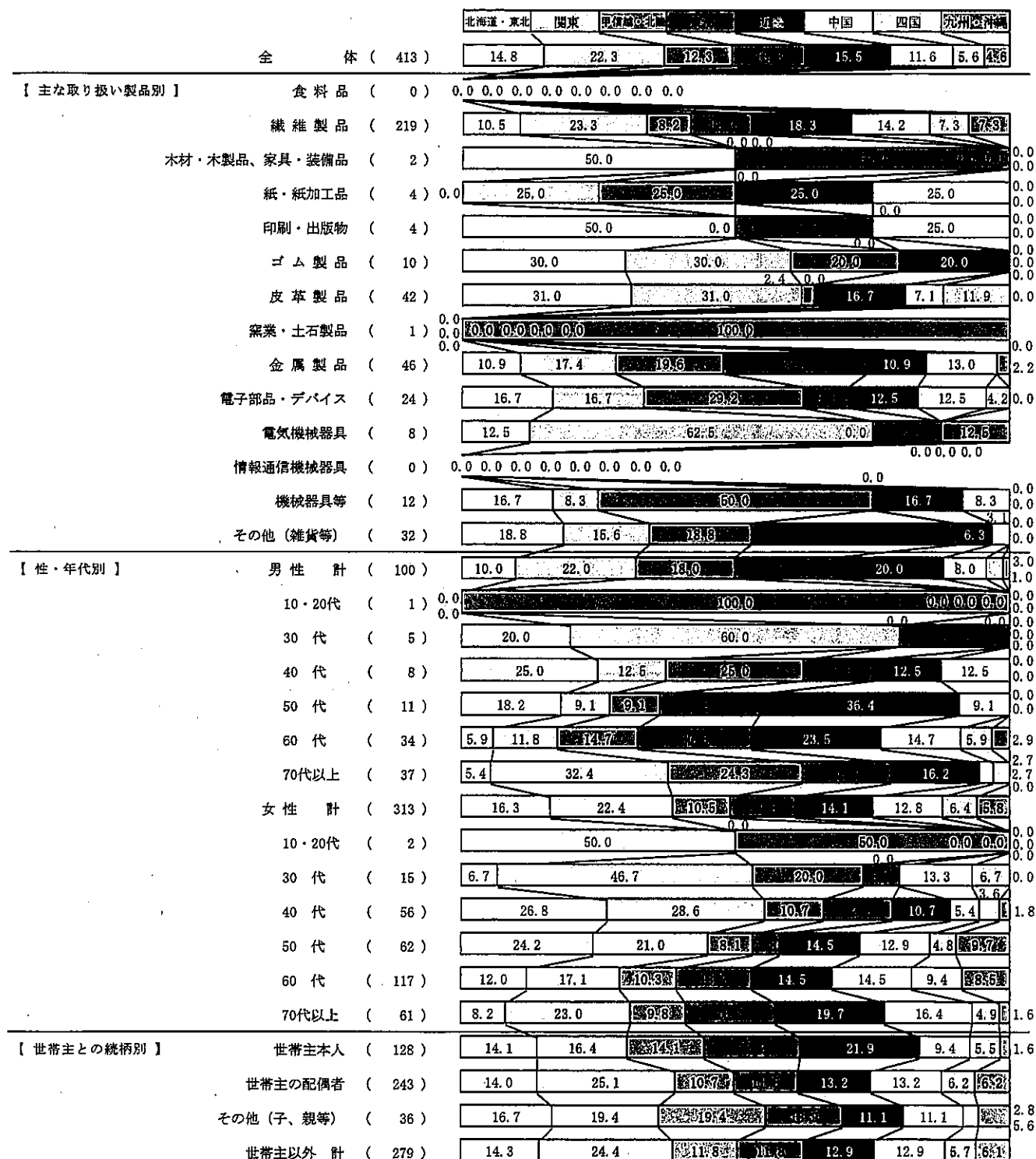
図 37 所在地域(n=1,656、回収数 単位%)

		北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	
全 体 (1,656)		16.4	18.3	12.9	15.9	13.6	10.0	4.3	8.8	
【 危険有害業務 従事有無別 】	危険有害業務従事者 (413)	14.8	22.3	12.9	18.3	15.5	11.6	5.6	4.6	
	非危険有害業務従事者 (1,242)	16.8	17.0	13.1	16.7	13.0	9.4	3.6	10.0	
【 主な取り扱い製品別 】	食 料 品 (1)									100.0
	織 維 製 品 (479)	19.6	16.7	9.4	10.4	16.7	9.6	6.3	11.3	0.0
	木材・木製品、家具・装備品 (20)	10.0	5.0	35.0	30.0	5.0	5.0	10.0	0.0	0.0
	紙・紙加工品 (79)	5.1	15.2	11.4	10.1	20.3	12.7	12.7	12.7	0.0
	印刷・出版物 (14)	14.3	21.4	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0
	ゴム製品 (80)	10.0	21.3	10.0	20.0	13.8	16.3	8.8	8.8	0.0
	皮革製品 (58)		31.0	29.3	1.7	17.2	6.9	12.1	1.7	0.0
	窯業・土石製品 (15)			60.0	13.3	0.0	26.7	0.0	0.0	0.0
	金 属 製 品 (193)	10.4	22.3	15.5	26.9	11.9	7.8	5.2	5.2	0.0
	電子部品・デバイス (198)	22.2	16.7	24.6	12.6	4.5	15.7	4.5	9.1	0.0
	電気機械器具 (58)	5.2	41.4	20.7	6.9	12.1	6.9	3.4	3.4	0.0
	情報通信機械器具 (9)		55.6	0.0	0.0	33.3	3.4	0.0	0.0	0.0
	機械器具等 (88)	18.2	23.9	13.6	21.6	8.0	2.8	2.8	3.4	0.0
	その他(雑貨等) (325)	14.8	14.8	14.8	20.9	15.4	8.6	8.0	8.0	0.0
【 性・年代別 】	男 性 計 (209)	10.5	22.5	17.7	18.2	11.5	10.0	4.3	5.3	
	10・20代 (5)	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30代 (12)	8.3	50.0	16.7	8.3	16.7	8.3	16.7	8.3	
	40代 (19)	21.1	5.3	21.1	5.3	10.5	10.5	10.5	16.8	
	50代 (30)	16.7	13.3	20.0	13.3	13.3	13.3	13.3	16.7	
	60代 (63)	6.3	19.0	14.3	19.0	15.9	14.3	6.3	4.8	
	70代以上 (74)	8.1	27.0	20.3	24.3	9.5	8.1	8.1	2.7	
	女 性 計 (1,443)	17.3	17.7	12.2	15.5	13.8	10.0	4.4	9.1	
	10・20代 (18)	16.7	27.8	11.1	22.2	5.6	11.1	5.6	0.0	
	30代 (165)	12.7	20.6	9.7	20.0	11.5	10.9	12.1	2.6	
	40代 (303)	18.5	16.8	11.2	18.2	14.5	10.6	17.6	7.6	
	50代 (308)	22.1	18.5	11.0	10.1	14.6	9.7	4.9	9.1	
	60代 (428)	17.8	16.8	12.9	15.4	11.0	9.1	6.1	11.0	
	70代以上 (214)	11.7	16.4	15.9	15.9	19.2	10.3	4.7	6.1	
【 世帯主との続柄別 】	世帯主本人 (333)	14.7	18.3	16.0	15.9	15.3	9.6	5.1	6.0	
	世帯主の配偶者 (1,132)	16.2	18.5	11.6	16.3	13.9	10.5	4.3	8.7	
	その他(子、親等) (151)	20.5	17.2	16.6	13.9	9.9	7.9	10.6	10.6	
	世帯主以外 計 (1,283)	16.7	18.3	12.2	16.1	13.4	10.2	4.2	9.0	

【危険有害業務従事者ベース】

家内労働者の所在地域を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「関東」の比率が 22.3%であり、次いで「近畿」(15.5%)、「北海道・東北」(14.8%)と続いている。(図 38)

図 38 所在地域(n=413、危険有害業務従事者 単位%)



(3) 世帯主との続柄／家内労働の類型 (問3、問4)

【回収数ベース】

家内労働者の世帯主との続柄・類型(回収数ベース)は、全体では「世帯主の配偶者」の比率が68.4%で突出して高くなっている。「世帯主本人」と「世帯主以外」の比率は、およそ1対4だった。

階層別にみると、性別の「男性」では「世帯主本人(専業)」(38.3%)、「世帯主本人(年金受給者)」(32.5%)が全体値と比べ高い比率となっている。また「世帯主本人」は概ね高年齢層ほど比率が高くなっている。(表25)

表25 世帯主との続柄／家内労働の類型(階層別 単位%)

	回 収 数	世 帯 主 本 人	専 業	副 業	年 金 受 給 者	無 回 答	世 帯 主 以 外 計	世 帯 主 の 配 偶 者	そ の 他 (子、親等)	無 回 答
全 体	(1656)	20.1	6.4	4.2	9.2	0.3	77.5	68.4	9.1	2.4
世帯主本人	(333)	(100.0)	(31.8)	(21.0)	(45.6)	(1.5)				
< 性 別 >										
男 性	(209)	83.3	38.3	11.0	32.5	1.4	16.3	1.4	14.8	0.5
女 性	(1443)	10.9	1.8	3.3	5.8	0.1	86.3	78.0	8.3	2.7
< 年 代 別 >										
10・20代	(23)	8.7	0.0	8.7	0.0	0.0	87.0	34.8	52.2	4.3
30 代	(177)	6.2	4.5	1.7	0.0	0.0	90.4	72.9	17.5	3.4
40 代	(322)	9.6	4.0	5.3	0.0	0.3	86.3	78.9	7.5	4.0
50 代	(340)	16.5	5.6	8.8	2.1	0.0	82.1	76.2	5.9	1.5
60 代	(492)	23.6	8.1	2.8	12.2	0.4	74.4	68.1	6.3	2.0
70代以上	(289)	38.8	8.3	1.0	28.7	0.7	59.5	49.1	10.4	1.7

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース】

家内労働者の世帯主との続柄・類型を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「世帯主の配偶者」の比率が58.8%と突出して高く、以下「世帯主本人(専業)」(14.3%)、「世帯主本人(年金受給者)」(12.3%)と続いている。

階層別にみると、性別の「男性」では「世帯主本人(専業)」(54.0%)、「世帯主本人(年金受給者)」(27.0%)が、女性では「世帯主の配偶者」(77.3%)が全体値と比べ高い比率となっている。また、回収数ベースの結果と同様に、「世帯主本人」は高年齢層ほど比率が高くなっている。(表 26)

表 26 世帯主との続柄／家内労働の類型(階層別 単位%)

	危険有害業務従事者	世帯主本人	専業	副業	年金受給者	無回答	世帯主以外計	世帯主の配偶者	その他(子、親等)	無回答
全 体	(413)	31.0	14.3	3.6	12.3	0.7	67.6	58.8	8.7	1.5
世帯主本人	(128)	(100.0)	(46.1)	(11.7)	(39.8)	(2.3)				
< 性 別 >										
男 性	(100)	88.0	54.0	4.0	27.0	3.0	12.0	1.0	11.0	0.0
女 性	(313)	12.8	1.6	3.5	7.7	0.0	85.3	77.3	8.0	1.9
< 年 代 別 >										
10・20代	(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
30代	(20)	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	90.0	75.0	15.0	0.0
40代	(64)	15.6	7.8	6.3	0.0	1.6	82.8	75.0	7.8	1.6
50代	(73)	21.9	12.3	6.8	2.7	0.0	75.3	67.1	8.2	2.7
60代	(151)	32.5	15.2	4.0	12.6	0.7	66.2	60.3	6.0	1.3
70代以上	(98)	49.0	18.4	0.0	29.6	1.0	50.0	40.8	9.2	1.0

注) 比較1 10point

以上

2. 周知啓発情報について

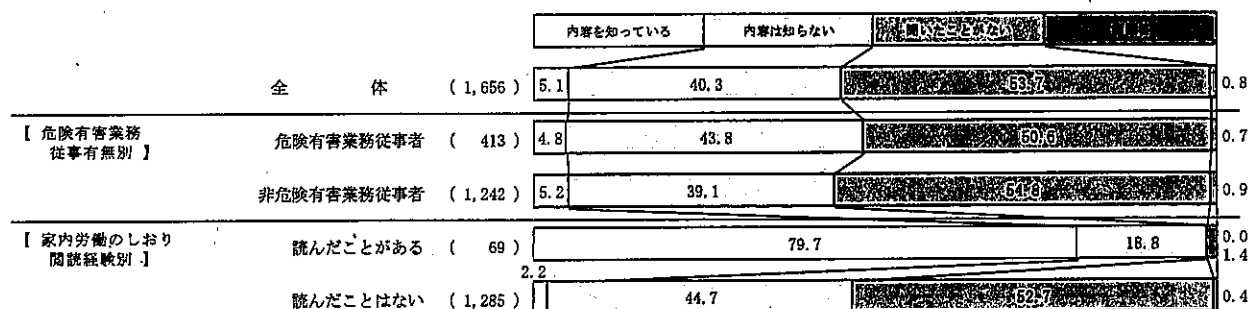
(1)「家内労働法」の認識状況（問5）

【回収数ベース】

家内労働法の認識状況(回収数ベース)をみると、全体では「聞いたことがない」の比率が 53.7%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(40.3%)と続く。

階層別にみると、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の 79.7%は「家内労働法の内容を知っている」と回答している一方、「家内労働のしおりを読んだことはない者」の 44.7%は「家内労働法の内容は知らない」、52.7%は「家内労働法を聞いたことがない」と回答している。(図 39)

図 39 「家内労働法」の認識状況(n=1,656、回収数 単位%)



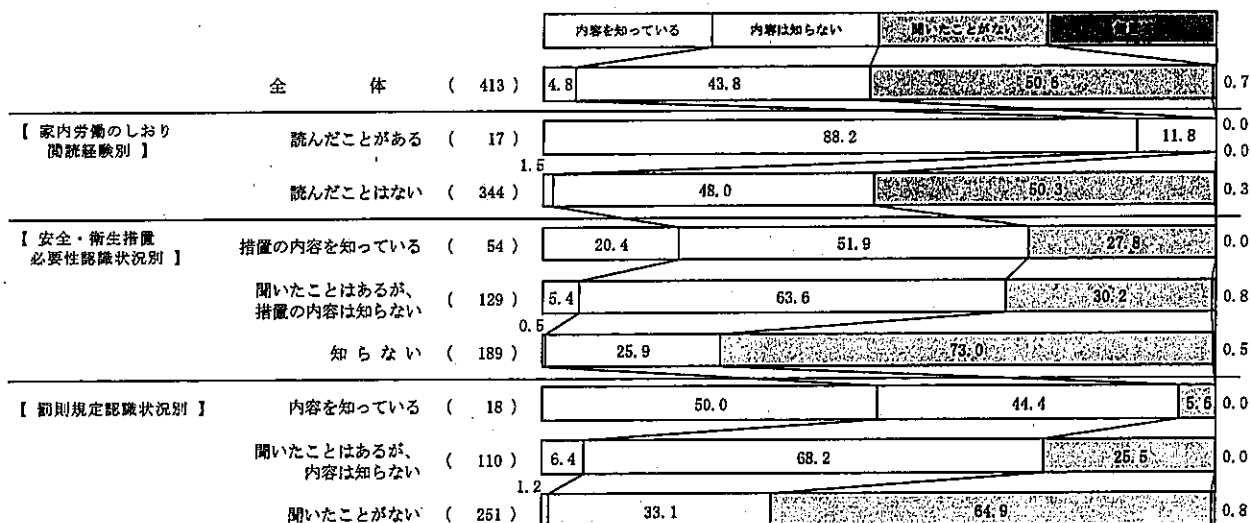
【危険有害業務従事者ベース】

家内労働法の認識状況を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「聞いたことがない」の比率が 50.6%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(43.8%)と続き、回収数ベース結果と大きな差異はない。

階層別にみると、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の 88.2%、「安全・衛生措置の内容を知っている者」の 20.4%、「罰則規定の内容を知っている者」の 50.0%で、「家内労働法の内容を知っている」と回答しており、これは、危険有害業務従事者に占める「家内労働法の内容を知っている者」の割合(4.8%)と比べ高い比率となっている。

(図 40)

図 40 「家内労働法」の認識状況(n=413、危険有害業務従事者 単位%)



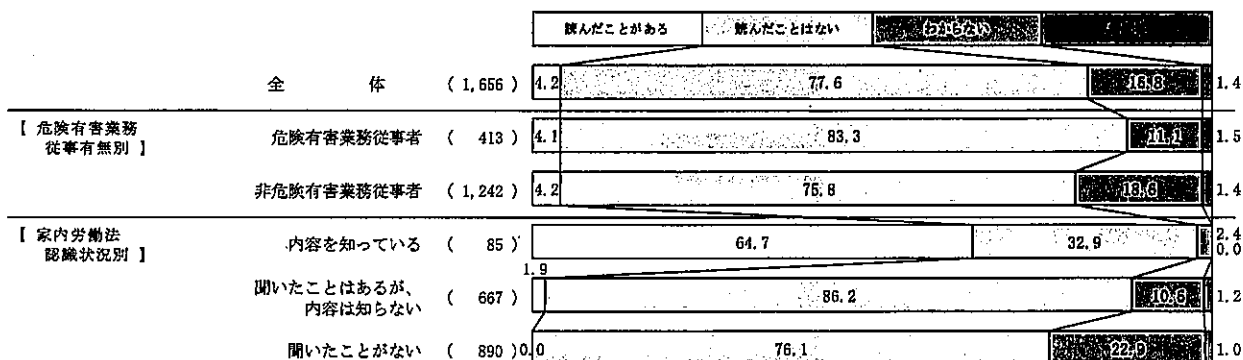
(2)「家内労働のしおり」閲読経験 (問6)

【回収数ベース】

「家内労働のしおり」の閲読経験(回収数ベース)は、全体では「読んだことはない」の比率が 77.6%で突出して高くなっている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の 64.7%は、「家内労働のしおりを読んだことがある」と回答しており、これは、家内労働者全体に占める「家内労働のしおりを読んだことがある」と回答した者の割合(4.2%)と比べ 60.0 ポイント以上高くなっている。(図 41)

図 41 「家内労働のしおり」閲読経験 (n=1,656、回収数 単位%)

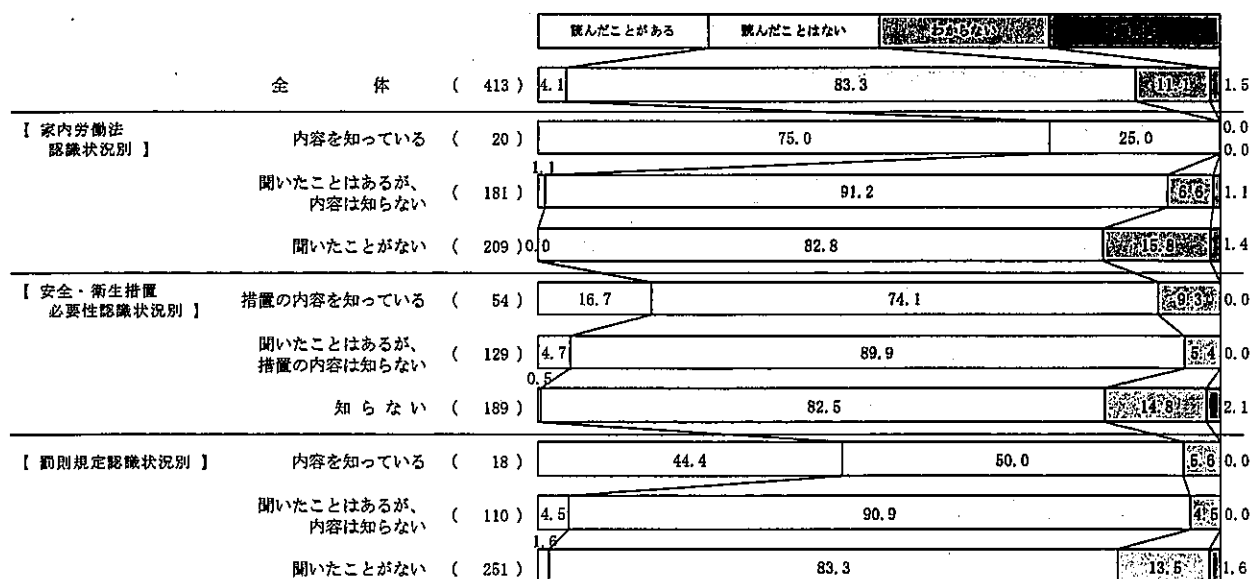


【危険有害業務従事者ベース】

「家内労働のしおり」の閲読経験を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「読んだことはない」の比率が 83.3%で回収数ベースより高くなっている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の 75.0%、「罰則規定の内容を知っている者」の 44.4%は「家内労働のしおりを読んだことがある」と回答しており、これは、危険有害業務従事者に占める「家内労働のしおりを読んだことがある者」の割合(4.1%)と比べ 40.0 ポイント以上高くなっている。(図 42)

図 42 「家内労働のしおり」閲読経験 (n=413、危険有害業務従事者 単位%)



(3)「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(問7)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(回収数ベース)としては、「家内労働法の概要説明」の比率が46.4%で最も高く、次いで「特になし」(29.0%)、「安全・衛生措置の説明」(26.1%)と続いている。(図43)

階層別にみると、危険有害業務従事者では「厚生労働省等の各種施策」、「家内労働(者)に関する統計情報」の比率(それぞれ23.5%、41.2%)、が全体値と比べ高い。(表27)

図43 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(n=69、「家内労働のしおり」閲読経験者)

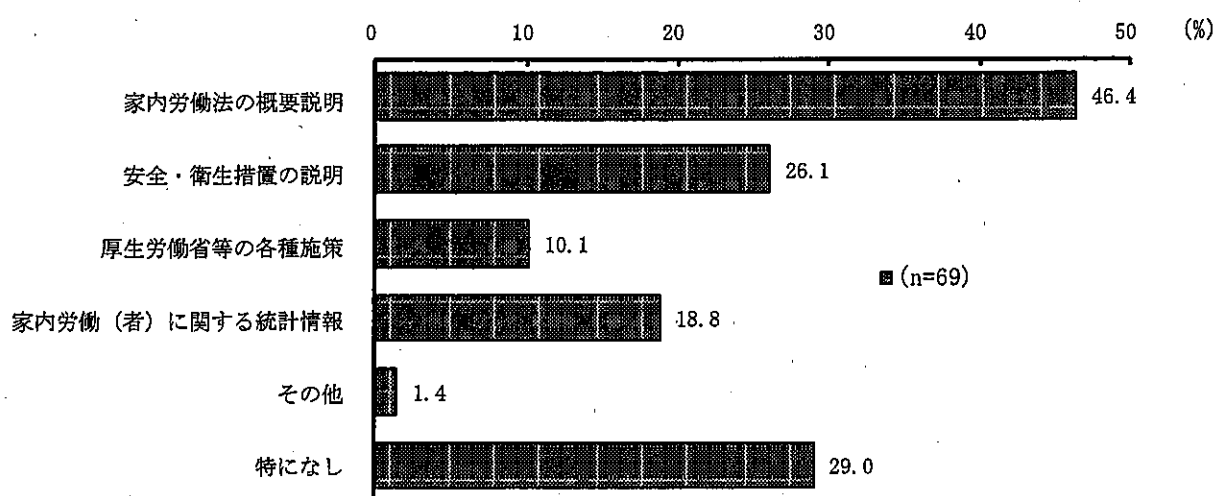


表27 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(階層別 単位%)

	「家内労働のしおり」 閲読経験者	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省等の各種施策	家内労働(者)に関する統計情報	その他	特になし
全 体	(69)	46.4	26.1	10.1	18.8	1.4	29.0
< 危険有害業務従事者有無別 >							
危険有害業務従事者	(17)	52.9	35.3	23.5	41.2	0.0	23.5
非危険有害業務従事者	(52)	44.2	23.1	5.8	11.5	1.9	30.8

注) 比較1 10point 以上

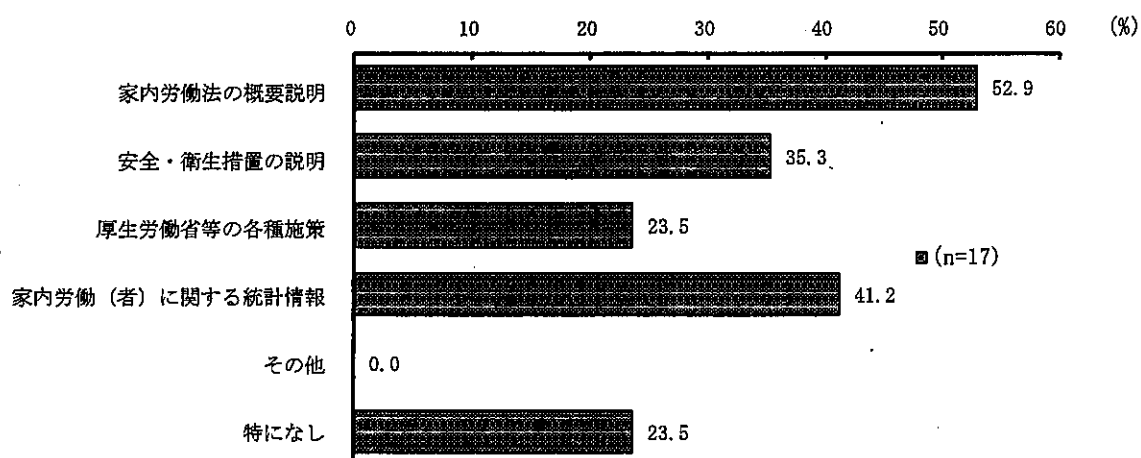
表28 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務従事者	非危険有害業務従事者
●「インチキ内職」の被害防止について		1

【危険有害業務従事者ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報を危険有害業務従事者ベースでみると、「家内労働法の概要説明」の比率が 52.9%で最も高く、次いで「家内労働(者)に関する統計情報」(41.2%)、「安全・衛生措置の説明」(35.3%)と続いている。(階層別の表は母数が少ないため割愛) (図 44)

図 44 「家内労働のしおり」の中で興味を持った情報(n=17、危険有害業務従事者、「家内労働のしおり」閲読経験者)



(4)「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(問8)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(回収数ベース)としては、全体では「特になし」の比率が42.0%で最も高くなっているが、以下「家内労働法の概要説明」(23.2%)、「家内労働(者)に関する統計情報」(15.9%)、「安全・衛生措置の取組事例」(15.9%)と続いている。(図45)

図45 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(n=69、「家内労働のしおり」閲読経験者)

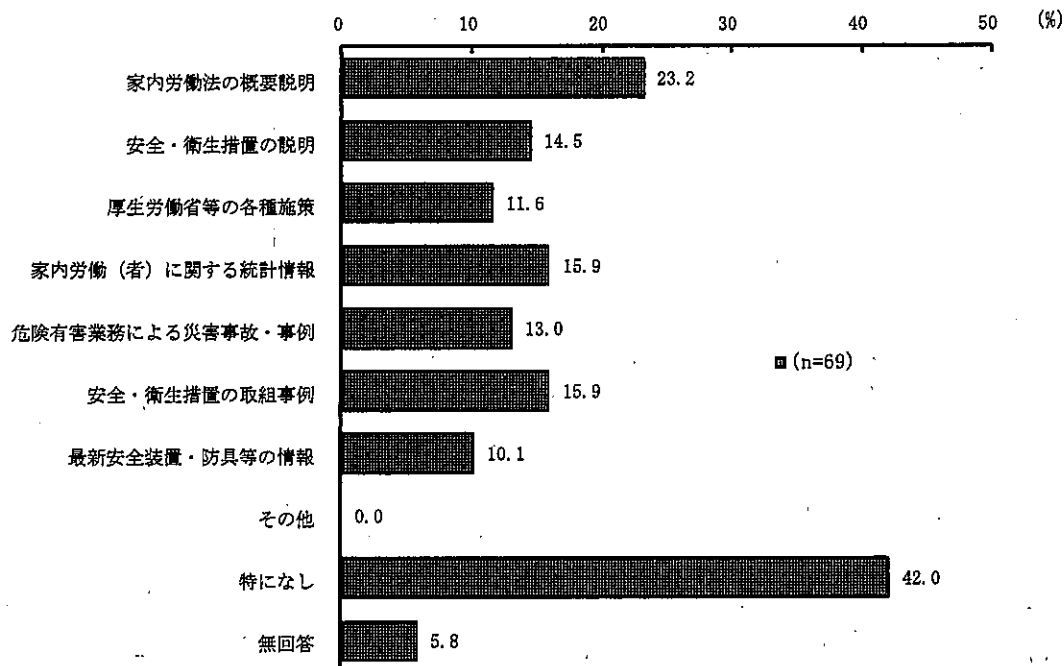


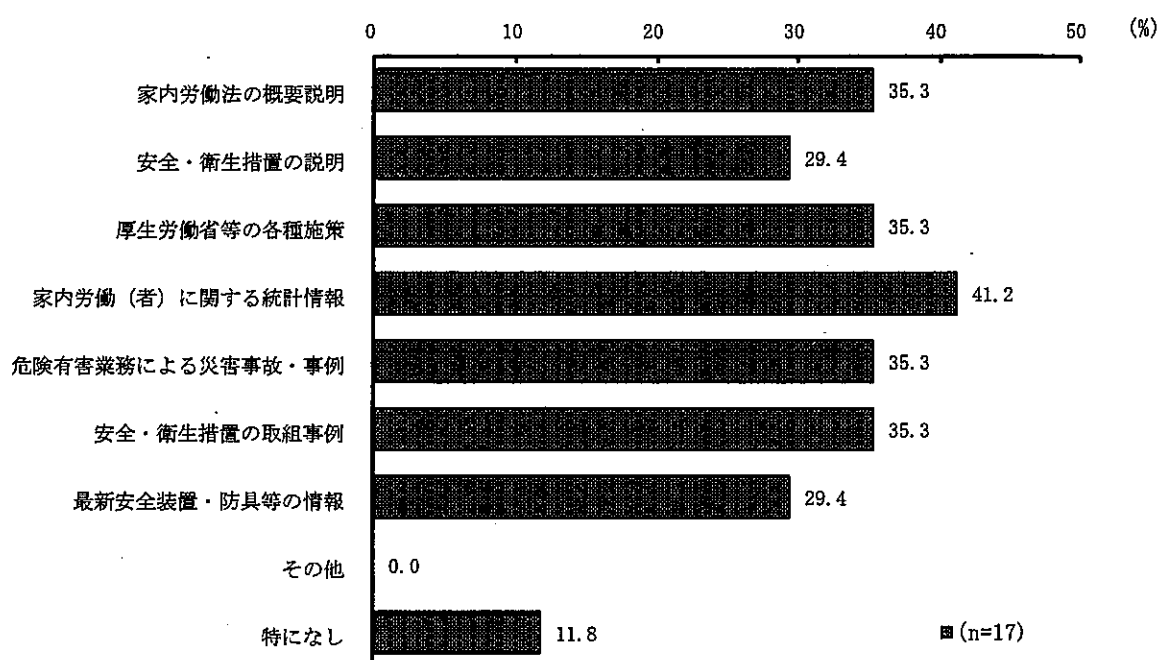
表29 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報(階層別 単位%)

	「家内労働のしおり」 読経験者	家内労働法の概要説明	安全・衛生措置の説明	厚生労働省等の各種施策	家内労働(者)に関する統計情報	危険有害業務による災害事故・事例	安全・衛生措置の取組事例	最新安全装置・防具等の情報	その他	特になし	無回答
全 体	(69)	23.2	14.5	11.6	15.9	13.0	15.9	10.1	0.0	42.0	5.8
< 危険有害業務従事有無別 >											
危険有害業務従事者	(17)	35.3	29.4	35.3	41.2	35.3	35.3	29.4	0.0	11.8	0.0
非危険有害業務従事者	(52)	19.2	9.6	3.8	7.7	5.8	9.6	3.8	0.0	51.9	7.7
注) 比較1 10point	以上										

【危険有害業務従事者ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報を危険有害業務従事者ベースでみると、全体的にどの項目も比率が高いが、「家内労働（者）に関する統計情報」の比率が41.2%で最も高く、次いで「家内労働法の概要説明」、「厚生労働省等の各種施策」、「危険有害業務による災害事故・事例」、「安全・衛生措置の取組事例」がいずれも35.3%と回収ベースの全体値より20.0ポイント以上高くなっている。（階層別の表は母数が少ないため割愛）（図46）

図46 「家内労働のしおり」に掲載・充実してほしい情報
(n=17、危険有害業務従事者、「家内労働のしおり」閲読経験者)



(5)「家内労働のしおり」の読みやすさ(問9)

【回収数ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の読みやすさ(回収数ベース)については、全体では「どちらともいえない」が73.9%で突出して高い比率となっている。「読みやすかった」は18.8%にとどまった。(図47)

図47 「家内労働のしおり」の読みやすさ
(n=69、「家内労働のしおり」閲読経験者)

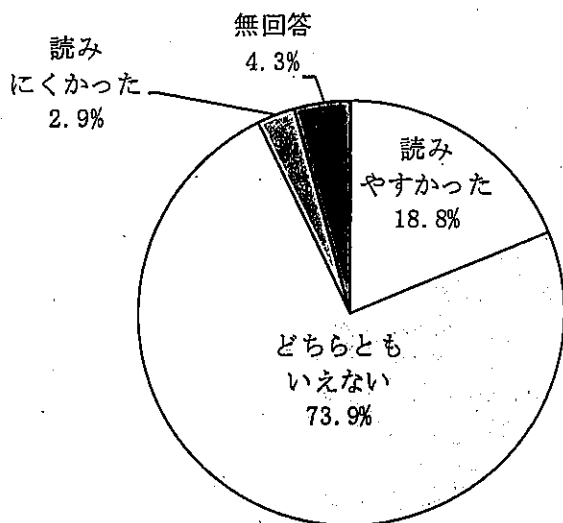


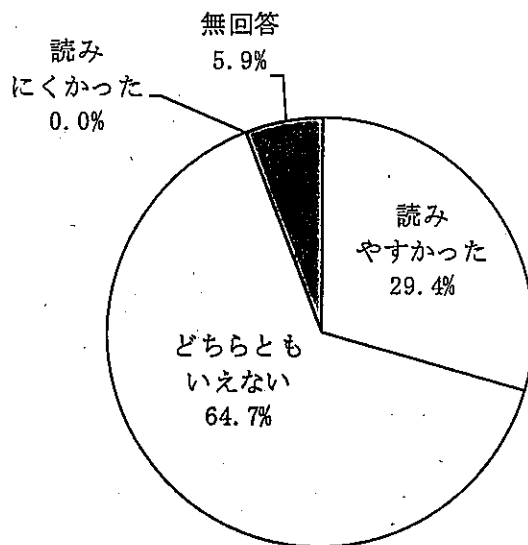
表30 「家内労働のしおり」の読みやすさ
(階層別 単位%)

	「家内労働のしおり」 読経験者	読みやすかった	どちらともいえない	読みにくかった	無回答
全 体	(69)	18.8	73.9	2.9	4.3
< 危険有害業務従事者有無別 >					
危険有害業務従事者	(17)	29.4	64.7	0.0	5.9
非危険有害業務従事者	(52)	15.4	76.9	3.8	3.8
注) 比較1 10point 以上					

【危険有害業務従事者ベース／「家内労働のしおり」閲読経験者】

「家内労働のしおり」の読みやすさを危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「どちらともいえない」が64.7%で突出して高い比率となっている。「読みやすかった」は29.4%となっている。(階層別の表は母数が少ないため割愛)(図48)

図48 「家内労働のしおり」の読みやすさ(n=17、危険有害業務従事者、「家内労働のしおり」閲読経験者)



(6)「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由 (問 10)

「家内労働のしおり」が読みやすかった理由としては「わかりやすかった」とする回答が 2 件みられる。

また、読みにくかった理由としては、「難しい」という主旨の意見が 2 件ある。(表 31)

表 31 「家内労働のしおり」が読みやすかった／読みにくかった理由

読みやすかった理由	危険有害業務 従事者	非危険有害業務 従事者
● わかりやすかった		2
● 大きな字でわかりやすく書いてあった	1	
● ふつうに読めたから		1
● 特に、読みにくいとは思いませんでした	1	

読みにくかった理由	危険有害業務 従事者	非危険有害業務 従事者
● 少し難しく書かれているように感じました		1
● 難しい		1

(7) より多くの家内労働関連情報への期待 (問 11)

【回収数ベース】

家内労働関連の法令・規定、安全・衛生措置等について、より多くの情報への期待の程度(回収数ベース)をみると、「どちらともいえない」の比率が58.8%で最も高く、次いで「そう思う」(22.3%)、「そう思わない」(13.7%)と続いている。

(図 49)

階層別にみると、「罰則規定の内容を聞いたことはあるが、内容は知らない者」の32.7%、「災害事例を知っている者」の36.9%で、より多くの家内労働関連情報を期待するかどうかにつき「そう思う」と回答している。これは、家内労働者全体に占める「そう思う」と回答した者の割合(22.3%)と比べ高い比率となっている。(表 32)

図 49 より多くの家内労働関連情報への期待

(n=1,656、回収数)

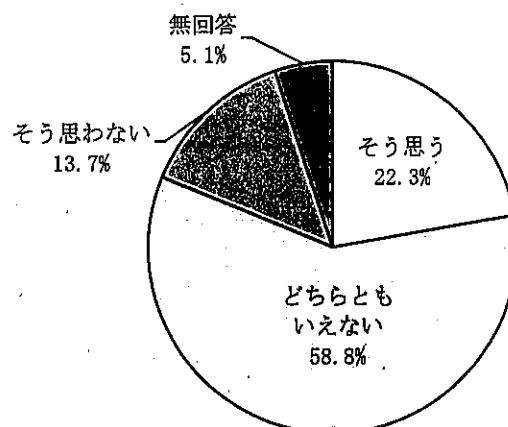


表 32 より多くの家内労働関連情報への期待(階層別 単位%)

	回 収 数	そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	そ う 思 わ な い	無 回 答
全 体	(1656)	22.3	58.8	13.7	5.1
< 主な取り扱い製品別 >					
食 料 品	(1)	100.0	0.0	0.0	0.0
織 維 製 品	(479)	20.9	56.4	17.5	5.2
木材・木製品、家具・装備品	(20)	45.0	50.0	0.0	5.0
紙・紙加工品	(79)	25.3	60.8	10.1	3.8
印刷・出版物	(14)	21.4	71.4	7.1	0.0
ゴ ム 製 品	(80)	26.3	57.5	7.5	8.8
皮 革 製 品	(58)	24.1	53.4	15.5	6.9
窯業・土石製品	(15)	13.3	66.7	6.7	13.3
金 属 製 品	(193)	23.3	57.0	14.0	5.7
電子部品・デバイス	(198)	21.7	62.6	12.6	3.0
電気機械器具	(58)	24.1	63.8	8.6	3.4
情報通信機械器具	(9)	11.1	88.9	0.0	0.0
機械器具等	(88)	27.3	61.4	8.0	3.4
その他(雑貨等)	(325)	20.0	62.2	15.1	2.8
< 罰則規定認識状況別 >					
内容を知っている	(18)	27.8	61.1	5.6	5.6
聞いたことはあるが、内容は知らない	(110)	32.7	55.5	9.1	2.7
聞いたことがない	(251)	23.5	55.4	17.9	3.2
< 災害事例の認識状況別 >					
知っている	(84)	36.9	54.8	4.8	3.6
知らない	(292)	23.6	55.8	17.5	3.1

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース】

家内労働関連の法令・規定、安全・衛生措置等について、より多くの情報への期待の程度を危険有害業務従事者ベースでみると、「どちらともいえない」の比率が55.4%で最も高く、次いで「そう思う」(25.7%)、「そう思わない」(14.5%)と続いている。(図50)

階層別にみると、「災害事例を知っている者」の36.9%で、より多くの家内労働関連情報を期待するかどうかにつき「そう思う」と回答しており、危険有害業務従事者のうち「そう思う」と回答した者の割合(25.7%)と比べ高い比率となっている。(表33)

図50 より多くの家内労働関連情報への期待(n=413、危険有害業務従事者)

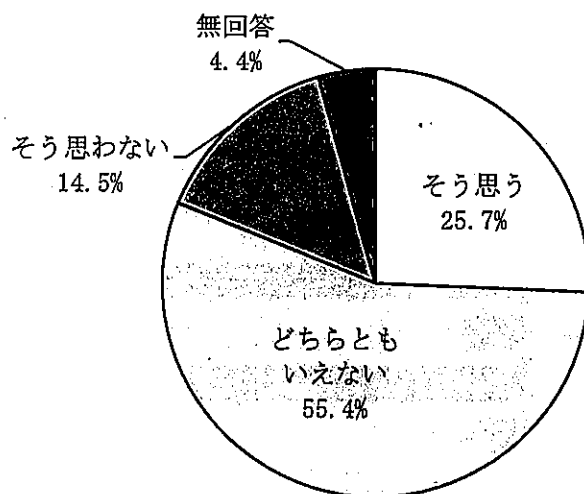


表33 より多くの家内労働関連情報への期待(階層別 単位%)

	危険有害業務従事者	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	無回答
全 体	(413)	25.7	55.4	14.5	4.4
< 災害事例の認識状況別 >					
知っている	(84)	36.9	54.8	4.8	3.6
知らない	(292)	23.6	55.8	17.5	3.1

注) 比較1 10point 以上

※ 主な取り扱い製品別、罰則規定認識状況別では、全体値と比べ顕著な差異はみられなかった。

(8) 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体 (問 12)

【回収数ベース／より多くの情報提供を期待する家内労働者】

家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(回収数ベース)としては、全体では「パンフレット・リーフレット」の比率が60.8%で最も高く、「行政の広報誌」(36.5%)、「都道府県・市町村のホームページ」(25.1%)と続いている。(図 51)

年代別にみると、30代では「厚生労働省のホームページ」、「都道府県・市町村のホームページ」等“ホームページ”関連の比率が全体値と比べ高い。40代では「厚生労働省のホームページ」、「パンフレット・リーフレット」で全体値と比べ高い比率となっている。

また、「相談窓口等の設置」については、「10・20代」では0%、「30代」及び「40代」では10%程度であるのに対し、「50代以上」では15~20%となっている。(表 34)

図 51 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(n=370、より多くの情報提供を期待する家内労働者)

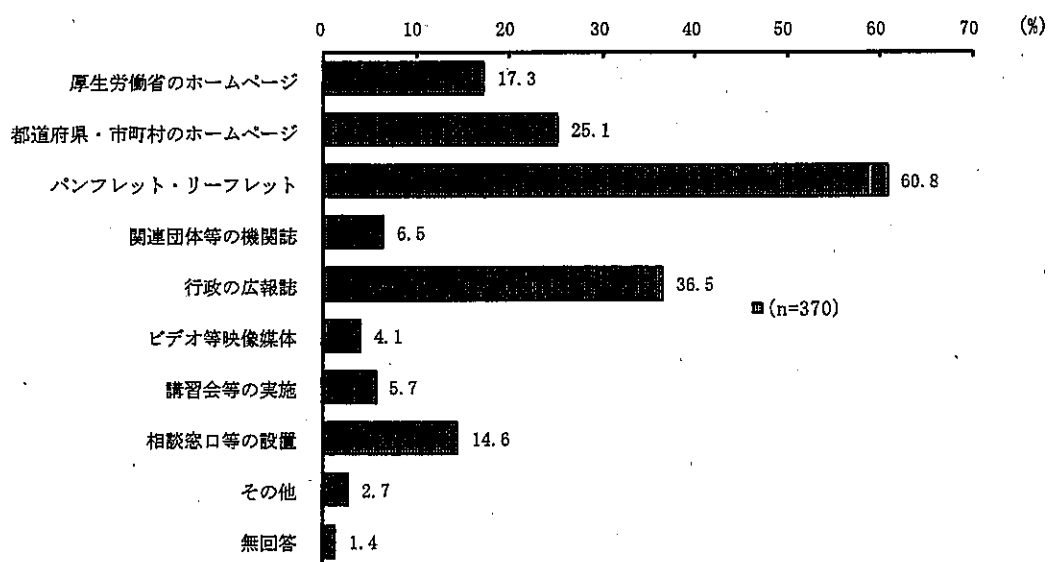


表 34 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(階層別 単位%)

	より多くの家内労働者情報を期待する	厚生労働省のホームページ	都道府県・市町村のホームページ	パンフレット・リーフレット	関連団体等の機関誌	行政の広報誌	ビデオ等映像媒体	講習会等の実施	相談窓口等の設置	その他	無回答
全 体	(370)	17.3	25.1	60.8	6.5	36.5	4.1	5.7	14.6	2.7	1.4
< 危険有害業務従事者有無別 >											
危険有害業務従事者	(106)	14.2	17.0	61.3	7.5	40.6	4.7	9.4	15.1	1.9	0.9
非危険有害業務従事者	(264)	18.6	28.4	60.6	6.1	34.8	3.8	4.2	14.4	3.0	1.5
< 年代別 >											
10・20代	(7)	28.6	42.9	71.4	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	(40)	30.0	37.5	65.0	2.5	32.5	2.5	2.5	10.0	5.0	0.0
40代	(76)	28.9	32.9	72.4	6.6	31.6	3.9	2.6	9.2	2.6	0.0
50代	(92)	18.5	27.2	59.8	7.6	38.0	6.5	7.6	20.7	2.2	0.0
60代	(103)	7.8	13.6	54.4	4.9	41.7	2.9	3.9	14.6	2.9	1.0
70代以上	(48)	4.2	22.9	50.0	10.4	41.7	4.2	12.5	16.7	2.1	8.3

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース／より多くの情報提供を期待する家内労働者】

家内労働関連情報を掲載してほしい媒体を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「パンフレット・リーフレット」の比率が 61.3%で最も高く、「行政の広報誌」(40.6%)、「都道府県・市町村のホームページ」(17.0%)と続いている。(図 52)

年代別にみると、「40 代」では「厚生労働省のホームページ」が、「50 代」では「都道府県・市町村のホームページ」、「関連団体等の機関誌」、「相談窓口等の設置」が、「70 代以上」では「行政の広報誌」が、全体値と比べ高い比率となっている。(表 35)

「その他」の具体的回答をみると(次頁参照)、「テレビ」という回答が他の媒体より多い。(表 36)

図 52 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体
(n=106; 危険有害業務従事者、より多くの情報提供を期待する家内労働者)

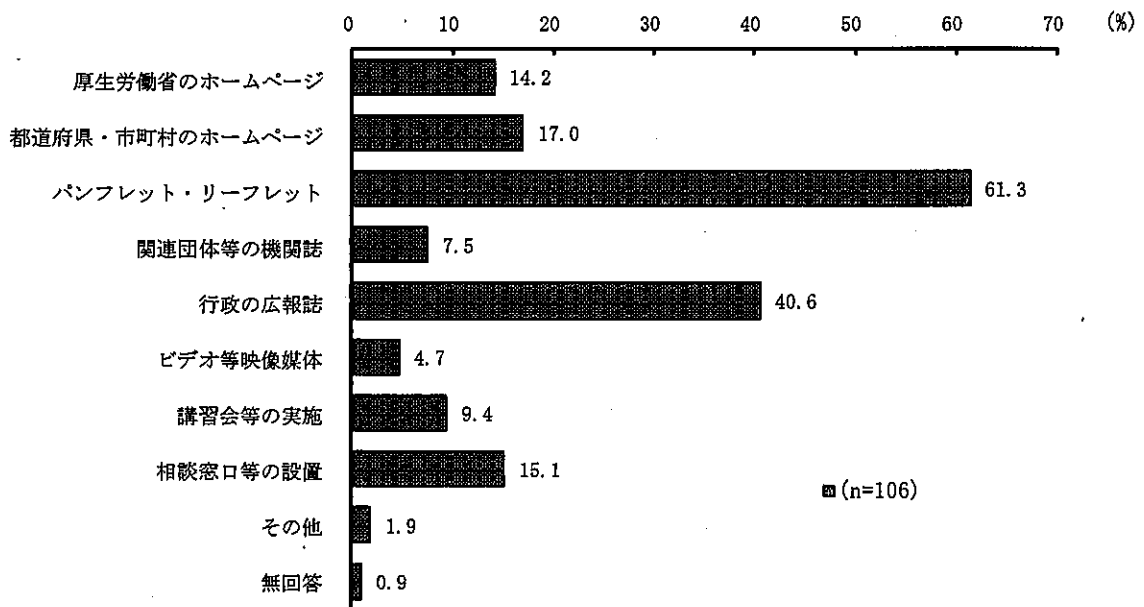


表 35 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体(階層別 単位%)

	危険有害業務従事者／より多くの情報提供を期待する家内労働者	厚生労働省のホームページ	都道府県・市町村のホームページ	パンフレット・リーフレット	関連団体等の機関誌	行政の広報誌	ビデオ等映像媒体	講習会等の実施	相談窓口等の設置	その他	無回答
全 体	(106)	14.2	17.0	61.3	7.5	40.6	4.7	9.4	15.1	1.9	0.9
< 年代別 >											
10・20代	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30 代	(5)	40.0	20.0	80.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40 代	(19)	26.3	21.1	68.4	10.5	36.8	10.5	5.3	5.3	5.3	0.0
50 代	(22)	18.2	27.3	54.5	18.2	40.9	0.0	13.6	27.3	0.0	0.0
60 代	(38)	10.5	7.9	57.9	2.6	39.5	2.6	5.3	13.2	2.6	0.0
70代以上	(20)	0.0	20.0	60.0	5.0	55.0	5.0	15.0	15.0	0.0	5.0

注) 比較1 10point

表 36 家内労働関連情報を掲載してほしい媒体 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務 従事者	非危険有害業務 従事者
●テレビ		3
●テレビで定期的に	1	
●家内労働を始める時に、パンフレット等を受けると、知る事が出来ると思う		1
●家内労働依頼元より提示してほしい		1
●新聞のちらしなど		1
●新聞や広告		1
●内職をしている会社からの説明		1
●本社に配る	1	

3. 具体的な作業内容について

(1) 主な取り扱い製品 (問 13)

【回収数ベース】

家内労働者の主な取り扱い製品(回収数ベース)としては、全体では「繊維製品」の比率が28.9%で最も高く、次いで「その他(雑貨等)」(19.6%)、「電子部品・デバイス」(12.0%)、「金属製品」(11.7%)と続いている。(図 53)

図 53 主な取り扱い製品 (n=1,656、回収数)

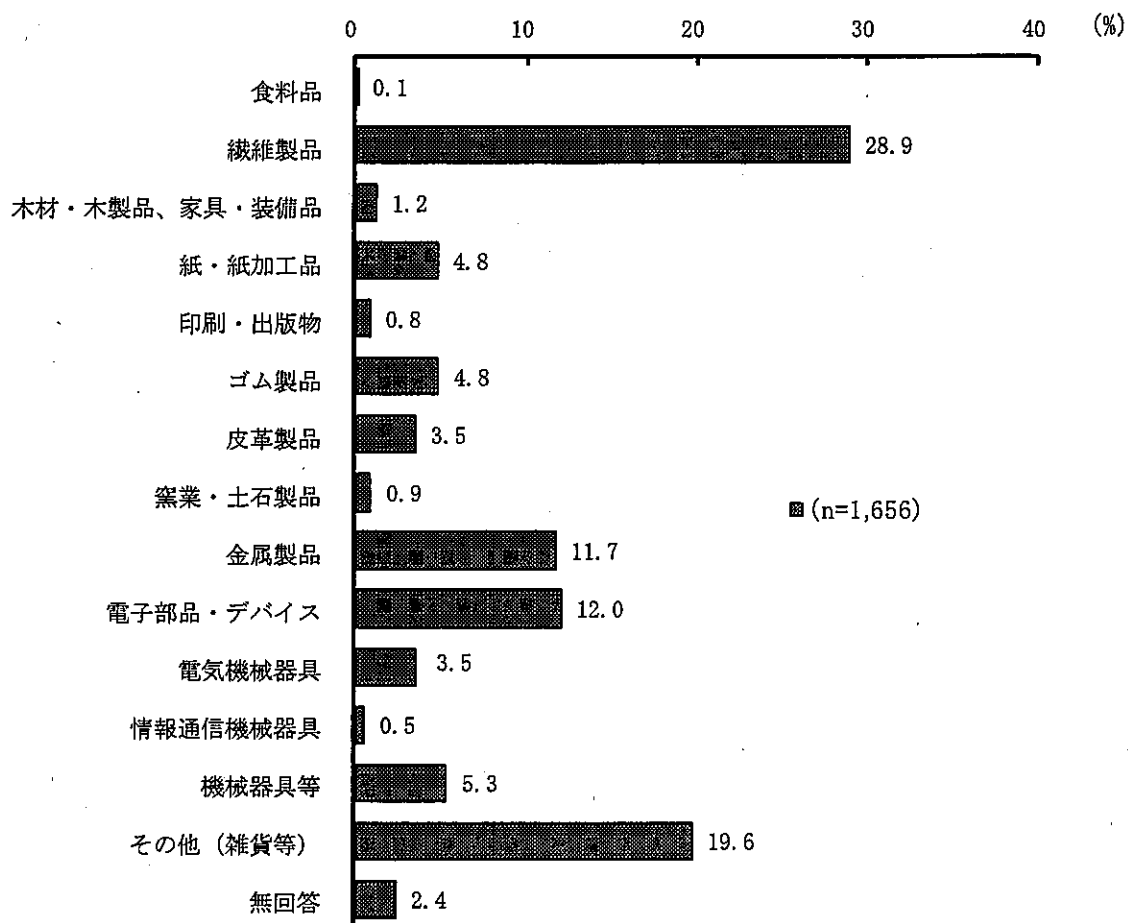


表 37 主な取り扱い製品(階層別 単位%)

	回収数	食料品	繊維製品	備品・木材・木製品・家具・装	紙・紙加工品	印刷・出版物	ゴム製品	皮革製品	窯業・土石製品	金属製品	電子部品・デバイス	電気機械器具	情報通信機械器具	機械器具等	その他(雑貨等)	無回答
全 体	(1656)	0.1	28.9	1.2	4.8	0.8	4.8	3.5	0.9	11.7	12.0	3.5	0.5	5.3	19.6	2.4
< 危険有害業務従事者有無別 >																
危険有害業務従事者	(413)	0.0	53.0	0.5	1.0	1.0	2.4	10.2	0.2	11.1	5.8	1.9	0.0	2.9	7.7	2.2
非危険有害業務従事者	(1242)	0.1	20.9	1.4	6.0	0.8	5.6	1.3	1.1	11.8	14.0	4.0	0.7	6.1	23.6	2.3
< 地 域 別 >																
北海道・東北	(271)	0.4	34.7	0.7	1.5	0.7	3.0	6.6	0.0	7.4	16.2	1.1	1.8	5.9	17.7	2.2
関 東	(303)	0.0	26.4	0.3	4.0	1.0	5.6	5.6	0.0	14.2	10.9	7.9	0.0	6.9	15.8	1.3
甲信越・北陸	(214)	0.0	21.0	3.3	4.2	0.9	3.7	0.5	0.0	14.0	13.6	5.6	0.5	5.6	22.4	4.7
東 海	(263)	0.0	19.0	2.3	3.0	0.8	6.1	0.0	3.4	19.8	9.5	1.5	0.0	7.2	25.9	1.5
近 畿	(225)	0.0	35.6	0.4	7.1	0.9	4.9	4.4	0.9	10.2	4.0	3.1	1.3	3.1	22.2	1.8
中 国	(165)	0.0	27.9	0.0	6.1	1.2	7.9	2.4	0.0	9.1	18.8	2.4	0.0	1.8	17.0	5.5
四 国	(72)	0.0	41.7	1.4	13.9	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0	12.5	2.8	0.0	4.2	12.5	1.4
九州・沖縄	(143)	0.0	37.8	1.4	7.0	0.7	4.9	0.7	2.8	7.0	12.6	1.4	0.0	4.9	18.2	0.7
< 性 別 >																
男 性	(209)	0.5	22.0	1.9	2.4	1.0	5.7	11.0	0.5	22.5	8.1	6.2	0.0	3.8	12.0	2.4
女 性	(1443)	0.0	29.9	1.1	5.1	0.8	4.7	2.4	0.9	10.1	12.5	3.1	0.6	5.5	20.7	2.4
< 年 代 別 >																
10・20代	(23)	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	4.3	0.0	0.0	21.7	21.7	0.0	0.0	8.7	34.8	0.0
30 代	(177)	0.0	18.6	1.7	6.8	2.3	4.5	1.7	0.0	15.3	15.3	4.5	0.6	7.3	20.3	1.1
40 代	(322)	0.0	18.9	0.9	5.6	1.2	8.4	3.1	1.6	9.6	15.5	2.8	0.9	9.0	20.8	1.6
50 代	(340)	0.0	26.8	0.9	4.7	0.3	3.8	3.5	0.6	10.3	16.5	4.1	1.2	4.4	22.4	0.6
60 代	(492)	0.0	38.0	1.0	3.9	0.8	4.3	2.6	1.0	10.8	9.6	3.5	0.2	3.7	18.5	2.2
70代以上	(289)	0.3	35.6	2.1	3.8	0.3	3.5	5.9	1.0	13.8	4.5	3.1	0.0	3.8	15.6	6.6

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース】

家内労働者の主な取り扱い製品を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「繊維製品」の比率が 53.0%で突出して高くなっている。以下「金属製品」(11.1%)、「皮革製品」(10.2%)、「その他(雑貨等)」(7.7%)と続いている。(図 54)

階層別にみると(次頁参照)、「繊維製品」は中国、四国、九州・沖縄で、「皮革製品」は北海道・東北、四国で、「金属製品」は東海で、それぞれ全体値と比べ高い比率となっている。(表 37)

また、「安全・衛生措置の内容を知らない者」の 68.3%、「安全・衛生措置不足が傷病を誘発することを知らない者」の 65.8%において「繊維製品」を取り扱っているが、これは、危険有害業務従事者全体における「繊維製品」を取り扱っている者の割合(53.0%)より 10 ポイント以上高い比率となっている。

また、「安全・衛生措置の内容を知っている者」の 25.9%、「罰則規定の内容を知っている者」の 33.3%において「金属製品」を取り扱っているが、これは、危険有害業務従事者全体における「金属製品」を取り扱っている者の割合(11.1%)より 10 ポイント以上高い比率となっている。(表 38)

図 54 主な取り扱い製品 (n=413、危険有害業務従事者)

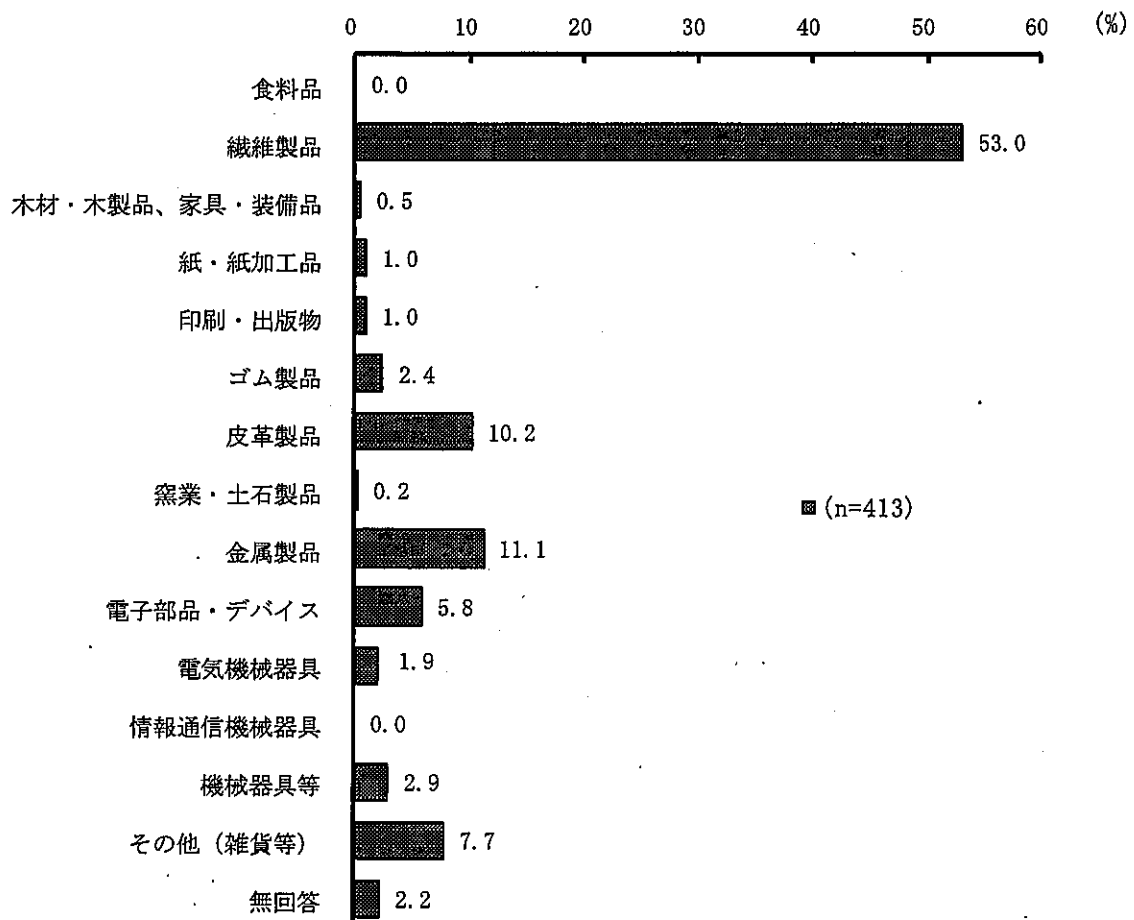


表 38 主な取り扱い製品(階層別 単位%)

	危険有害業務従事者	食料品	繊維製品	備木材・木製品・家具・装	紙・紙加工品	印刷・出版物	ゴム製品	皮革製品	窯業・土石製品	金属製品	電子部品・デバイス	電気機械器具	情報通信機械器具	機械器具等	その他(雑貨等)	無回答
全 体	(413)	0.0	53.0	0.5	1.0	1.0	2.4	10.2	0.2	11.1	5.8	1.9	0.0	2.9	7.7	2.2
< 地 域 別 >																
北海道・東北	(61)	0.0	37.7	1.6	0.0	3.3	4.9	21.3	0.0	8.2	6.5	1.6	0.0	3.3	9.8	1.6
関 東	(92)	0.0	55.4	0.0	1.1	0.0	3.3	14.1	0.0	8.7	4.3	5.4	0.0	1.1	5.4	1.1
甲信越・北陸	(51)	0.0	35.3	0.0	2.0	0.0	3.9	2.0	0.0	17.6	13.7	0.0	0.0	11.8	11.8	2.0
東 海	(55)	0.0	43.6	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	21.8	3.6	1.8	0.0	0.0	21.8	3.6
近 畿	(64)	0.0	62.5	0.0	1.6	0.0	3.1	10.9	0.0	7.8	4.7	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1
中 国	(48)	0.0	64.6	0.0	2.1	2.1	0.0	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	2.1	2.1	2.1
四 国	(23)	0.0	69.6	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
九州・沖縄	(19)	0.0	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
< 性 別 >																
男 性	(100)	0.0	33.0	1.0	0.0	1.0	4.0	19.0	1.0	25.0	3.0	3.0	0.0	4.0	5.0	1.0
女 性	(313)	0.0	59.4	0.3	1.3	1.0	1.9	7.3	0.0	6.7	6.7	1.6	0.0	2.6	8.6	2.6
< 年 代 別 >																
10・20代	(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
30 代	(20)	0.0	40.0	0.0	5.0	0.0	5.0	5.0	0.0	10.0	20.0	5.0	0.0	10.0	0.0	0.0
40 代	(64)	0.0	28.1	1.6	0.0	4.7	6.3	12.5	0.0	12.5	12.5	3.1	0.0	4.7	14.1	0.0
50 代	(73)	0.0	57.5	0.0	1.4	0.0	1.4	12.3	0.0	9.6	4.1	2.7	0.0	1.4	9.6	0.0
60 代	(151)	0.0	60.9	0.7	1.3	0.0	2.0	7.3	0.7	10.6	4.0	1.3	0.0	1.3	7.3	2.6
70代以上	(98)	0.0	58.2	0.0	0.0	1.0	1.0	11.2	0.0	12.2	1.0	1.0	0.0	3.1	5.1	5.1
< 安全・衛生措置必要性認識状況別 >																
措置の内容を知っている	(54)	0.0	25.9	1.9	0.0	0.0	5.6	13.0	0.0	25.9	11.1	0.0	0.0	5.6	11.1	0.0
聞いたことはあるが、措置の内容は知らない	(129)	0.0	43.4	0.8	1.6	0.8	0.8	14.7	0.8	12.4	7.0	2.3	0.0	4.7	7.8	3.1
知らない	(189)	0.0	65.3	0.0	0.5	1.1	2.5	6.9	0.0	6.3	4.8	2.6	0.0	1.6	4.2	1.1
< 罰則規定認識状況別 >																
内容を知っている	(18)	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	33.3	5.6	0.0	0.0	5.6	16.7	11.1
聞いたことはあるが、内容は知らない	(110)	0.0	42.7	0.9	0.9	0.9	1.8	11.8	0.9	16.4	10.0	0.9	0.0	5.5	7.3	0.0
聞いたことがない	(251)	0.0	60.2	0.4	0.8	1.2	2.8	10.4	0.0	7.6	4.8	2.8	0.0	2.0	5.6	1.6
< 安全・衛生措置不足による疾病発症認識状況別 >																
知っている	(216)	0.0	44.0	0.9	0.5	1.9	2.3	13.9	0.5	13.9	6.5	1.9	0.0	4.2	8.3	1.4
知らない	(152)	0.0	65.8	0.0	1.3	0.0	2.0	5.9	0.0	7.9	6.6	2.6	0.0	2.0	4.6	1.3
< 災害事例の認識状況別 >																
知っている	(84)	0.0	47.6	1.2	1.2	1.2	2.4	14.3	1.2	11.9	4.8	1.2	0.0	4.8	7.1	1.2
知らない	(292)	0.0	64.8	0.3	0.7	1.0	2.7	9.6	0.0	11.0	6.5	2.4	0.0	2.7	6.8	1.4

注) 比較1 10point

以上

(2) 使用している機械・器具・資材 (問 14)

【回収数ベース】

いずれかの機械・器具・資材を使用している家内労働者は 24.9% (413 人)、使用していない家内労働者は 75.0% であった。

※以降、いずれかの機械・器具・資材を使用している家内労働者 (413 人) を危険有害業務従事者としている。

家内労働者が使用している機械・器具・資材 (回収数ベース) は、「動力ミシン」の比率が 13.6% で最も高く、次いで「その他」(2.6%)、「有機溶剤又は有機溶剤の混合物」(2.5%)、「ハンドプレス機」(2.0%) と続いている。(図 55)

階層別にみると(次頁参照)、危険有害業務従事者の 54.5%、地域別の四国の 26.4% の者が「動力ミシン」を使用しており、これは、家内労働者全体に占める「動力ミシン」を使用する者の割合 (13.6%) より高い比率となっている。

(表 39)

図 55 使用している機械・器具・資材 (n=1,656、回収数)

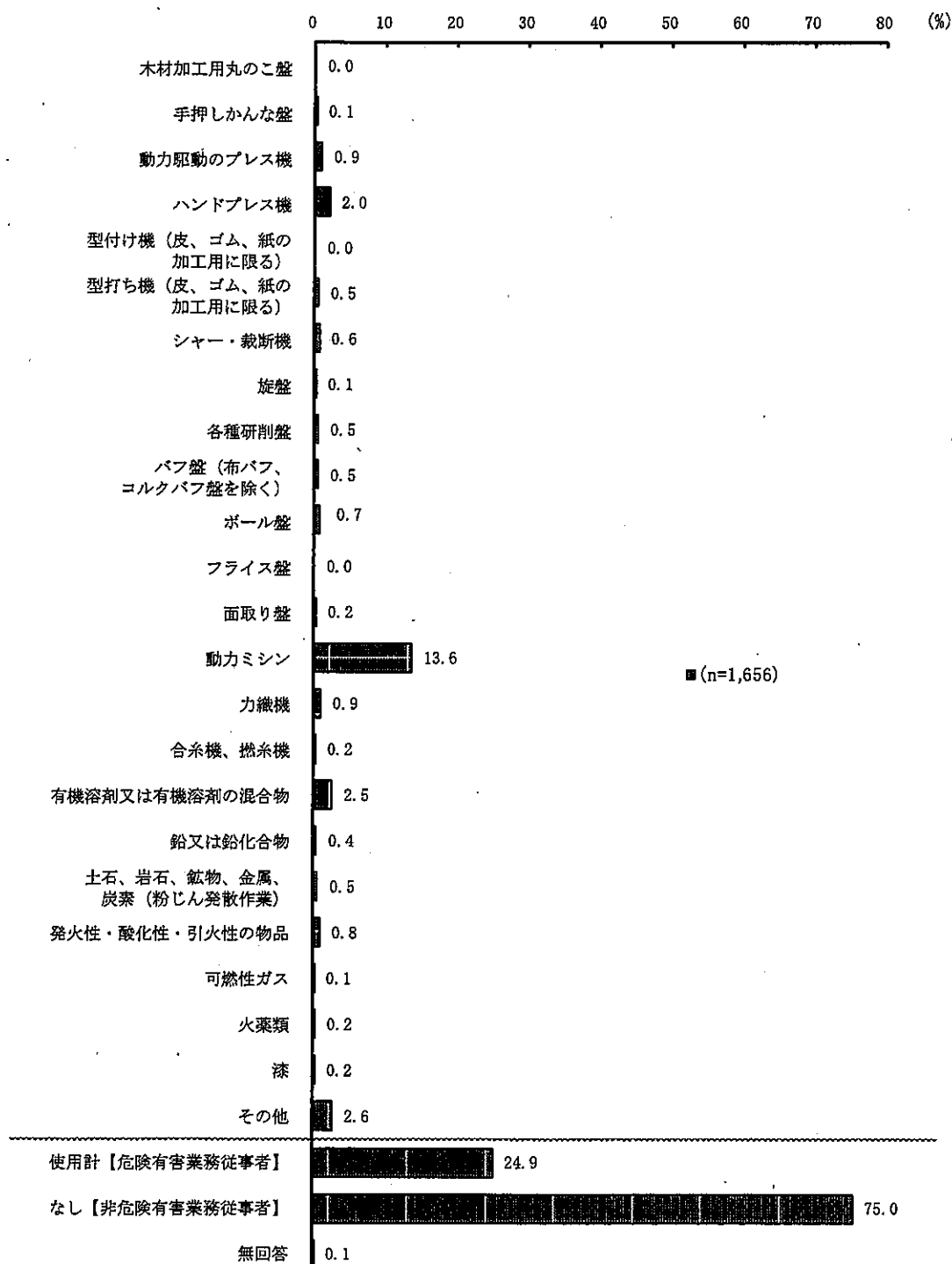


表 39 使用している機械・器具・資材(階層別 単位%)

※ 項目数が多いため、表側のいずれかの分析軸で全体値より 10.0 ポイント以上高い数値がある項目のみ掲載

	回 収 数	の型 加打ち 工用機 に(皮、 限 ゴム、 紙)	動力 ミシン	混有機 合溶剤 又は有 機溶剤 の
全 体	(1656)	0.5	13.6	2.5
< 危険有害業務従事有無別 >				
危険有害業務従事者	(413)	1.9	54.5	9.9
< 地 域 別 >				
北海道・東北	(271)	1.1	10.7	5.5
関 東	(303)	0.3	19.1	3.6
甲信越・北陸	(214)	0.9	6.5	2.8
東 海	(263)	0.0	8.7	1.5
近 畿	(225)	0.4	13.8	1.8
中 国	(165)	0.0	21.8	0.0
四 国	(72)	1.4	26.4	1.4
九州・沖縄	(143)	0.0	10.5	0.0
< 主な取り扱い製品別 >				
食 料 品	(1)	0.0	0.0	0.0
繊 維 製 品	(479)	0.4	37.8	0.8
木材・木製品、家具・装備品	(20)	0.0	5.0	5.0
紙・紙加工品	(79)	0.0	0.0	0.0
印刷・出版物	(14)	0.0	0.0	14.3
ゴ ム 製 品	(80)	3.8	0.0	5.0
皮 革 製 品	(58)	3.4	48.3	22.4
窯業・土石製品	(15)	0.0	0.0	0.0
金 属 製 品	(193)	0.0	0.0	2.6
電子部品・デバイス	(198)	0.0	0.5	1.0
電気機械器具	(58)	0.0	0.0	0.0
情報通信機械器具	(9)	0.0	0.0	0.0
機械器具等	(88)	0.0	0.0	4.5
その他(雑貨等)	(325)	0.3	2.2	1.2
< 性・年代別 >				
男 性 計	(209)	2.4	15.3	6.2
10・20代	(5)	0.0	0.0	0.0
30 代	(12)	0.0	8.3	8.3
40 代	(19)	10.5	5.3	5.3
50 代	(30)	0.0	13.3	0.0
60 代	(63)	3.2	7.9	9.5
70代以上	(74)	1.4	25.7	5.4
女 性 計	(1443)	0.2	13.4	1.9
10・20代	(18)	0.0	0.0	0.0
30 代	(165)	0.0	3.6	2.4
40 代	(303)	0.0	5.0	4.3
50 代	(308)	0.3	14.0	1.0
60 代	(428)	0.2	19.6	1.2
70代以上	(214)	0.5	21.0	1.4

注) 比較1 10point

以上

【危険有害業務従事者ベース】

家内労働者が使用している機械・器具・資材を危険有害業務従事者ベースでみると、全体では「動力ミシン」の比率が54.5%で最も高く、次いで「その他」(10.4%)、「有機溶剤又は有機溶剤の混合物」(9.9%)、「ハンドプレス機」(8.0%)と続いている。(注:回収数ベースと危険有害業務従事者ベースの割合が異なるのは、分子となる回答件数は同じだが、分母が異なる(回収数ベース:1,656、危険有害業務従事者ベース:413)ためである。)(図56)

階層別にみると(次頁参照)、地域別の中国、四国、九州・沖縄において75%以上の者が「動力ミシン」を使用しており、これは、危険有害業務従事者全体に占める「動力ミシン」を使用している者の割合(54.5%)より20ポイント程度比率が高くなっている。(表40)

図56 使用している機械・器具・資材(n=413、危険有害業務従事者)

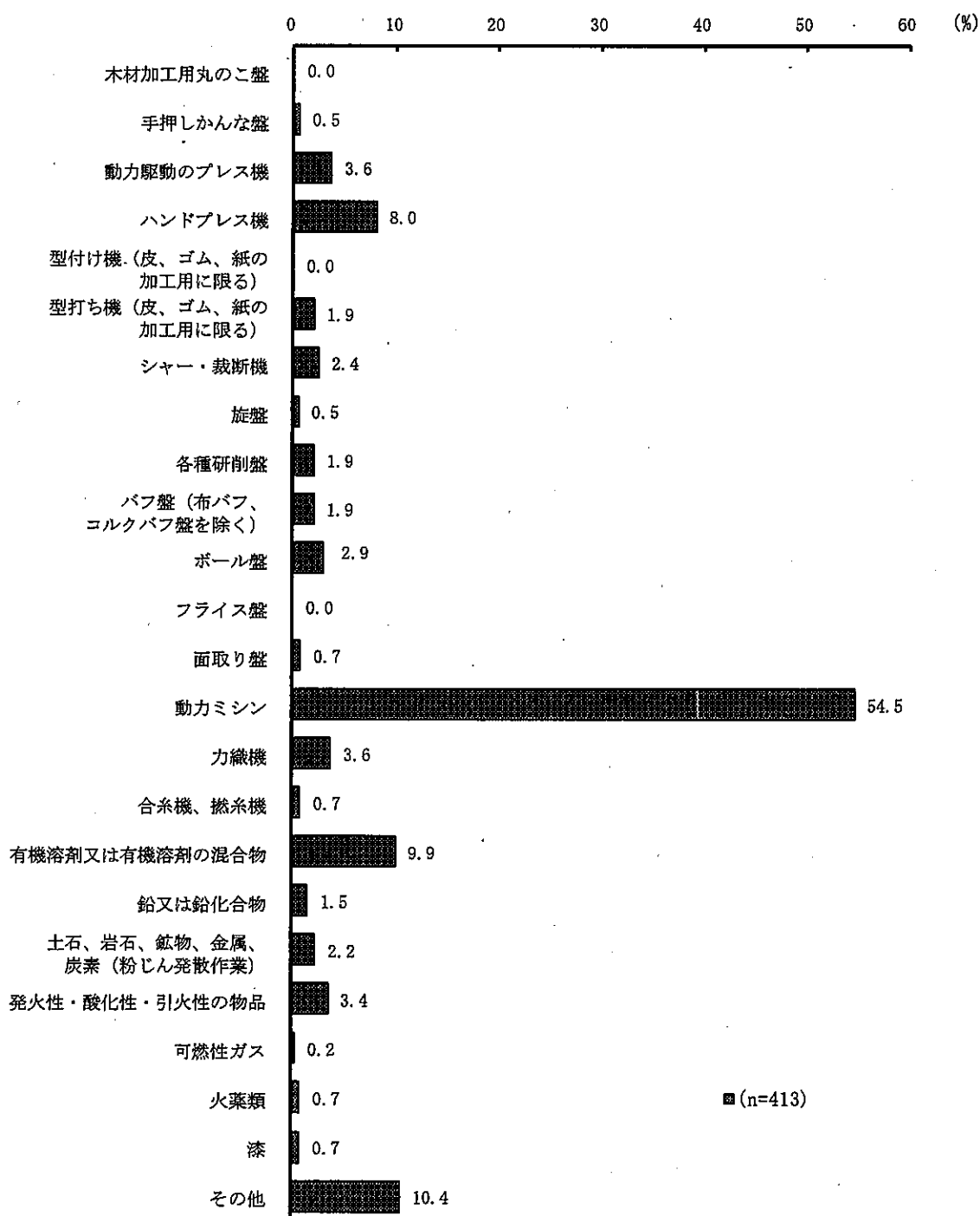


表 40 使用している機械・器具・資材(階層別 単位%)

※ 項目数が多いため、表側のいずれかの分析軸で全体値より 10.0 ポイント以上高い数値がある項目のみ掲載

	危険有害業務従事者	動力駆動のプレス機	ハンドプレス機	シャワー・裁断機	各種研削盤	バフ盤(布バフ、コルク)	ボール盤	動力ミシン	力織機	有機溶剤又は有機溶剤の混合物	鉛又は鉛化合物	炭素(粉じん発散物、金作)	その他
全 体	(413)	3.6	8.0	2.4	1.9	1.9	2.9	54.5	3.6	9.9	1.5	2.2	10.4
< 地域別 >													
北海道・東北	(61)	1.6	9.8	1.6	0.0	4.9	4.9	47.5	0.0	24.6	1.6	0.0	4.9
関 東	(92)	1.1	12.0	2.2	0.0	0.0	1.1	63.0	0.0	12.0	1.1	2.2	7.6
甲信越・北陸	(51)	13.7	11.8	5.9	3.9	2.0	3.9	27.5	2.0	11.8	2.0	0.0	25.5
東 海	(55)	3.6	5.5	0.0	3.6	5.5	1.8	41.8	0.0	7.3	1.8	7.3	12.7
近 畿	(64)	1.6	6.3	0.0	3.1	0.0	1.6	48.4	20.3	6.3	0.0	3.1	12.5
中 国	(48)	6.3	4.2	2.1	4.2	2.1	8.3	75.0	0.0	0.0	2.1	0.0	4.2
四 国	(23)	0.0	4.3	13.0	0.0	0.0	0.0	82.6	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3
九州・沖縄	(19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.9	5.3	0.0	5.3	5.3	10.5
< 主な取り扱い製品別 >													
食 料 品	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維製品	(219)	1.4	0.5	1.8	0.0	0.5	0.0	82.6	6.8	1.8	0.0	0.0	6.8
木材・木製品、家具・装備品	(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
紙・紙加工品	(4)	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
印刷・出版物	(4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
ゴム製品	(10)	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0
皮革製品	(42)	2.4	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	31.0	0.0	0.0	0.0
窯業・土石製品	(1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属製品	(46)	10.9	21.7	0.0	13.0	15.2	19.6	0.0	0.0	10.9	2.2	15.2	8.7
電子部品・デバイス	(24)	4.2	25.0	4.2	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	8.3	16.7	0.0	45.8
電気機械器具	(8)	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0
情報通信機械器具	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
機械器具等	(12)	25.0	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	8.3	25.0
その他(雑貨等)	(32)	0.0	25.0	3.1	0.0	0.0	3.1	21.9	0.0	12.5	0.0	0.0	15.6
< 性・年代別 >													
男 性 計	(100)	9.0	6.0	7.0	6.0	7.0	8.0	32.0	7.0	13.0	1.0	3.0	10.0
10・20代	(1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	(5)	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0
40代	(8)	25.0	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0
50代	(11)	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	36.4	9.1	0.0	0.0	0.0	27.3
60代	(34)	11.8	8.8	8.8	5.9	8.8	14.7	14.7	8.8	17.6	0.0	5.9	14.7
70代以上	(37)	5.4	5.4	2.7	8.1	5.4	2.7	51.4	8.1	10.8	2.7	0.0	2.7
女 性 計	(313)	1.9	8.6	1.0	0.6	0.3	1.3	61.7	2.6	8.9	1.6	1.9	10.5
10・20代	(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
30代	(15)	6.7	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	26.7	0.0	0.0	13.3
40代	(56)	0.0	26.8	0.0	0.0	0.0	3.6	26.8	3.6	23.2	0.0	1.8	12.5
50代	(62)	1.6	4.8	1.6	1.6	0.0	1.6	69.4	3.2	4.8	3.2	3.2	8.1
60代	(117)	1.7	4.3	0.9	0.0	0.0	0.9	71.8	1.7	4.3	2.6	0.9	12.0
70代以上	(61)	3.3	1.6	1.6	1.6	1.6	0.0	73.8	3.3	4.9	0.0	3.3	4.9
< 世帯主との続柄別 >													
世帯主本人	(128)	3.9	3.9	4.7	4.7	6.3	6.3	43.8	7.0	12.5	1.6	2.3	8.6
世帯主の配偶者	(243)	2.1	11.1	0.8	0.4	0.0	1.2	62.1	2.5	9.1	1.2	2.1	9.5
その他(子、親等)	(36)	13.9	2.8	5.6	2.8	0.0	2.8	38.9	0.0	8.3	2.8	2.8	22.2
世帯主以外 計	(279)	3.6	10.0	1.4	0.7	0.0	1.4	59.1	2.2	9.0	1.4	2.2	11.1
< 世帯主である家内労働者の類型別 >													
専 業	(59)	6.8	3.4	5.1	6.8	8.5	8.5	37.3	10.2	18.6	1.7	1.7	6.8
副 業	(15)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	6.7	13.3	6.7	6.7	20.0
年金受給者	(51)	0.0	5.9	5.9	3.9	3.9	2.0	58.8	3.9	5.9	0.0	2.0	7.8
< 家内労働法認識状況別 >													
内容を知っている	(20)	10.0	25.0	0.0	0.0	10.0	5.0	50.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0
聞いたことはあるが、内容は知らない	(181)	4.4	7.2	1.7	3.3	2.8	3.3	51.9	5.0	11.0	2.2	2.8	10.5
聞いたことがない	(209)	2.4	7.2	3.3	1.0	0.5	2.4	56.5	2.9	9.6	1.0	1.9	11.5
< 家内労働のしおり閱讀経験別 >													
読んだことがある	(17)	0.0	23.5	0.0	0.0	11.8	5.9	52.9	0.0	5.9	0.0	0.0	5.9
読んだことはない	(344)	4.1	7.6	2.6	1.5	1.5	2.9	54.1	4.1	9.9	1.5	2.0	10.8
< 安全・衛生措置必要性認識状況別 >													
措置の内容を知っている	(54)	7.4	14.8	0.0	1.9	7.4	7.4	25.9	1.9	31.5	7.4	1.9	5.6
聞いたことはあるが、措置の内容は知らない	(129)	6.2	7.0	3.9	2.3	1.6	3.1	51.2	3.1	13.2	0.8	3.1	14.0
知らない	(189)	1.6	6.3	2.1	0.5	0.5	1.6	63.0	5.3	3.2	0.5	2.1	10.1
< 罰則規定認識状況別 >													
内容を知っている	(18)	11.1	16.7	0.0	5.6	11.1	5.6	33.3	0.0	22.2	5.6	0.0	5.6
聞いたことはあるが、内容は知らない	(110)	6.4	10.0	3.6	2.7	0.9	3.6	43.6	3.6	14.5	2.7	2.7	14.5
聞いたことがない	(251)	2.4	6.4	2.0	0.4	1.6	2.4	59.0	4.4	8.4	0.8	2.4	9.6
< 危険有害業務中の傷病有無別 >													
あ る	(25)	4.0	12.0	4.0	0.0	12.0	8.0	24.0	20.0	8.0	0.0	4.0	8.0
なし・不明	(354)	4.0	7.6	2.3	1.4	1.1	2.5	55.9	2.8	11.0	1.7	2.3	10.7

注) 比較1 10point

以上

表 41 使用している機械・器具・資材 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害 業務従事者	具体的回答内容	危険有害 業務従事者
● アイロン	2	● 研磨レース	1
● ボンド	2	● 自動研磨機	1
● 接着剤	2	● 車の部品	1
● 研磨機、集じん機、布バフ、布ペーパー	1	● 修正用ドリル、ペンチ、ペーパー、検査用工具、ノギス、他 エアー機、ダクト(油、キリ粉排除)	1
● アルコール、エタノール	1		
● エアーコンプレッサー	1		
● オートテーパー	1	● 瞬間接着剤	1
● コイル巻機、被覆剥機	1	● 繊維製品、反物の検反、補修	1
● テープ	1	● 電気ハンダゴテ・糸ハンダ(鉛フリー)	1
● ニッパー、カッター	1	● 電気裁断器(コテ)	1
● はさみ、アイロン	1	● 電子部品切断治具	1
● ハサミ・ペンチ	1	● 電動ドライバー	1
● バレル研磨機	1	● 電動ミシン	1
● バント切り、ペンチ	1	● 電動圧着機	1
● 筆	1	● 銅線を巻く機械	1
● ボンド、針、糸	1	● 半田コテ	1
● メタノール	1	● 半田付け台→電機 半田→鉛の入っていない物	1
● 巻線機、銅線、リードカッター	1		
● 揮発性接着剤	1	● 粉末ゼリー(にかわ)	1
● 機織	1	● 本縫ミシン、ロックミシン	1
● 靴下先ぬいロックミシン	1	● 木工ボンド	1
● 穴あけ キリ φ2.7	1		

※上記には、危険有害業務に該当する機械・器具・資材(=問14の「1」～「23」のいずれか)に○をつけ、さらに、「24 その他」に○をした複数回答者の回答も含むため、危険有害業務に該当しない機械・器具・資材も含まれている。

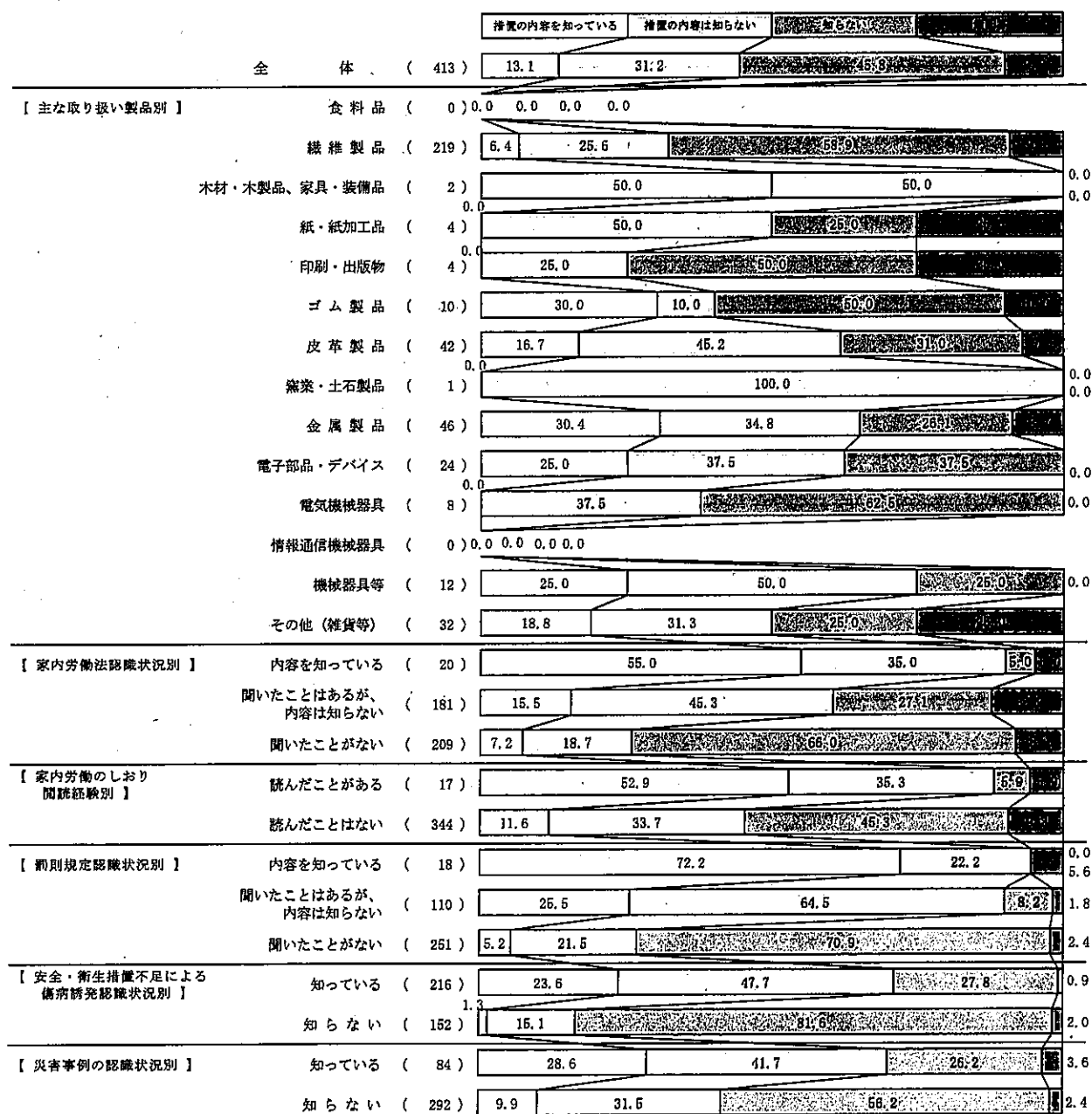
4. 危険有害業務に対する危険度認識について

(1) 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況 (問 15) 【危険有害業務従事者ベース】

危険有害業務について、安全・衛生措置を講じなければならないことに関しては、全体では「知らない」の比率が45.8%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、措置の内容は知らない」(31.2%)、「措置の内容を知っている」(13.1%)と続いている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の55.0%、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の52.9%、「罰則規定の内容を知っている者」の72.2%、「安全・衛生措置不足が傷病を誘発することを知っている者」の23.6%、「災害事例を知っている者」の28.6%で「措置の内容を知っている」と回答しており、これは、危険有害業務従事者全体に占める「措置の内容を知っている」と回答した者の割合(13.1%)と比べ高い比率となっている。(図 57)

図 57 危険有害業務への安全・衛生措置の必要性認識状況(n=413、危険有害業務従事者 単位%)

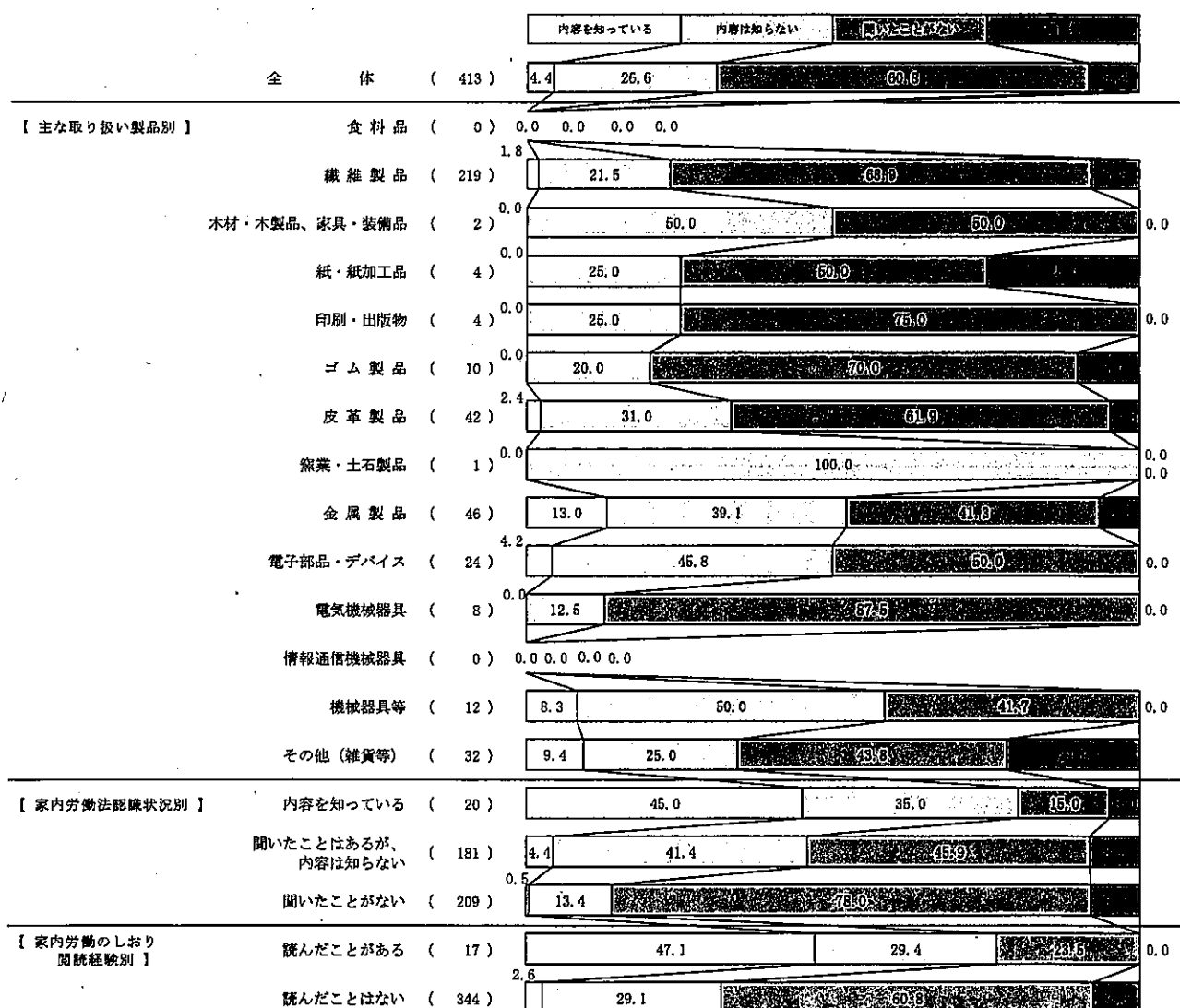


(2) 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況 (問 16) 【危険有害業務従事者ベース】

安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況は、全体では「聞いたことがない」の比率が 60.8%で突出して高くなっている。以下「聞いたことはあるが、内容は知らない」(26.6%)、「内容を知っている」(4.4%)と続いている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の 45.0%、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の 47.1%で、「罰則規定の内容を知っている」と回答しており、これは、危険有害業務従事者全体に占める「罰則規定の内容を知っている」と回答した者の割合(4.4%)と比べ 10 倍以上高い比率となっている。(図 58)

図 58 安全・衛生措置を講じない場合の罰則規定の認識状況(n=413、危険有害業務従事者 単位%)



(3) 危険有害業務中の傷病の有無(問17)【危険有害業務従事者ベース】

危険有害業務中のけがの有無は、全体で「ない」が82.8%、「ある」は5.6%にとどまった。(図59)

病気の有無は、全体で「ない」が79.9%、「ある」が0.5%となっている。(図60)

階層別にみると、家内労働者の類型別の「専業」の者の16.9%が「けがをしたことがある」と回答しており、これは、危険有害業務従事者全体に占める「けがをしたことがある」と回答した者の割合(5.6%)と比べ高い比率となっている。

(表42)

病気の有無については、階層別では顕著な差異はみられなかったため表は割愛。

図59 けがの有無(n=413、危険有害業務従事者)

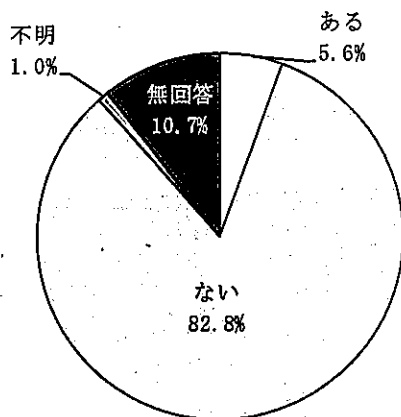


図60 病気の有無(n=413、危険有害業務従事者)

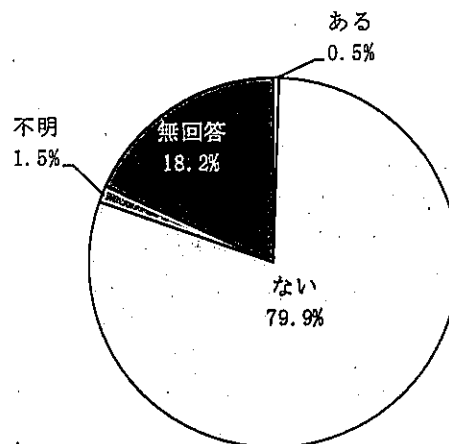


表42 けがの有無(階層別 単位%)

	危険有害業務従事者	ある	ない	不明	無回答
全 体	(413)	5.6	82.8	1.0	10.7
< 世帯主である家内労働者の類型別 >					
専 業	(59)	16.9	66.1	1.7	15.3
副 業	(15)	0.0	93.3	0.0	6.7
年金受給者	(51)	2.0	80.4	2.0	15.7
< 使用機械・器具・資材別 >					
木材加工用丸のこ盤	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0
手押しかな盤	(2)	0.0	100.0	0.0	0.0
動力駆動のプレス機	(15)	6.7	93.3	0.0	0.0
ハンドプレス機	(33)	9.1	78.8	0.0	12.1
型付け機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0
型打ち機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	(8)	25.0	50.0	0.0	25.0
シヤー・裁断機	(10)	10.0	80.0	0.0	10.0
旋 盤	(2)	50.0	50.0	0.0	0.0
各種研削盤	(8)	0.0	62.5	0.0	37.5
バフ盤(布バフ、コルクバフ盤を除く)	(8)	37.5	37.5	0.0	25.0
ボ ール 盤	(12)	16.7	66.7	0.0	16.7
フライス盤	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0
面 取 り 盤	(3)	0.0	100.0	0.0	0.0
動力ミシン	(225)	2.7	84.4	1.3	11.6
力 織 機	(15)	33.3	60.0	6.7	0.0
合糸機・縫糸機	(3)	0.0	100.0	0.0	0.0
有機溶剤又は有機溶剤の混合物	(41)	2.4	92.7	0.0	4.9
鉛又は鉛化合物	(6)	0.0	100.0	0.0	0.0
土石、岩石、鉱物、金属、炭素(粉じん発散作業)	(9)	11.1	88.9	0.0	0.0
発火性・酸化性・引火性の物品	(14)	0.0	100.0	0.0	0.0
可燃性ガス	(1)	100.0	0.0	0.0	0.0
火 薬 類	(3)	0.0	0.0	0.0	100.0
漆	(3)	33.3	33.3	0.0	33.3
そ の 他	(43)	4.7	88.4	0.0	7.0
な し	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 比較1 10point

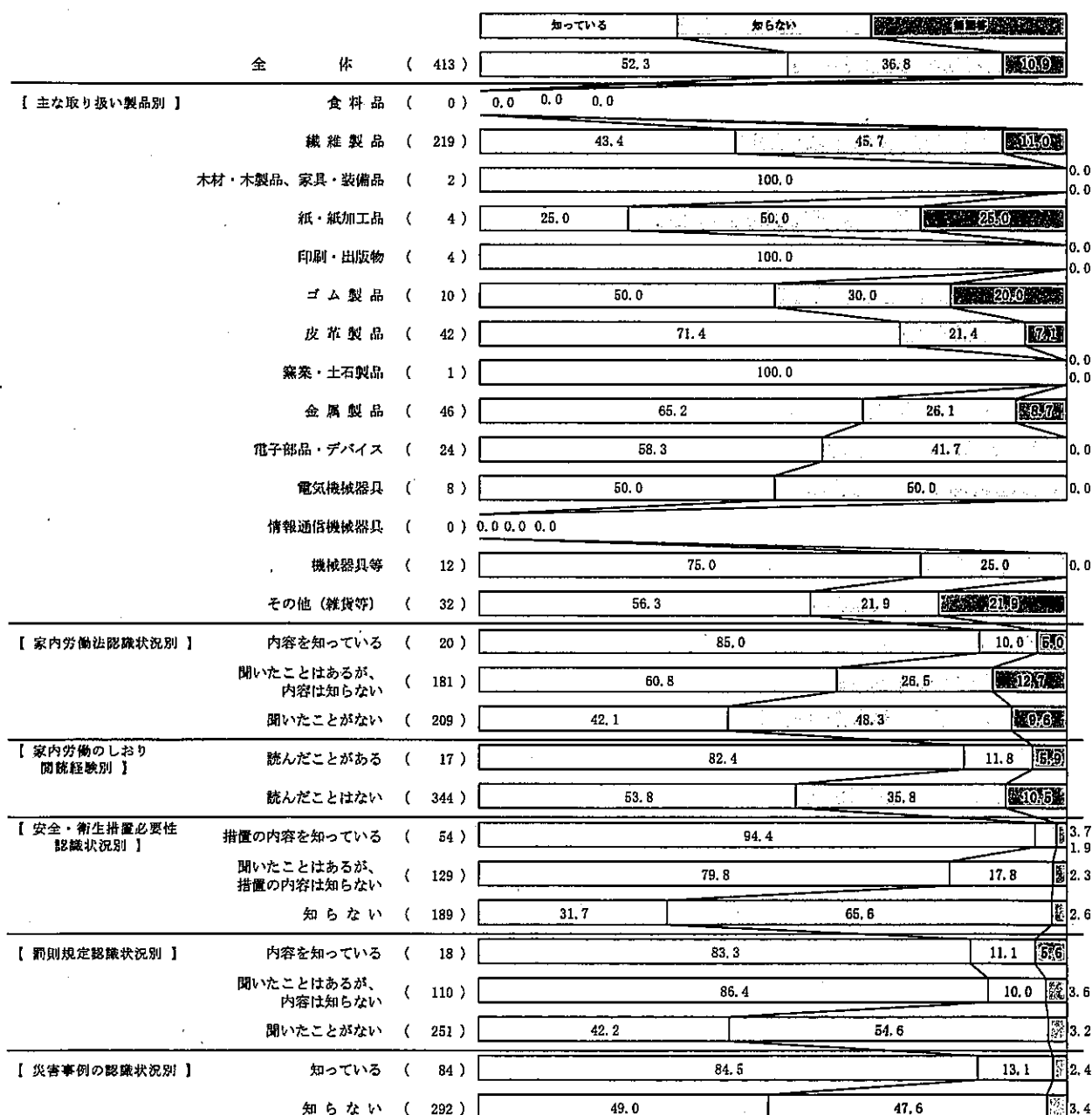
以上

(4) 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識状況（問 18）【危険有害業務従事者ベース】

危険有害業務は、的確な安全・衛生措置を講じないとけがや病気につながる可能性もあることについて、全体では「知っている」が 52.3%、「知らない」が 36.8%となっている。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の 85.0%、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の 82.4%、「安全・衛生措置の内容を知っている者」の 94.4%、「罰則規定の内容を知っている者」の 83.3%、「災害事例を知っている者」の 84.5%で「傷病の原因となることを知っている」と回答している。これは、危険有害業務従事者全体に占める「傷病の原因となることを知っている」と回答した者の割合(52.3%)と比べ高い比率となっており、知識・情報レベルの高い者は「傷病の原因となること」の認識レベルも高くなっている。(図 61)

図 61 安全・衛生措置不足が傷病の原因となることの認識(n=413、危険有害業務従事者 単位%)

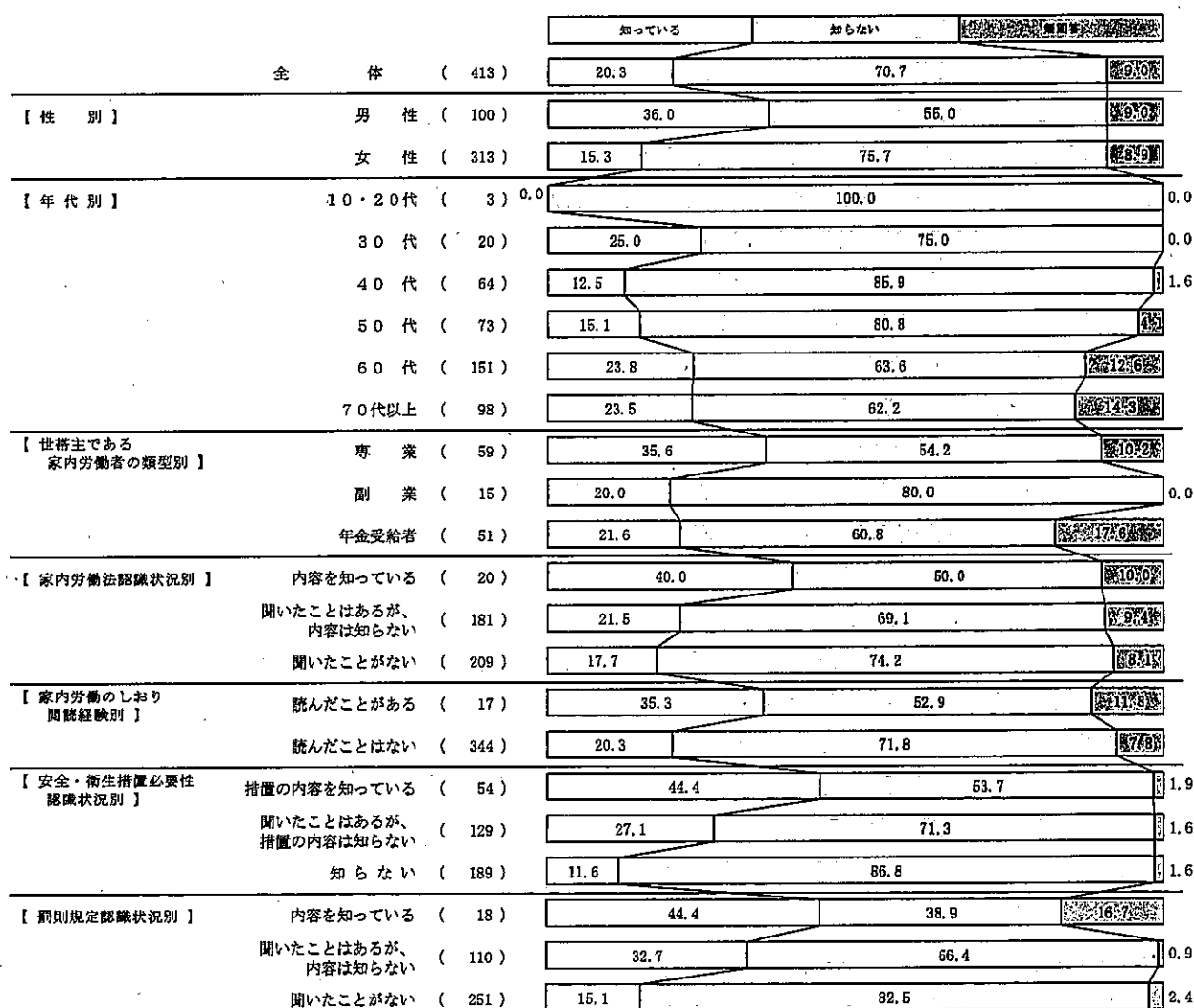


（５）同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況（問 19）【危険有害業務従事者ベース】

家内労働者が使用していると同様な機械・器具・資材を使用する危険有害業務で生じた災害事例については、全体では「知らない」の比率が 70.7%、「知っている」は 20.3%にとどまった。

階層別にみると、「男性」の 36.0%、「専業」の 35.6%で「知っている」と回答している。また、「家内労働法の内容を知っている者」の 40.0%、「家内労働のしおりを読んだことがある者」の 35.3%、「安全・衛生措置の内容を知っている者」の 44.4%、「罰則規定の内容を知っている者」の 44.4%で「知っている」と回答している。これらは、危険有害業務従事者に占める「知っている」者の割合（20.3%）と比較して高い比率となっており、知識・情報レベルの高い者は認識状況のレベルも高くなっている。（図 62）

図 62 同様な機械・器具・資材使用による災害事例の認識状況（n=413、危険有害業務従事者 単位%）

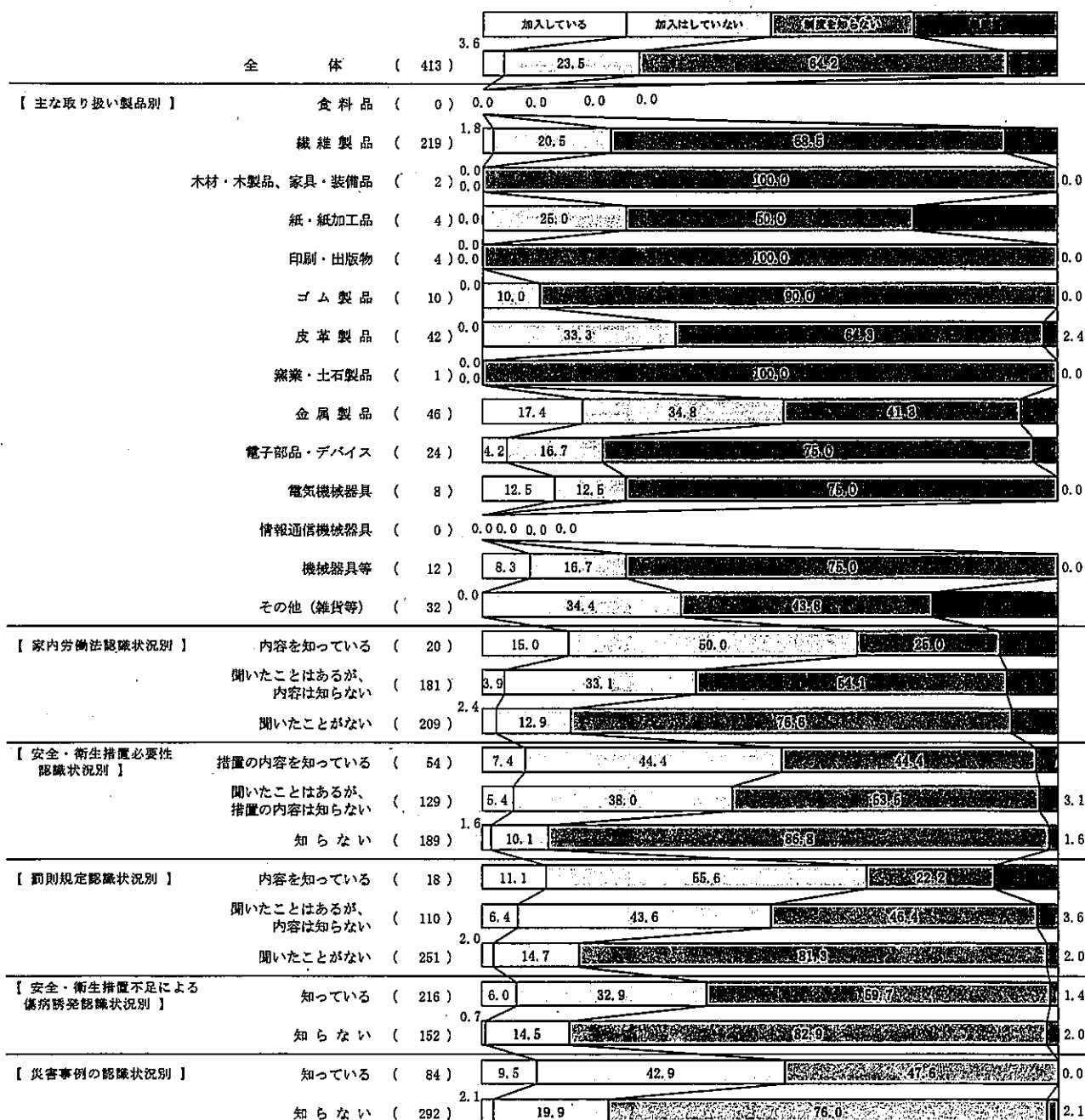


(6) 労災保険特別加入制度の認識・加入状況(問20)【危険有害業務従事者ベース】

労災保険特別加入制度への加入状況は、全体では「制度を知らない」の比率が64.2%で最も高く、「制度は知っているが、加入はしていない」が23.5%、「加入している」は3.6%にとどまった。

階層別にみると、「家内労働法の内容を知っている者」の15.0%で「加入している」と回答しており、これは、危険有害業務従事者全体に占める「加入している」と回答した者の割合(3.6%)と比べ高い比率となっている。(図63)

図63 労災保険特別加入制度の認識・加入状況(n=413、危険有害業務従事者 単位%)



5. 安全・衛生措置の実施状況について

(1) 安全・衛生措置の実施状況（問 21）【危険有害業務従事者ベース】

安全・衛生措置の実施状況をみると、全体では委託者が実施したものでは「原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械等に、覆い、囲いやスリーブを取り付け」が 15.0%で最も比率が高い。家内労働者が実施したものでは「健康診断を受診」が 20.6%で最も高い。大項目別では委託者が実施したものでは「機械・器具への防護措置 計」が 17.9%で最も高く、家内労働者が実施したものでは「その他 計」が 23.5%で最も高い。

※ %の数値は保有機器数を母数としたものではなく、回答者数(413 件)を母数としたものである。(図 64)

図 64 安全・衛生措置の実施状況(n=413、危険有害業務従事者)

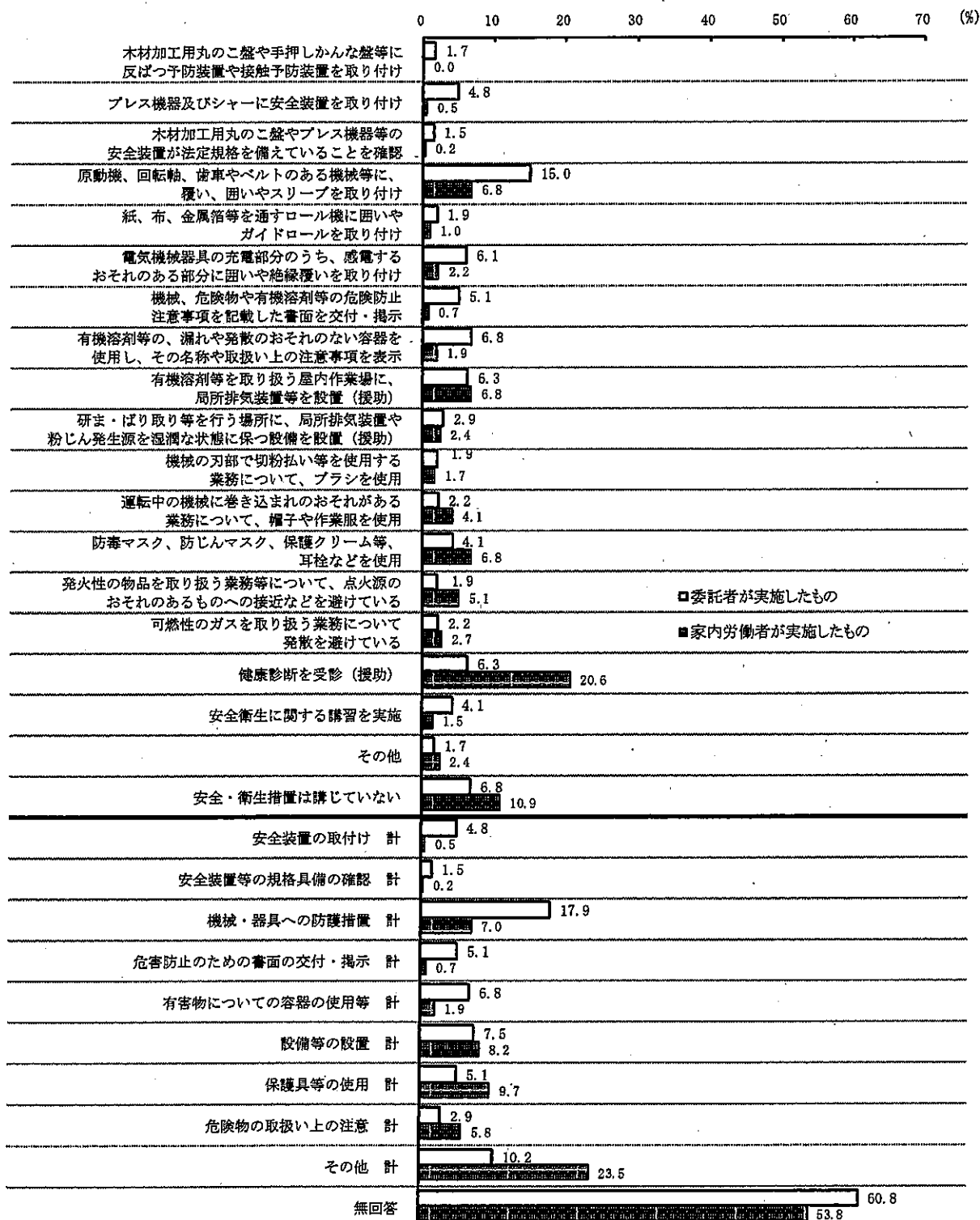


表 43 安全・衛生措置の実施状況(家内労働者が実施したもの) その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務 従事者
● マスク、手袋着用	1
● 常に部屋の換気を行っている	1
● 仕事の量や時間等に留意し過労によるケガがないようにする	1
● 使い方の説明は受けている	1
● 刃の部分に手が入らない様にしてある	1
● 動力ミシンの針や刃で手を傷つけないように慎重に作業する	1
● 動力ミシン使用のため針先がよく見える様、手元に電気をつけてくれた	1
● 文章で説明を受けた	1
● 自分で気を付けている	1

(2) 安全・衛生措置を講じていない理由 (問 22)

【危険有害業務従事者ベース／危険有害業務への安全・衛生措置非実施者】

安全・衛生措置を講じていない理由としては、全体では「法令を知らない」の比率が 37.8%で最も高く、次いで「措置を講じるほどの仕事量がない」(33.3%)、「委託者からの措置や指導がない」と「その他」(それぞれ 28.9%)と続いている。(図 65)

「その他」の具体的な回答内容をみるとほぼ全て、「危険ではない、措置の必要がない」、「機械にもともと安全・衛生措置が施してある」との主旨の意見である。(表 44)

図 65 安全・衛生措置を講じていない理由

(n=45、危険有害業務従事者、危険有害業務への安全・衛生措置非実施者)

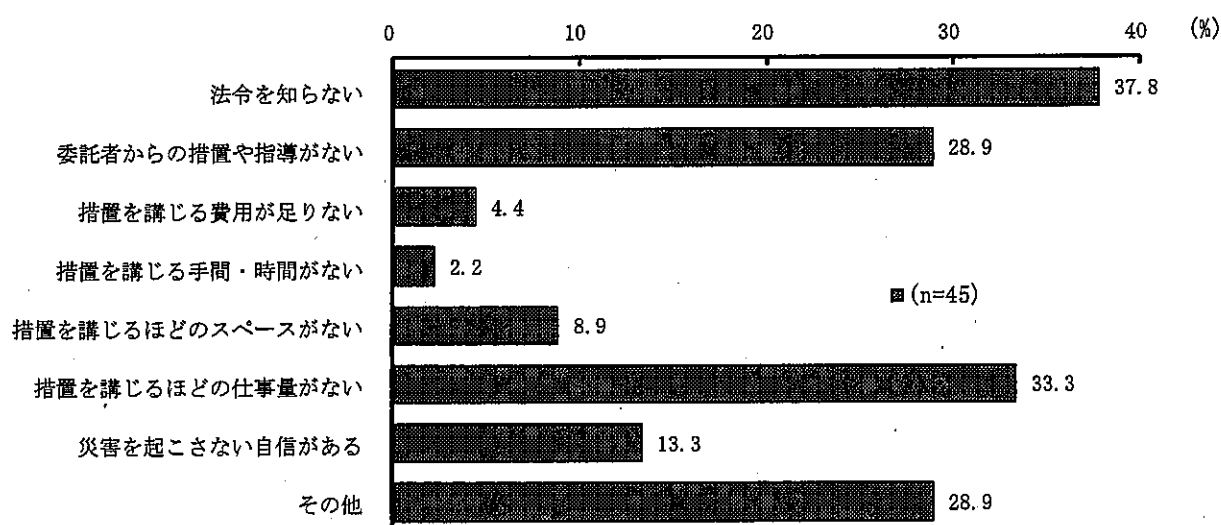


表 44 安全・衛生措置を講じていない理由 その他の回答内容

具体的回答内容	危険有害業務従事者
● カバーは、はじめから付いています	1
● 自己責任として気をつけて作業している	1
● 洋服を縫うマシンなのでけがをしない	1
● 既にマシンそのものに安全措置がしてある	1
● ばり切りですが、ハサミを使用、まったく粉じんなど発生しません	1
● 特に危険を感じない	1
●それほど危険でない	1
● 仕事に支障が出るのでやりようがない	1
● 危険な作業はなく、措置を講じる必要がないから	1
● ミシン購入時についている	1
● 今の仕事に関して、どの様な安全・衛生措置が必要なのかわからない	1
● 講じる必要がないと思っている	1

(3) 実施した安全・衛生措置 (問 23) 【危険有害業務従事者ベース】

実施した安全・衛生措置についての具体的な回答内容をみると、“換気・排気を行う”という主旨の回答が多くなっている(25 件)。また、“マスク着用”との回答も多い(14 件)。(表 45)

表 45 実施した安全・衛生措置

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容	安全・衛生措置内容
皮革素材 ナイロン布	動力ミシン	かばんの縫製	オイルの不足etcの点検をまめにする、ホコリetcは、常に掃除を心掛けてる
PP部品	接着剤	接着用	接着した部品をまとめて室外にて乾燥させる
アルミダイカスト部品	ボール盤バフ	穴明け、研磨	局所集じん装置を取り付け、マスクを着用
アルミ金属	バフ研磨機	バリ取り加工	特定粉じん作業特別講習を受講
アルミ素材	ボール 盤	バリ取り加工	皮手袋、帽子、マスク、など使用
かばん縫い	電動ミシン	ファスナーつけ、まとめ縫い	モーターの回転部にカバーをつけた
コイル	コイル巻機、被覆剥機	コイル巻き、コイルの被覆剥き	高温のハンダでやけどしないよう注意し、又煙を吸わないようマスクを着用している
ゴム、金属、合成素材	有機溶剤を含む接着剤	ゴムに接着剤をぬり、金属に貼る	24時間換気を取りつけた ガラスのビンに入れています
ゴム製品	瞬間接着剤	ゴム製品の接着	保護メガネ、マスク(一般用)の着用 作業場の温湿度管理と換気
樹脂製品	ペンシルカッター カッターナイフ	バリ取り	作業中は手袋を着用し、事故、ケガのないよう、気をつけています
ニット製品	工業用ミシン	縫製	針折れがあった場合は針を見つけて会社へ申し出る
ニット素材	動力ミシン	洋服の縫製	ホコリなどでミシンの調子が悪くならない様に掃除(針折れを防げる)
のぼり旗	動力ミシン	布から旗への成型	よそ見をしない 普段と違う時には上司に言う
バリ取り	ボール盤	バリを切削	ストッパー
製品(部品)	使用機械器具資材	作業内容	安全衛生措置内容
プラスチック製スケール		メタノールで汚れを拭いて仕上げ作業	常に換気に気をつけて防毒マスク手袋を着用している
プラスチック製品	アルコール	油汚れ拭き取り	こぼさない様に仕様した綿棒など家内に置かない(会社に渡す)
プラスチック部品	卓上ハンドプレス機	フィルター圧入	飛沫する細微なほこり(ほとんどない)を吸わない様に簡易マスクを着用
プラスチック	有機溶剤を含む接着剤	プラスチック接着	漏れや発散のない様に容器を二重にしている
ボールチェーン	ハンドプレス	ボールチェーンにカップを取付ける	作業する時にケガをしないように注意する
衣料品	裁断機	裁断	切粉払いブラシ
引火性の物品	ライター用オイル	シールはがし	冬場、ファンヒーターの熱にあたらないよう置き場所を配慮している

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容	安全・衛生措置内容
衛生用帽子、繊維製品	動力ミシン、綿	縫製加工	モーターにカバーを付ける
音響機械	有機溶剤	部品の接着	使用後は、必ず溶剤の蓋を閉める 手で直接さわらない、作業中は換気を良くする
音響部品	有機溶剤	部品接着	作業中は換気を良くしている 使用後は、必ず溶剤の蓋をしめる
学生ズボン	動力ミシン	部分縫い	長時間同じ姿勢のため、定期的にストレッチなど行ない、肩こり予防を心がけている
巻線(電子部品)	巻線機、銅線、テープ	コイルに銅線を巻く	「作業指導書」を読み、注意する
金属、プラスチック	ハンドプレス機	アッセンブリ	作業場の整理整頓
金属、ゴム	ボンド	接着	ゴム手袋、窓を開ける
金属製品	ハンドプレス機	カシメ	会社側から細かく定時指導を受けている
金属製品	ハンドプレス機	カシメ作業	委託者から定期的に指導を受けている
金属製品	ハンドプレス機	羽根にダボをカシメる	委託業者から随時安全に作業をする為の指導を受けている
金属部品	タッパー、ボール盤	ネジ、穴、加工	手袋、接着剤が素手につかない様に囲い、メガネ
鋸類部品	プレス機、ボール盤	プレス作業、穴明け	作業前に異常がないか点検する
皮革素材	皮革裁断機	皮革の裁断	動力電源の安全確認。作業前の機械動作の確認
行灯	コンプレッサー	塗装	換気扇、マスク
合糸	合糸機、撚糸機	ボビン巻(ミシン糸)	健康管理。年一回町の健康診断を受診
合成素材	有機溶剤を含む接着剤	ヒール巻き	使い始めの容器はきれいなものを使う
合成素材、ボール紙	両面テープ、揮発性接着剤	ボール紙へのりはり	換気
紙	ボンド	貼加工	換気、ボンド保管場所(火のそばから遠ざける)
磁器	筋車	回転させながらトルエンで希釈した絵具を塗る	作業手元へダクトをひき、換気扇で室外へ出している
磁石	ハンドプレス機	磁石部品組み立て	小さい機械なので自分で指をはさまない様気を付けています
自動車部品の半田付け	半田コテ	自動車部品のリード線の半田付け	作業中の換気を良くする 作業の手袋
樹脂、PBT、PPS、端子	ハンドプレス機、カッター	バリ取り、組立、検査	シャーの意味がわかりません、ハンドプレス機には、会社から必ず安全確認説明と安全ハンドプレス機です
縮緬	力織機	調整織布	機械回転部のカバー取付
皮革素材、合成素材	有機溶剤を含む接着剤	靴の仕上げ	排気装置を設置している 有機溶剤に耐性のあるゴム手袋を使用している
織物	織機	機織	安全装置を付けている
刃物	マスク、手袋、溶剤	拭上キャップ付ケース	衛生のため、手の保護のため、溶剤の発散防止のため

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容	安全・衛生措置内容
刃物	安全キャップ容器使用、マスク着用、手袋着用	材検品	安全キャップ容器は飛散防止
水栓金具	バフ盤	研磨	集塵機で粉じんを吸っている
生地	裁断機	かばんの部品の裁断	機械の取扱に注意する
繊維製品	動力ミシン	無塵衣等作業服の縫製	仕事の量や時間等に留意し、過労にならないようにする 慣れているからといって気を抜かず集中して作業する よう心がけている
繊維製品	動力ミシン	ふくさの縫製	会社での受講
繊維製品	動力ミシン	ふくさ縫い	会社での指導
繊維製品	動力ミシン	衣服の縫製	ミシンの針で指を引っかけたり、縫ったりしない様、気をつけている、仕事が終わったら、ミシン、アイロンのコンセントははずしている
繊維製品	動力ミシン	衣服の縫製	針や刃で手を傷つけないように慎重に作業する 手元をライト等で明るくする
繊維製品	動力ミシン	縫製	みんなで声を掛け合って気をつけて作業しています
繊維製品	動力ミシン	帽子の縫製	縫製中以外はスイッチを切っている 縫製中は子供は近づけない
繊維製品、反物	汚れおとしのピストル	汚れおとし	換気には充分注意している
繊維素材	プレスカッター	鞆裁断	機械に守るべき措置を書き張る
繊維素材	動力ミシン	手袋の縫製	機械の点検の時、必ずスイッチを切る
袋ナット、バネ受けをプレス、キャップ(ネジ切り)	ボール盤、プレス機、自動機	自動機もやっておりますが、ほぼ手仕事です	細かな切粉の出る仕事の場合によりマスク等を付けて作業をしています
着物	ミシン	縫製	ミシン針のところにガード取付
釣用鉛	ガスコンロ	金型への鋳込み	アセトンで鋳込み前の部品を洗う その時は、ダクトに換気扇を付け排気する(月平均4時間) 他は軽作業の内職作業
電気部品の組立	電動圧着機	端子を圧着する	安全カバーをして作業する
電気部品ヒューズ	半田付け台	半田付け	個人的にのどが弱い為、少し厚いマスクをつけている (会社からは、必ず、手袋、マスクを着用するよう説明を受けた)
電線	溶解機	電線の半田付け	会社から換気扇をもらい使っている 自分ではマスクをしている
捺印	有機溶剤	インク消し	換気、マスク、容器に栓をする
箔	打機	箔打	軍手使用
箔	箔打機	箔打	軍手使用

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容	安全・衛生措置内容
皮革、合皮素材	有機溶剤を含む接着剤	ヒール巻き	換気扇を常時つけ、寒くない時期以外は、窓を開けている
皮革素材	コバズリ機	皮の新面に色をぬる	換気に気をつける
皮革素材	接着剤	靴の縫製	窓を開け換気扇を回す
皮革素材	有機溶剤を含む接着剤	かかと巻き、ヒール巻き	常時換気扇をまわす。健康診断を受ける
皮革素材	有機溶剤を含む接着剤	のり付け	換気、発火防止
皮革素材	有機溶剤を含む接着剤	のり付け	換気、発火防止
皮革素材	有機溶剤を含む接着剤	のり付け	換気と発火防止
皮革素材、合成素材	動力ミシン 有機溶剤を含む接着剤	服の縫製、用皮の折り込み張り合せ	排気→扇風機を使う
皮革婦人靴	動力ミシン。のり付き皮すき機	婦人靴甲の皮部分製甲	有機溶剤、窓を開けるぐらい
被服縫製	動力ミシン	制服の縫製	作業にかかる前に体をほぐし(ラジオ体操)、又、午前、午後と15分程度と休憩をとり、作業に集中している
布	ミシン	布の縫製	ミシンのメンテナンスは会社の方でもらっている 糸くずはブラシをかけている
布	動力ミシン	服の縫製	注意事項を休み時間に全員で唱和している
布	動力ミシン	枕カバーの縫製	ミシンをいつもきれいにしてから仕事を始めます
布	動力ミシン	枕側縫製	ミシンのベルトガード
布素材	動力ミシン	ズボンの縫製	注意事項の唱和。異変があったら監督者へ報告
布素材	動力ミシン	ズボンの縫製	うるさいので耳栓をつけています
布素材	動力ミシン	服の縫製	社員全員で注意事項を唱和する
鉄	自動バフ機	研磨	マスク着用、巻き込み防止にエプロン着用
	シミ抜き機	衣類の汚れ落とし	手袋マスク着用、換気
	メッキ前工程、治具	メッキはくり	ゴーグル、ビニールエプロン、スニーカー
	織機	織物(帯)	回転クランクには、カバーをつけている シャフトも鉄骨でカバーしている
			手袋、マスク、メガネを使用している 指サック、腕カバー

IV 参考資料

「平成 25 年度調査・平成 26 年度調査 調査結果概要」

1. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査について

危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握については、「平成 25 年度 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」及び「平成 26 年度 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」において、ヒアリング調査を実施したところである。

- ・平成 25 年度のヒアリング:8 都道府県、事業主団体及び委託者 32 者、家内労働者 86 人
 - ・平成 26 年度のヒアリング:8 都道府県、事業主団体及び委託者 34 者、家内労働者 80 人
- 各年度の調査における家内労働者の災害防止に係る問題点及び課題は、以下のとおりである。

2. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査より ～ 家内労働者の災害防止に係る問題点等 ～

■ H26 年度調査 □ H25 年度調査

(委)委託者に関する問題点 (家)家内労働者に関する問題点 (委・家)委託者、家内労働者両方に関する問題点

(1)家内労働法等の不遵守

- 家内労働法の規定が遵守されていない例がある。(委・家)
- 努力義務が遵守されていない例がある。(家)

(2)家内労働法等に関する知識の欠如・不足

- 家内労働法の不遵守は、法令知識の欠如・不足が主な原因と思われる。(委・家)
- 自らが家内労働者であると認識していない場合がある。(家)
- 家内労働法の存在は認識するも内容理解と法令遵守は不徹底。(委)

(3)安全衛生意識等の欠如等

- 安全衛生・災害防止意識が低いため、災害防止措置を十分に講じていない。(家)
- 委託者の 9 割近くが、家内労働者のヒヤリハット・災害発生を聞いていない。(委)
- 大きな事故の経験がなく、自らの作業が危険だと認識していない。(家)

(4)資源上の制約

- 法令遵守体制整備、家内労働者指導の余裕がない者がある。(委)
- 安全衛生設備購入、健康診断は自己負担となるため、回避しがち。(家)

(5)委託者と家内労働者の関係性上の問題

- 経験豊富な家内労働者に対し、安全対策等の指導援助を憚る委託者がいる。(委)
- 立場の強い専門的家内労働者には意見する立場にない。(委)

(6)更なる実態把握の必要性

- 家内労働の全般的な実態把握をさらに推進する必要がある。(家)
- 委託状況届未提出の要因は、法令知識の欠如、失念、故意などが考えられる。(委)

3. 家内労働者の災害防止に係る課題（以下は平成 26 年度調査の概要をまとめたもの）

(1) 家内労働法における安全衛生措置に関する認識・理解の向上

- 委託者及び家内労働者の、家内労働法における安全衛生措置の認識・理解を促進させるとともに、遵守状況の自主点検・実施につき、推進・指導等の徹底。

(2)業務の危険有害性等に関する認識・理解の向上

- 委託者及び家内労働者は、業務の危険有害性に関する知識向上。

(3) 家内労働における災害防止意識の高揚

- 広報活動等による家内労働における災害防止意識の高揚。

(4) 各主体による自主的災害防止措置の促進

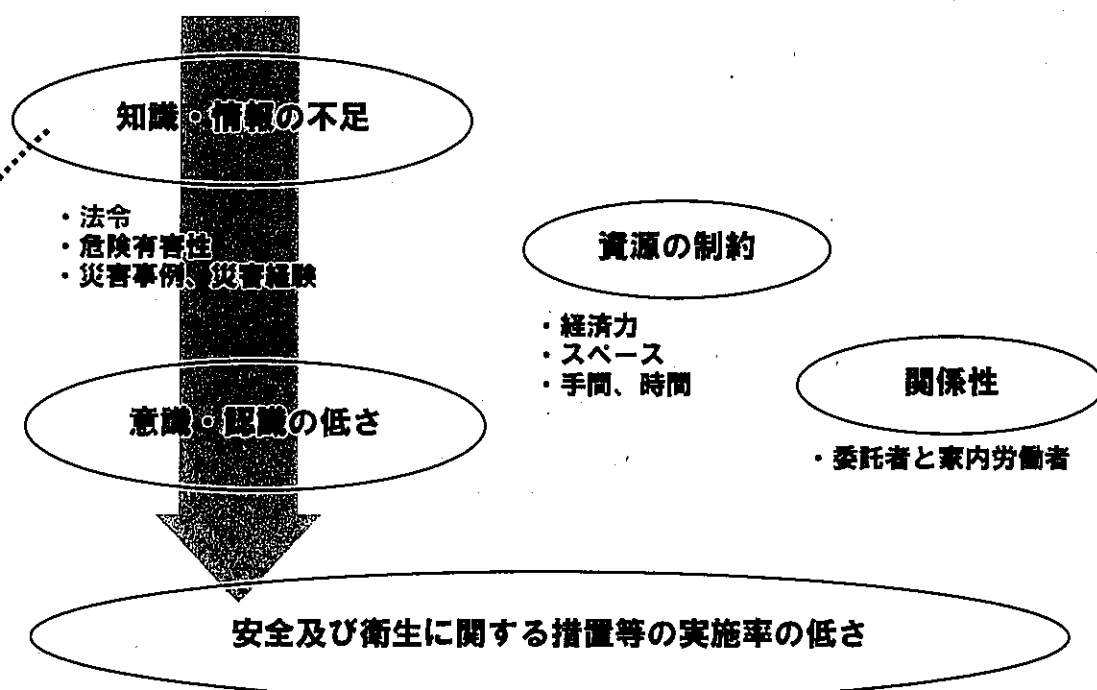
- 家内労働者の中には、資源上の余力がない場合が多いので、委託者による家内労働者への安全衛生設備設置、特殊健康診断受診の援助・促進、加えて、家内労働者が加入する団体を介した指導援助、情報提供等が有効である。

(5) 実態把握の強化と地域・業種に応じた対応

- 委託状況届及び家内労働死傷病届の提出の徹底を図り、都道府県労働局を含めた各関係者の協力を求め、実態把握をより一層推進することが望まれる。危険有害性が高い業務に従事する家内労働者が多い地域・業種に応じた、きめ細かい対応を行っていくことが望ましい。

4. 平成 25 年度調査・平成 26 年度調査と平成 27 年度調査の考え方

- 平成 25 年度・26 年度調査では、安全及び衛生に関する措置等への意識・認識の低さが指摘されており、その原因としては、法令及び、危険有害性・災害事例・災害経験等も含めた知識・情報不足にあるとされる。
- 安全及び衛生に関する措置の実施率の低さの背景として最も重要なのは『知識・情報の不足』であると考えられる。
- 平成 25 年度及び平成 26 年度の調査結果は、ヒアリング調査により得られたものであったため、平成 27 年度には、全国的なアンケート調査を実施し、家内労働法や危険有害業務の災害事例や防止措置等の認識状況や、『知識・情報の不足』の解決の方向性を見極めていくこととした。



＜ 今回の調査内容の方向性 ＞

【 今後の周知啓発の参考とする質問 】

- ・ 情報コンテンツのあり方
- ・ 情報の見せ方
- ・ 情報量のあり方
- ・ 媒体のあり方

【 業務内容・安全対策の実態に関する質問 】

- ・ 基本知識、基本認識
- ・ 従事している危険有害業務の内容
- ・ 安全及び衛生に関する措置実施状況
- ・ プロフィール

V 調査票

**「危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」
～ 委託者票 ～**

※ 平成27年8月31日現在の状況をご記入ください。

【貴事業所について】

問 1 貴事業所の雇用者数(家内労働者数は含みません)をお聞かせください。(○は1つ)

1 0人 2 1～29人 3 30～99人 4 100～299人 5 300人以上

問 2 常時委託している家内労働者数をお聞かせください。(○は1つ)

1 1～4人 2 5～9人 3 10～19人 4 20～29人
5 30～49人 6 50～69人 7 70～99人 8 100人以上

【周知啓発情報について】

問 3 「家内労働法」という法律をご存じですか。(○は1つ)

1 内容を知っている 2 聞いたことはあるが、内容は知らない 3 聞いたことがない

問 4 家内労働関連の法令、安全・衛生措置等を説明した、厚生労働省作成の「家内労働のしおり」を読んだことがありますか。(○は1つ)

1 読んだことがある → 問5へ 2 読んだことはない → 問9へ 3 わからない → 問9へ

《問4で1に○をつけた方:「家内労働のしおり」を読んだことのある方にお聞きします。》

問 5 「家内労働のしおり」の中で、興味を持った情報は何か。(○はいくつでも)

1 家内労働法の概要説明 2 安全・衛生措置の説明 3 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署が行っている各種施策 4 家内労働および家内労働者に関する統計情報	5 その他 具体的に: 6 特になし
--	--

問 6 「家内労働のしおり」に掲載してほしい情報、充実してほしい情報は何か。(○はいくつでも)

1 家内労働法の概要説明 2 安全・衛生措置の説明 3 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署が行っている各種施策 4 家内労働および家内労働者に関する統計情報 5 危険有害業務により生じる災害事故の事例	6 安全・衛生措置の取組事例 7 最新の安全装置・防具等の情報 8 その他 具体的に: 9 特になし
---	--

問 7 「家内労働のしおり」は、読みやすかったですか。(○は1つ)

1 読みやすかった → 問8へ 2 どちらともいえない → 問9へ 3 読みにくかった → 問8へ

問 8 問7で1または3に○をつけた方、その理由をご記入ください。(ご自由にご記入ください)

[illegible]

《全員に質問します》

問 9 家内労働関連の法令・規定、安全・衛生措置等についての情報提供を受けるとすれば、どのような媒体が望ましいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------------|------------|--|
| 1 厚生労働省のホームページ | 5 行政の広報誌 | 9 その他 |
| 2 都道府県・市町村のホームページ | 6 ビデオ等映像媒体 | 【 具体的
施策の
実施に
関する
取組の
状況】 |
| 3 パンフレット・リーフレット | 7 講習会等の実施 | |
| 4 関連団体等の機関誌 | 8 相談窓口等の設置 | |

具体的に:

【委託内容などについて】

問 10 家内労働者が使用している機械・器具・資材はどれですか。(○はいくつでも)

1 木材加工用丸のこ盤	14 動力ミシン
2 手押しかな盤	15 力織機
3 動力駆動のプレス機	16 合糸機、燃糸機
4 ハンドプレス機	17 有機溶剤又は有機溶剤の混合物
5 型付け機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	18 鉛又は鉛化合物
6 型打ち機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	19 土石、岩石、鉱物、金属、炭素(粉じん発散作業)
7 シャー・裁断機	20 発火性・酸化性・引火性の物品
8 旋盤	21 可燃性ガス
9 各種研削盤	22 火薬類
10 バフ盤(布バフ、コルクバフ盤を除く)	23 漆
11 ボール盤	24 その他(具体的に:)
12 フライス盤	25 わからない
13 面取り盤	26 なし

★25と26に○の方: 以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

※ 問10のように、災害発生のおそれのある機械・器具・資材を使用する業務(動力で駆動される機械を使う作業、有機溶剤等を使用する作業)を、危険有害業務といいます。

問 11 問10の機械・器具・資材を家内労働者へ譲渡、貸与または提供していますか。

1 はい	2 いいえ
------	-------

★2に○の方: 以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

【危険有害業務に対する危険度認識について】

問 12 委託する業務によっては、機械・器具・資材等について、安全・衛生措置を講じなければならないことをご存じですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 措置の内容を知っている | 2 聞いたことはあるが、措置の内容は知らない |
| 3 知らない | |

問 13 「家内労働法施行規則」で定めた安全・衛生措置を講じないと、罰則規定があることをご存じですか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|---------------------|------------|
| 1 内容を知っている | 2 聞いたことはあるが、内容は知らない | 3 聞いたことがない |
|------------|---------------------|------------|

問 14 委託した作業中に、家内労働者がけがをしたり、有害成分の吸入等で病気になったことがありますか。(○はそれぞれ1つ)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| けが・・・【1 ある 2 ない 3 不明】 | 病気・・・【1 ある 2 ない 3 不明】 |
|-----------------------------|-----------------------------|

問 15 危険有害業務は、的確な安全・衛生措置を講じないとけがや病気につながる可能性もあることをご存じですか。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 16 問10で○を付けたのと同様な機械・器具・資材を使用する危険有害業務で生じた災害事例をご存じですか。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 17 家内労働者や補助者の方も、業務上の負傷や疾病が発生するおそれの多い特定の作業に従事する場合は、任意で労災保険に加入できる制度(特別加入制度)がありますが、この制度を家内労働者に知らせていますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 知らせていない | 2 制度は知っているが、家内労働者に知らせていない |
| 3 制度を知らない | |

【安全・衛生措置の実施状況について】

問 18 家内労働者に譲渡、貸与または提供している機械・器具・資材について、貴事業所が行なった措置はどれですか。(○はいくつでも。番号に○を付けてください)

【安全装置の取付け】

- 1 木材加工用丸のこ盤や手押しかな盤等に反ばつ予防装置や接触予防装置を取り付けている
- 2 プレス機器及びシャーに安全装置を取り付けている

【安全装置等の規格具備の確認】

- 3 木材加工用丸のこ盤やプレス機器等の安全装置が法定規格を備えていることを確認している

【機械・器具への防護措置】

- 4 原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械などに、覆い、囲いやスリーブを取り付けている
- 5 紙、布、金属箔等を通すロール機に囲いやガイドロールを取り付けている
- 6 電気機械器具の充電部分のうち、感電するおそれのある部分に囲いや絶縁覆いを取り付けている

【危害防止のための書面の交付・掲示】

- 7 機械、危険物や有機溶剤等の危険防止注意事項を記載した書面を交付・掲示している

【有害物についての容器の使用等】

- 8 有機溶剤等の、漏れや発散のおそれのない容器を使用し、その名称や取扱い上の注意事項を表示している

【設備等の設置】

- 9 有機溶剤等を取り扱う屋内作業場に、局所排気装置等を設置する援助をしている
- 10 研ま・ばり取り等を行う場所に、局所排気装置や粉じん発生源を湿潤な状態に保つ設備を設ける援助をしている

【保護具等の使用】

- 11 機械の刃部で切粉払い等を使用する業務について、ブラシを使用させている
- 12 運転中の機械に巻き込まれのおそれがある業務について、帽子や作業服を使用させている
- 13 防毒マスク、防じんマスク、保護クリーム等、耳栓などを使用させている

【その他】

- 14 家内労働者の健康診断の受診を援助している(費用負担を含みます)
- 15 安全衛生に関する講習を実施している
- 16 その他(具体的に:)
- 17 安全・衛生措置は講じていない

《問18で17に○をつけた方:安全・衛生措置を講じていない方にお聞きします。》

問 19 安全・衛生措置を講じていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 法令を知らない	6 措置を講じるほどの仕事量がない
2 家内労働者からの要望がない	7 災害を起こさない自信がある
3 措置を講じる費用が足りない	8 その他
4 措置を講じる手間・時間がない	〔 具体的に 〕
5 措置を講じるほどのスペースがない	

《全員にお聞きします。》

問 20 貴事業所が行なった安全・衛生措置(問18で○をした項目)について、例を参考に具体的に
ご記入ください。

(例)

製品(部品)	使用機械・器具・ 資材	作業内容 (簡単に)	貴事業所が実施した安全・衛生措置 (問18で○をした項目)より具体的に
皮革素材	・動力ミシン	・かばんの縫製	・注意事項を交付し、壁面に掲示するよう 家内労働者に指導した。
合成素材	・有機溶剤を 含む接着剤	・ヒール巻き	・定期的に健康診断を受診するよう家内 労働者に指導している。
調整ボルト	・旋盤	・切削 (外径仕上げ)	・機械へのガード等安全衛生装備を施し た上で、家内労働者に譲渡、貸与また は提供し、最新の安全衛生装置が出た 時は速やかに装備交換を施している。
燃料噴射 ノズル部品	・フライス盤	・面とり加工	

(具体的に記入ください)

製品(部品)	使用機械・器具・ 資材	作業内容 (簡単に)	貴事業所が実施した安全・衛生措置 (問18で○をした項目)より具体的に

～ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

「危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」
～ 家内労働者票 ～

※ 平成27年8月31日現在の状況をご記入ください。

【最初にあなたご自身のことをお聞かせください】

問 1 あなたの性別はどちらですか。

1 男性 2 女性

問 2 あなたの年齢をご記入ください。

満 歳

問 3 あなたと世帯主(主たる家計維持者)との続柄をお聞かせください。(○は1つ)

1 世帯主本人 → 問4へ 2 世帯主の配偶者 → 問5へ 3 その他(子、親等) → 問5へ

《問3で1に○をつけた方:世帯主本人にお聞きします。》

問 4 どんな形態で家内労働を行っていますか。(○は1つ)

- 1 家内労働が世帯の主な収入源であり、本業としている(専業)
- 2 他に本業があり、本業の合間に家内労働をしている(副業)
- 3 年金を受給しており、家計の補助として家内労働をしている

【周知啓発情報について】

問 5 「家内労働法」という法律をご存じですか。(○は1つ)

1 内容を知っている 2 聞いたことはあるが、内容は知らない 3 聞いたことがない

問 6 家内労働関連の法令、安全・衛生措置等を説明した、厚生労働省作成の「家内労働のしおり」を読んだことがありますか。(○は1つ)

1 読んだことがある → 問7へ 2 読んだことはない → 問11へ 3 わからない → 問11へ

《問6で1に○をつけた方:「家内労働のしおり」を読んだことのある方にお聞きします。》

問 7 「家内労働のしおり」の中で、興味を持った情報は何か。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 家内労働法の概要説明 2 安全・衛生措置の説明 3 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署が行っている各種施策 4 家内労働および家内労働者に関する統計情報 | <ul style="list-style-type: none"> 5 その他 <li style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">具体的に: 6 特になし |
|---|--|

問 8 「家内労働のしおり」に掲載してほしい情報、充実してほしい情報は何か。(○はいくつでも)

1 家内労働法の概要説明	6 安全・衛生措置の取組事例
2 安全・衛生措置の説明	7 最新の安全装置・防具等の情報
3 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 が行っている各種施策	8 その他 〔具体的に: 〕
4 家内労働および家内労働者に関する統計情報	
5 危険有害業務により生じる災害事故の事例	9 特になし

問 9 「家内労働のしおり」は、読みやすかったですか。(○は1つ)

1 読みやすかった → 問10へ	2 どちらともいえない → 問11へ	3 読みにくかった → 問10へ
------------------	--------------------	------------------

問 10 問9で1または3に○をつけた方、その理由をご記入ください。(ご自由にご記入ください)

--

《全員に質問します》

問 11 家内労働関連の法令・規定、安全・衛生措置等についての情報を、もっと多く提供してほしいですか。(○は1つ)

1 そう思う → 問12へ	2 どちらともいえない → 問13へ	3 そう思わない → 問13へ
---------------	--------------------	-----------------

《問11で1に○をつけた方:もっと情報を提供してほしいと思っている方にお聞きします。》

問 12 どのような媒体で情報提供してほしいと思いますか。(○はいくつでも)

1 厚生労働省のホームページ	5 行政の広報誌	9 その他 〔具体的に: 〕
2 都道府県・市町村のホームページ	6 ビデオ等映像媒体	
3 パンフレット・リーフレット	7 講習会等の実施	
4 関連団体等の機関誌	8 相談窓口等の設置	

【具体的な作業内容について】

問 13 あなたの取り扱っている主な製品はどれですか。(○は1つ)

1 食料品 (※ 1)	6 ゴム製品	11 電気機械器具(※ 11)
2 繊維製品	7 皮革製品	12 情報通信機械器具
3 木材・木製品、家具・装備品	8 窯業・土石製品	13 機械器具等 (※ 13)
4 紙・紙加工品	9 金属製品	14 その他 (※ 14)
5 印刷・出版物	10 電子部品・デバイス (※ 10)	

※1 飲料・たばこ・飼料を含む

※10 集積回路、抵抗器・コンデンサ、コネクタ・スイッチ・リレー、記録メディア、電子回路基板、ユニット部品

※11 電球・電気照明、電子応用装置、電気計測器

※13 化学工業、鉄鋼業、非鉄金属に係る製品、一般機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具
(光学機械器具・レンズ、眼鏡、時計・同部品等)

※14 プラスチック製品、その他(貴金属製品、がん具・運動用具、装身具・装飾品・ボタン、漆器、壺・傘等生活雑貨製品等)

問 14 あなたが作業場で使用する機械・器具・資材はどれですか。(○はいくつでも)

1 木材加工用丸のこ盤	14 動力ミシン
2 手押しかな盤	15 力織機
3 動力駆動のプレス機	16 合糸機、燃糸機
4 ハンドプレス機	17 有機溶剤又は有機溶剤の混合物
5 型付け機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	18 鉛又は鉛化合物
6 型打ち機(皮、ゴム、紙の加工用に限る)	19 土石、岩石、鉱物、金属、炭素(粉じん発散作業)
7 シャー・裁断機	20 発火性・酸化性・引火性の物品
8 旋盤	21 可燃性ガス
9 各種研削盤	22 火薬類
10 バフ盤(布バフ、コルクバフ盤を除く)	23 漆
11 ボール盤	24 その他(具体的に:)
12 フライス盤	25 なし
13 面取り盤	

★25に○の方: 以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

〔 ※ 問14のように、災害発生のおそれのある機械・器具・資材を使用する業務(動力で駆動される機械を使う作業、有機溶剤等を使用する作業)を、危険有害業務といいます。 〕

【危険有害業務に対する危険度認識について】

問 15 危険有害業務について、安全・衛生措置を講じなければならないことをご存じですか。

(○は1つ)

1 措置の内容を知っている	2 聞いたことはあるが、措置の内容は知らない
3 知らない	

問 16 「家内労働法施行規則」で定めた安全・衛生措置を講じないと、罰則規定があることをご存じですか。(○は1つ)

1 内容を知っている	2 聞いたことはあるが、内容は知らない	3 聞いたことがない
------------	---------------------	------------

問 17 あなたは、危険有害業務中にけがをしたり、有害成分の吸入等で病気になったことがありますか。(○はそれぞれ1つ)

けが…【1 ある 2 ない 3 不明】	病気…【1 ある 2 ない 3 不明】
---------------------	---------------------

問 18 危険有害業務は、的確な安全・衛生措置を講じないとけがや病気につながる可能性もあることをご存じですか。

1 知っている	2 知らない
---------	--------

問 19 問14で○を付けたのと同様な機械・器具・資材を使用する危険有害業務で生じた災害事例をご存じですか。

- 1 知っている 2 知らない

問 20 家内労働者や補助者の方も、業務上の負傷や疾病が発生するおそれの多い特定の作業に従事する場合は、任意で労災保険に加入できる制度（特別加入制度）がありますが、あなたは加入していますか。（○は1つ）

- 1 加入している 2 制度は知っているが、加入はしていない
3 制度を知らない

【安全・衛生措置の実施状況について】

問 21 使用している機械・器具・資材について、

(1) 委託者がした措置はどれですか。（○はいくつでも：右端(1)の欄の番号に○）

(2) あなたの判断でした措置はどれですか。（○はいくつでも：右端(2)の欄の番号に○）

回答方向



	(1) 委託者が した 措置	(2) あなたが した 措置
【安全装置の取付け】		
1 木材加工用丸のこ盤や手押しかな盤等に反ばつ予防装置や接触予防装置を取り付けている	1	1
2 プレス機器及びシャーに安全装置を取り付けている	2	2
【安全装置等の規格具備の確認】		
3 木材加工用丸のこ盤やプレス機器等の安全装置が法定規格を備えていることを確認している	3	3
【機械・器具への防護措置】		
4 原動機、回転軸、歯車やベルトのある機械等に、覆い、囲いやスリーブを取り付けている	4	4
5 紙、布、金属箔等を通すロール機に囲いやガイドロールを取り付けている	5	5
6 電気機械器具の充電部分のうち、感電するおそれのある部分に囲いや絶縁覆いを取り付けている	6	6
【危害防止のための書面の交付・掲示】		
7 機械、危険物や有機溶剤等の危険防止注意事項を記載した書面を交付・掲示している	7	7
【有害物についての容器の使用等】		
8 有機溶剤等の、漏れや発散のおそれのない容器を使用し、その名称や取扱い上の注意事項を表示している	8	8
↓ 次ページに続く		

【設備等の設置】		
9 有機溶剤等を取り扱う屋内作業場に、局所排気装置等を設置している	9	9
10 研ま・ばり取り等を行う場所に、局所排気装置や粉じん発生源を湿潤な状態に保つ設備を設けている	10	10
【保護具等の使用】		
11 機械の刃部で切粉払い等を使用する業務について、ブラシを使用している	11	11
12 運転中の機械に巻き込まれのおそれがある業務について、帽子や作業服を使用している	12	12
13 防毒マスク、防じんマスク、保護クリーム等、耳栓などを使用している	13	13
【危険物の取扱い上の注意】		
14 発火性の物品を取り扱う業務等について、点火源のおそれのあるものへの接近などを避けている	14	14
15 可燃性のガスを取り扱う業務について発散を避けている	15	15
【その他】		
16 健康診断を受診している	16	16
17 安全衛生に関する講習を受講している	17	17
18 その他(具体的に:)	18	18
19 安全・衛生措置は講じていない	19	19

《問21で19に○をつけた方:安全・衛生措置を講じていない方にお聞きします。》

問 22 安全・衛生措置を講じていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 法令を知らない	6 措置を講じるほどの仕事量がない
2 委託者からの措置や指導がない	7 災害を起こさない自信がある
3 措置を講じる費用が足りない	8 その他
4 措置を講じる手間・時間がない	具体的に
5 措置を講じるほどのスペースがない	

《全員にお聞きます。》

問 23 あなたが実施した安全・衛生措置(問21で○をした項目)について、例を参考に具体的にご記入ください。

(例)

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容(簡単に)	あなたが実施した安全・衛生措置 (問21(2)で○をした項目)より具体的に
皮革素材	・動力ミシン	・かばんの縫製	・注意事項を壁面に掲示し作業開始時に全員で唱和する。
合成素材	・有機溶剤を含む接着剤	・ヒール巻き	
調整ボルト	・旋盤	・切削(外径仕上げ)	・機械へのガードを装備するとともに、同業者の事故・トラブル事例や安全衛生措置事例などがあれば、その都度作業員に書面で配布し意識を高めるようにしている。
燃料噴射ノズル部品	・フライス盤	・面とり加工	

(具体的にご記入ください)

製品(部品)	使用機械・器具・資材	作業内容(簡単に)	あなたが実施した安全・衛生措置 (問21(2)で○をした項目)より具体的に

※今後、別途ご意見をお聞かせ頂ける場合、あなたの住所、氏名、電話番号をご記入ください。

個人情報保護の観点から、ご記入いただいた住所・氏名・電話番号は、この調査以外には使用しません。

(住所) 〒 (お名前) (電話番号)

～ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～